# ジョン・バーンズ「カナダにおけるスポーツと法」(2) [翻訳]


| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2017-10-03<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 西村, 秀二<br>メールアドレス:<br>所属: |
| --- | --- |
| URL | http://hdl.handle.net/2297/28862 |

# 《翻訳》
# ジョン・バーンズ
# 「カナダにおけるスポーツと法」(2)

# John Barnes, Sports and the Law in Canada, Third Edition (1996)

西　村　秀　二

目次

はしがき
判例一覧
第1章　スポーツの公的規制(Public Regulation of Sports)
A. スポーツとスポーツ法
B. 国家的利害関係：歴史的テーマ
C. 行政的プログラムと政策
1. 権限の分配
2. 連邦政府
a. 健康とアマチュアスポーツ法(The Fitness and Amateur Act) ("FAS Act")
b. その他の政策：フットボール、ホッケーと国際関係
c. その他のプログラム
3. 州政府
D. 資金調達
1. くじ(Lotteres)
2. 慈善スポーツ
3. スポンサーシップとタバコ産業
E. 制定法上の規制
1. 概論
a. 連邦法
b. 州法
2. 非合法なスポーツ

3. 格闘技スポーツ—ボクシングの問題
4. 競馬
5. ボーティング(Boating)
6. 狩猟と魚釣り（以上、金沢法学 53 巻 2 号）

第 2 章　アスリートの権利

A. 概論
1. カナダの権利と自由憲章
2. 人権法
3. 救済手段

B. 平等権
1. 性差別
2. 障害を持つアスリート
3. 先住民と明らかな少数民族
4. 出生地
5. フランス語使用者の利害関係

C. 適格性と懲戒
1. 私的協会
2. アマチュア資格と経済的事情
3. 適格性と選抜
4. 懲戒
5. ジュニアホッケー
6. マイナーホッケー
7. カナダ大学間スポーツ連合

D. ドーピングコントロール
1. 序論—ベン・ジョンソンと Dubin 検査
2. 禁止リスト—カラカスからカナダアンチドーピング機構(CADO)へ
3. スポーツにおけるドーピング罰則に関するカナダの政策
—カナダスポーツ倫理センター
4. 無益性、矛盾、有害性
5. 異議申立と司法審査

E. 紛争の解決

第 3 章　スポーツビジネス

A. 概論
1. スポーツ経済とスポーツマーケティング
2. 権利と財産

B. プロスポーツ
1. ティーム所有権と被雇用者
2. 収入と課税
3. 公的助成金
4. テレビジョン契約
5. 独占権、需要独占、留保権
第4章　競争法と労働法
A. 競争法
1. 概論
2. 6条と48条
3. プレーヤーの拘束
4. フランチャイズ拘束
B. トレードによる拘束
C. アメリカの独占禁止法—NFL(the National Football League)の事例
1. 概論
2. プレーヤーの拘束
3. 労働法の適用除外(the Labour Exemption)
4. フランチャイズ拘束
D. 労働法
1. 概論
2. 労働関係法(the National Labor Relation Act)
3. カナダの労働法
第5章　カナダフットボールリーグ(the Canadian Football League)
A. 法的歴史
1. 概論
2. リーグの拡大と縮小
3. プレーヤーの拘束と選手会
B. CFL 規制
C. 団体交渉協定(Collective Bargaining Agreement)
D. その他の問題：懲戒権と薬物検査
第6章　ナショナルアイスホッケーリーグ
A. 法的歴史
1. 概論
2. 国際アイスホッケー協会
3. 選手会

4. 年金事例
B. NHL 規制―フリーエージェント補償金
C. 団体交渉協定
D. その他の問題
第7章　メジャーリーグ
A. コミッショナー
B. 独占禁止法の適用除外(Antitrust Exemption)
C. 選手交渉(Player Relations)
D. その他の問題
第8章　ナショナルバスケット協会
A. 概論
B. プレーヤー拘束
C. サラリーキャップ制度(Salary Cap)
D. その他の問題
第9章　選手契約
A. 標準選手契約
1. 概論
2. 構成と取り消し(Formation and Avoidance)
3. 契約違反を生じさせること
4. 内容：権利と義務
B. 救済手段と施行
C. 報酬と交渉
1. 契約交渉
2. 特別約款
3. 代理人
4. 所得税
第10章　スポーツ傷害：刑事責任と民事責任
A. 暴行と刑事責任
1. スポーツ暴行の種類
2. プレーヤーの刑事責任
3. 刑事暴行における承諾
4. 抑制と改善
B. スポーツ傷害の民事責任
1. 概論
2. 故意による不法行為：民事暴行と侵害

3. 私法上の過失と危険の引受け
   a. 一般的理論
   b. 不法行為上の損害賠償請求権と免責
4. 関係者の責任
   a. プレーヤーがプレーヤーに民事訴訟を提起すること
   b. 観客がプレーヤーに民事責任を提起すること
5. 施設管理者の責任
   a. 建物の所有者の責任—プレーヤー
      i. 制定法
      ii. コモン・ロー
   b. 観客が建物の所有者に民事訴訟を提起すること
   c. プレーヤーが管理者に民事訴訟を提起すること
      —組織、管理・監督、警告、予防
6. 指導者と監督者の責任
   a. 学校と教員
   b. コーチ、指導者、健康指導者
   c. 競技役員
   d. 両親
7. 組織の責任
   a. アマチュアクラブと法人格なき社団
   b. プロティーム
8. 医療上の過失
9. 結果責任(Products Liability)
10. 生活妨害(Nuisance)責任

C. その他の損失補償システム
1. 保険
2. 労働者の損失補償(Compensation)
3. 刑事傷害損失補償

注

## 第2章　アスリートの権利

“権利”とは、まさしく要求もしくは承認された利益である。それは、他者が尊重する義務のある倫理的もしくは法的権利である。スポーツに参加する者は、安全で健全な競技環境[1]やプロフェッショナルアスリートの労務提供に関

する自由市場[2]等を含む広範な諸権利を、当然に要求することができる。また子供が関与する場合には、特別な権利を要求することができる[3]。“アスリートの権利”[4]という用語は、通常、アマチュアレベルから高度なレベルにまで適用される参加権や公平権に関連している。このような諸権利には、憲法や人権法で認められている通常の保障のほか、適切な賠償権、協会の会員になる権利も含まれている。

本章では、カナダの権利と自由憲章において保障されている基本的保障[5]並びに差別の禁止が含まれている公法上の保障を、検討していくこととする。また一般的に金銭、資格、ティームの選択、懲戒というような争議に関連するアスリートの私法上の権利も、検討の対象とする。その際には、とりわけ憲法・契約・手続上、アスリートの権利に影響を及ぼすドーピング規制も問題となってくる。最終節では、争議を解決する手段としての仲裁裁判、司法以外に採り得る方法についても検討することとする。

A. 概論

1. カナダの権利と自由憲章

カナダにおける基本権は、2つの法律によって保障されている。基本的な自由権と法律上の権利を保障している一般的憲章もしくは権利憲章と、雇用や職業における不適切な差別を禁止している人権法典[6]である。最も重要な一般的憲章(“the Charter”)は、1982年憲法(the Constitution Act,1982)の第1部に規定されているカナダの権利と自由憲章(the Canadian Charter of Rights and Freedoms)である[7]。

1982年憲法の52条によれば、同憲章は、カナダ憲法の一部であり、最高位の法として優先される。そのため、“憲法の規定と調和していない法は、矛盾している限りで、無効である”。憲章で保障されている基本的自由には、2条(a)に規定されている“良心と信仰の自由”、2条(b)に規定されている“思想、信条、表現の自由”、2条(d)に規定されている“結社の自由”が含まれている。憲章の6条(2)は、他の州への移動の自由とそこで生活することを保障してい

る。保障されている法律上の権利には、“生活、自由、身体の安全権”、7条に規定されている“基本的正義の原則に従っている限り、それを否定されない権利”、8条に規定されている“不合理な捜索・押収から保障される権利”が含まれている。憲章の11条に規定されている合理的な期間内で裁判を受ける権利と無罪の推定というような特定の法律上の権利は、刑事罰を招致しうる刑事手続や類似の公法的手続に適用される。憲章の15条によれば、

> 個人は、法の下に平等であって、法による平等な保障と利益を受ける権利を有しており、とりわけ人種、国籍、民族的起源、皮膚の色、宗教、性別、年齢、精神的もしくは身体的障害に基づいて差別されない。

1985年に施行されたこの平等権の保障は[8]、憲章の15条(2)によれば、恵まれない個人や集団の状況を改善するための積極的優遇措置を排除するものではない。

憲章の保障は、広く解釈されており、絶対的なものではない。例外的に、議会もしくは州の立法府は、法律や個々の条項を憲章に反するように解釈することができるという33条の文言によって、基本的自由並びに法律上の平等権を制限することができる。より重要なことは、憲章の1条が、“自由かつ民主主義的な社会において、明らかに正当化されうると法で規定されている合理的な制限”に基づいて、権利と自由を制限することを認めていることである。この1条によって権利を完全に否定することは許されないが[9]、それが“法で規定されている”という条件のもとに、“制限すること”は許されている[10]。1986年のR. v. Oakes[11]判決において、カナダ最高裁は、1条の制限は、“正当化の厳格な基準”を充足していなければならず、かつ憲法上の権利に優先することを是認できるもしくは基本的に重要な社会的目的を有していなければならない、と判示した。その目的は、“緊急かつ本質的”なものでなければならず、その手段も、合理的で明白に正当化されかつバランスのとれたものでなければなら

ない。その手段が目的と効果の点を慎重に考慮されたものであることを要件とする公正さは、当該目的に合理的に関連するものであり、かつ“当該権利もしくは自由を可能な限り侵害しない”ものであらねばならない[12]。最高裁は、Oakes判決において、総論としては公平性テストを支持したものの[13]、同時に一貫性のない柔軟な正当化基準を採用し[14]、当該状況においては合理的と思われる立法化を[15]、繰り返し引き延ばしている[16]。Andrews v. Law Society of Britisch Columbia判決において[17]、裁判所は、平等権につき正当性の基準を均等に割り当てた。

32条(1)によれば、憲章は、議会、カナダ政府、州議会の権限内にある全ての事項について、適用される。憲章は、法律[18]、制定法上の権限、政府の代理人による訴訟に関する憲法上の制約を意味している。このように憲章は、政府の機能もしくは国家責任を履行する法主体には適用されるものの、大学のように公的法規に関わっていない自治権が認められている機関には、適用されない[19]。憲章に服すべき法主体には、政府の立法部局[20]・行政部局、刑事訴追機関、政府の管理している機関[21]、制定法上の権限を委任された[22]公的取締団体もしくは懲戒団体[23]、地方自治体[24]、教育委員会[25]が、含まれている。もっとも、同憲章は、公的団体における雇用というような経営上の決定には適用することができない[26]。また同憲章は、一私人による訴訟[27]もしくは政府と関連しない私的訴訟にも適用されない[28]。両者は、契約上の権利[29]もしくは法人組織[30]を含む私的・任意組織[31]の家事事件を対象としているからである。

憲章は、スポーツカナダのような政府部局による訴訟には適用されるが[32]、公的補助金で支援されている私的なスポーツ組織[33]の入会資格、その他の争議には適用されない[34]。それにもかかわらず、国家スポーツ組織は、憲章上の権利を尊重することを奨励されている[35]。憲章は、ドーピングの申立から生じる懲戒手続には適用されないとされているが[36]、近時のドーピング管理制度は、政府による強力な管理下にある政策であるといえる。そうである以上、ドーピング違反で告発された者に、憲章上の権利を認めることが許されてもよいよう

に思われる。

2. 人権法(Human Rights Codes)

民間並びに公共部門における非合法な差別は、人権法によって禁止されている。人権法は、各州においても制定されており、カナダ人権法(the Canadian Human Rights Act)は[38]、連邦の裁判権に服する領域での差別を禁止している。

オンタリオ州の[39]人権法は[40]、平等な処遇を受ける権利を宣言しており、その1条で“サーヴィス、物品、施設”における差別を、2条で娯楽における差別を、5条では雇用における差別を、さらに6条では労働組合もしくは職業上の団体における差別を、それぞれ禁止している。カナダ市民権もしくはカナダでの永住という要件が、その“文化、教育、労働組合、競技活動への参加を促進・啓発する目的のために採択されている”同法16条(2)によっても、このような権利は侵害されてはならない。もっとも、宗教的、友愛的、社会的に特別な団体の場合には、同法18条によって、そのグループに属する者に、サーヴィスや施設を制限することは許されている[41]。また、公共の良識に適っていることを理由として、20条(1)は、サーヴィス・施設の使用を、男性もしくは女性のみに限定することを認めており、さらに20条(3)は、レクリエーションクラブの会員資格や会員費を、年齢、性別、婚姻関係もしくは家族の有無を理由として、制限することを認めている。

サーヴィスや施設については、ほとんどの州の人権法（オンタリオ州では公式に）が、慣習上利用可能な市民に、サーヴィスの保障を制限している。もっとも、公共のレクリエーション施設[42]や社会的クラブ[43]では、このような差別は禁止されている。だが、当該団体並びにその活動が、その性質上公共的なものでない場合には、不服申立は認められていない。オンタリオ州では、未成年者のアイスホッケー[44]やソフトボール[45]における不服申立が、協会の設立趣旨やサーヴィスの範囲を理由として、公式に否定されている。だが近時においては、一般の人々が慣習上利用できるサーヴィスには、組織的なアマチュアアイスホッケークラブ[46]や軍の落下傘降下訓練[47]も含まれるとされている。University

of Britisch Columbia v. Berg 判決において[48]、カナダ最高裁は、大学内部のサーヴィスも州の人権法によって保障されると判示している。

オンタリオ州の人権法1条は[49]、“サーヴィス、物品、施設”[50]には言及していたものの、公的な利用については言及していなかった。1982年から1986年まで、“競技団体の会員になることや競技活動に参加することにつき、同一の性である者に制限されていたとしても、サーヴィスや施設に関する平等な取り扱い権は侵害されるものではない”という19条(2)によって、同法1条の適用は制限されていた。だがその後、このような法制上の例外は、憲章によって保障されている平等権の否定にあたるとされた[52]。

差別に対する不服申立が、州をまたがって組織されているプロリーグに関する場合には、カナダ人権委員会が当該ケースを審理する管轄権を有している[53]。だが通常は、雇用、サーヴィス、施設に関連する不服申立は、州の法律によって扱われる。Wood v. Can. Soccer Assn.(“CSA”)判決では[54]、デンマークの16歳の少女が、スカボロー・ユースサッカー協会によって主催された国際招待サッカートーナメントで、少年の部への参加を拒否され、CSAによって制裁措置を課された。主催者側は、10歳の少女が異なる年齢部門でプレーすることを許可したが、著しい身体的差異と傷害を負うリスクの大きさを理由として、より上の年齢グループでプレーすることを認めなかった。カナダ人権法に基づいた不服申立が提起されたとき、連邦委員会の裁定は、競技会を主催することに関する一次的な責任は地方のサッカー協会にあるとした。これは、カナダサッカー協会が除外に関与することは、同協会に組織上の管轄権を与えるために、州をまたがった企画や国家的事業としての性質を有するものではないこと、並びに営利的もしくは法人組織の活動としては適切ではないとしたものであり、すべての救済手段は、オンタリオ人権法に従って達成されなければならないのである。

3. 救済手段(Remedies)

憲章の24条によれば、憲章上の権利を侵害された者は、“裁判所が当該事情

のもとで適正かつ公正とみなす救済手段”を付与されている“適格な裁判権を有している裁判所”に対して再審理を求めることができる。人権法によれば、その執行は、個々の不服申立もしくは差別的な慣行に関する報告書を調査しなければならない人権委員会の責任とされている。当該ケースを調停もしくは和解によって解決できない場合には、それは救済や賠償を命じることができる裁判所に付託される。このような特別な法定上の手続は、通常人権法違反に基づいた民事訴訟の提起を排除することになる[55]。

当該協会の規約もしくは財産権に関連する私法的な紛争においては、一方当事者は、まず他方当事者に何らかの行為を求めもしくは控えるように命じる暫定的差止命令もしくは中間的差止命令[56]の再審理を求めがちである。申立人は、暫定的基準に基づいて参加する機会を保護することもでき、他方で契約違反を差し止めることもできる[57]。差止命令は任意的な救済手段であり、裁判所はそれを認めることについては多大な注意を払うことになる。なぜなら、それを履行する当事者に、重大な結果を惹起しうることになるからである[58]。カナダ最高裁は[59]、救済手段を付与することが公正かつ公平か否かを決定するための3段階の一般的テスト[60]を判示している。第一に、当該ケースについての予備的な評価が必要である。これは、伝統的には申立人が有利なケースであることを立証する必要があるが[61]、場合によっては、当該ケースが取るに足りないものではないこと、審理されるべき重大な問題であることのみが立証されればよい[62]。第二に、差止命令が認められなかった場合には、補償によっても回復不能な損害を被ることになることを、申立人が立証しなければならない。第三に、差止命令を認めることもしくは否認することから、当事者のうちのどちらが、より多大な損害を被ることになるかを決定するに際して、裁判所は、当該事情がどちらに有利になるかを考慮しなければならない。

B. 平等権(Equality Rights)

本節では、差別をなくすためにカナダのスポーツ並びに救済措置において採られている様々な社会的グループの状態を検討していくこととする。国家的ス

ポーツ政策に関する近時のレポートは、平等権を保障するための諸方策を勧告している[63]。民主主義制度並びに衡平法上の参加権の原則は、カナダスポーツ評議会の基礎となっている憲章並びにスポーツ共同体のフォーラムにおいて、認められているものである[64]。法的・政治的政策においても、機会の均等は常に求められている。

1. 性差別[65]

すべての形態における女性差別撤廃協定(The Convention on the Ekimination of All Forms of Discrimination Against Women)は[66]、州並びに連邦政府がその実施に必要な法案を採択することに同意した後の1981年12月に批准された[67]。同協定の批准国は、"女性差別をなくすためのあらゆる適切な方策を採ること"に同意し、教育・雇用・経済社会生活というような分野において平等権を保障するものである(10,11,13条を参照)。批准国は、とりわけ10条(g)に規定されている"スポーツ・体育における活動に参加する同一の機会"を保障し、かつ13条(d)に規定されている"レクリエーション、スポーツ、その他のすべての文化的活動に参加する権利"を保障するものである。スポーツにおける性差に基づく平等権[68]並びに同協定を有効に受け入れている程度は、以下の3領域における女性の地位を検討することによって評価することができる。すなわち、機会と参加、指導者としての雇用と地位、メディアへの出演である。

これらへの女性の参加は著しく増加しているにもかかわらず、(公的基金、くじ収益、男女の学生会費によって支援されている)スポーツプログラムからの恩恵の大部分は、未だに男性が享受している。レクリエーション等への女性の参加率は、12歳以降急激に低下しており[69]、あまり関与していないといえよう[70]。オンタリオ州の大学等における学内並びに大学対抗競技への女性の参加は、学生数に比例していない。予算、販売宣伝活動、施設の割当等においても不均衡がみられる[71]。女性は、国民スポーツ協会(" NSOs")に加入しているアスリートのうちの32%を占め[72]、1992年夏季オリンピックのカナダティームのうちの39%を占めていた[73]。近時の多くの国際スポーツ競技においては、男

性が女性の2倍出場している[74]。連邦によるアスリート支援資金の受給者も、男性が女性を上回っている[75]。

1991年に行われた女性スポーツ指導者の調査によって[76]、雇用形態が同一でないこと[77]、サラリーに不均衡があることが[78]、明らかになった。国民スポーツ協会の上級役員の28%、技術指導者の24%、高度の技術指導者の13%、上級コーチの12%、マーケティング指導者の24%、国家レベルの競技役員の15%を、女性が占めている。1993年のカナダ大学間対抗競技連合では、女性の大学対抗スポーツプログラムでの常勤コーチの46%を男性が占めていたのに対して、男性プログラムの89名の常勤コーチのうちの2名のみが、女性であった[79]。国際的スポーツにおいては、1991年の連盟のカナダ代表者のうち、26%が女性であったが[80]、国際オリンピック委員会の93名の委員のうち、6名のみが女性で、170種目のカナダオリンピック委員会の会長のうち、女性は6名のみであった[81]。最も顕著な不公平は、メディアへの出演に見られる。女性スポーツは、ほとんどメディアで紹介されておらず、女性アスリートによる偉業は、ほとんど知られていない。男性スポーツの新聞記事と女性の記事とは、31対1の割合である[82]。1992年の1週間における新聞のコラムのうち、女性スポーツに関するものは3%にしかすぎず、1993年の11月と12月の2週間においては9%であった[83]。テレビ放映された女性スポーツの実況放送は、全てのスポーツ放送の1%以下であった[84]。思春期以降においては、活動に必要とされる体型、体力、スピードの点で、男性は女性より優位ではある（そのギャップは縮小されているにもかかわらず)。だが、このような女性スポーツの不公正な状態は、身体的な相違のみによっては説明できるものではない。なぜなら、正規の競技に多様な種目があることは、周知のところであるから。また、運動競技能力自体は、運営の適正さやレクリエーションへの参加率に影響を及ぼすものではない。このような不均衡は、女性がそれらに関与することを軽んじている社会的要因や政治経済的規制に基づいているのである。このような障害には、ステレオタイプの素朴な排斥のほか、女性の生活経験に一致しない労働様式、

専門的な発展性、娯楽的機会も含まれている。男性は、女性にはほとんど奨励されていない可視的なスポーツを構築してきたのである。

スポーツは、伝統的に男性文化と営利的なショーに関連づけられてきた。北アメリカにおけるスポーツの支配的モデルは、男性のプロリーグにおける暴力や非常に激しいプレーであった。他方で女性は、サイドラインの外側で飾りとなることのみに従事してきた。このモデルは、学校やプロフェッショナルなレベルのためのトレーニングとして編成されたアマチュアプログラムによって、強固なものとなった。性的役割に関する社会的な期待、外観、振る舞い、医学的神話、女性スポーツの顕著なモデルが存在しないこと等が、女性に身体的な脆弱さやスポーツをすることのハンディキャップをわきまえさせるように仕向けるのである[85]。そのような社会的認識が、しとやかで、女らしい忍耐的職業へと運命づけていったといえよう。力強くて、競争心の強い女性アスリートは、"性的注意人物(gender suspect)"とみなされ、メジャーな競技種目で同一性識別鑑定を課されることになる[86]。

1970年代以降[87]、女性スポーツに関するあらゆる観点からの研究が増加し、公正な資金提供や代表を勝ち取るための様々な政策が採られた。これの先導的支持機関が、公的に設立された女性とスポーツ並びに身体的活動を促進するためのカナダ協会(Canadian Association for the Advancement of Women and Sport and Physical Activity)である。女性雇用のためのインターンシップを提供し、国民スポーツ協会(NSOs)への参加を増進させるために、スポーツカナダは1980年に女性のためのプログラムを設立した。

1986年には、スポーツにおける女性に関する政策(the Policy on Women in sport)が[88]、平等な機会を達成するための目標を定めた。アメリカでは、1972年の教育修正法第9編(Title Ⅸ of the Education Amendments Act of 1972)が[89]、教育的プログラムにおける公平を要求し、連邦資金の浪費に対する制裁もありえることとした。他方カナダでは、スポーツの発展が学校や大学に集中しておらず、制度上は、教育的機関に対する直接的な連邦資金のコントロールは認め

られていない。だが、財政上の制裁は、国民スポーツ協会(NSOs)や政府の助成金と契約を規制することによって、適用することができる[90]。

このような政府によるイニシィアティブの他に、人権委員会への告訴や訴訟によっても、平等権は追求された[91]。初期のケースにおける矛盾した結論の後[92]、この方法は個人の権利を擁護するために役立った。Blainey v. Ont. Hockey Assn. 事件におけるオンタリオ州控訴裁判所判決は[93]、州法にあった多数の妨げを撤廃した。

Forbes v. Yarmouth Minor Hockey Assn. 事件で[94]、Nova Scotia 調査委員会は、アイスホッケーリーグの興行はサーヴィス業もしくは慣習上市民に提供されている施設であることを理由として、11 歳の少女 Tina Forbes が少年のみを対象としていた協会に登録することを拒まれた時、人権法(the Human Rights Act)[95]に違反するとした。Yarmouth 協会は、地域に根ざしてはいても公的な支援を受けていたがゆえに、もっぱら少年だけを対象とした私的なグループとは認められなかった。同協会が Nova Scotia Minor Hockey 協議会のメンバーとは認められておらず、かつカナダアマチュアアイスホッケー協会("CAHA")の規約は地方の競技会には適用されないことを理由として、男子に限るという対外的な規制は適用されなかった。カナダアマチュアアイスホッケー協会の規約は、オールスターゲームもしくは地域対抗ゲームにのみ適用されうるのである。Commn. des droits de la personne v. Fédération québécoise de hockey sur glace inc. 事件では[96]、13 歳の少女 Françoise Turbide が、ケベックアイスホッケー連盟の要請に基づいて"Bantam"ティームから除籍された。これに対して、上位裁判所(The Superior Court)は、ケベックアイスホッケー連盟の規約は会員を男子に限定していないことを認め、彼女を復帰させるよう命じた。名高い事件では、その他の法律に基づいて判決が下されており、裁判所は、ケベックアイスホッケー連盟はケベック州の自由と人権憲章[97]の保障に従うべきだとしたため、適格な女性プレーヤーは除籍されることがなくなった。ケベックアイスホッケー連盟は、年齢別に利用可能な "区別されてはいるが平等な(separate but equal)"施設

であることを立証することができなかったのである。裁判所は、1978年から79年のシーズン、Turbideを入会させるよう命じ、性差に基づいて差別された規約はケベック州では無効であるとした。これに対し、オンタリオ州の2つの評判のよろしくない判決においては、相反する結論が採られていた。Re Cummings and Ont. Minor Hockey Assn. 事件では[98]、10歳の少女Gail Cummingsのカナダアマチュアアイスホッケー協会(CAHA)への登録がオンタリオマイナーホッケー協会("OMHA")によって拒否された時、彼女はオールスターティームから締め出された。調査委員会は、この処置を"一般の人々が慣例上入ることを許されている場所で利用可能なサーヴィスや施設"の規定における差別にあたるとし、オンタリオ州の以前の人権法に違反しているとした[99]。同委員会は、社会的・身体的もしくは一般の認識に適っていることを理由とする除外を正当化しようとする主張を、退けたのである。だが合議法定は、一定の年齢区分に応じた少年のアイスホッケーを促進するというプライベートで任意的な団体であるオンタリオマイナーホッケー協会(OMHA)は、人権法が予定している一般の人々が利用可能なサーヴィスにはあたらないことを理由として、この決定を破棄した。控訴院も、法人組織化されていないOMHAは、人権法の定義する"法人"とは認められないという厳格な法解釈的理由から、これを維持した。訴えは、同協会の役員もしくは理事に対して提出すべきものとしたのである。Ont. Human Rights Commissioner v. Ont. Rural Softball Assn. 事件では[100]、9歳の少女Debbie Bazsoが、少年のオールスターソフトボールティームでプレーすることを拒否された。合議法定は、オンタリオ地方ソフトボール協会は少年と少女を別のティームでゲームさせており、統合したティームはその施設を使用することができないとして、調査委員会の決定を破棄した。控訴院の多数意見も、これを支持した。Houlden裁判官は、同ソフトボール協会の企画したプログラムは、明白な法文上の文言が存在せず、人権法に規定されたサーヴィスもしくは施設とは認められないとした。Weatherston裁判官は、競技における公平さを達成する目的というような正当な理由があれば、協会から除籍することはでき

るとした。これに対しWilson裁判官は、そのゲームは公的な公園で行われたものであるから、限定的基準に従って制限することはできないという反対意見であった。同ケースは、黒人であるという理由で登録を拒否された少年のケースとまさに同様であるとしたのである。Wilson裁判官は、団体の活動から除籍するような“サーヴィスと施設”の限定的な解釈を正当化するものは、人権法上存在しないとした。もし人権法がアマチュアスポーツから除籍することを予定しているのであれば、特別な例外規定が必要であろう[101]。

オンタリオ州の人権法が1981年に修正された時、一般の人々の参加権は、サーヴィス・物品・施設に関する待遇の平等権を保障する要件ではなくなった[102]。同時に、新たな人権法の19条(2)は、“競技団体の会員資格もしくは競技活動への参加は、同一の性である者に限定する”という規定を削除した。この法定上の制限は、Blainey v. Ont. Hockey Assn.(“OHA”)事件で[103]、オンタリオ州控訴院がカナダ権利と自由憲章の15条で保障されている平等権に違反していることを認めた1986年まで、実施されていた[104]。この事件では、12歳の少女Justine Blaineyが、1985年にMetro Toronto Hockeyリーグのティームでプレーするために選出されたが、その適格性を男性に限定していたオンタリオ州ホッケー協会(OHA)によって、その登録を拒否されたというものであった。Blaineyは彼女のスキルを伸ばすために、女性ホッケー協会(the Women's Hockey Association)でプレーすることより、OHAでプレーすることを希望した。高等法院の判決を破棄した控訴院は、オンタリオ州の旧人権法19条(2)は、競技活動における直接的な性差に基づいた差別を認めていない憲章の15条と矛盾するとした。オンタリオ州の旧人権法19条(2)は、その文言と効力が公序良俗を促進することもしくは参加者を傷害から守るというような合理的な目的と矛盾するという理由から、正当なものとは認められないとしたのである。

> それは、何らの制限・ガイドラインも規定していない。・・・それは、オンタリオ州のすべての競技団体による“女性禁止”という掲示を認め

ている。・・それは、差別を禁じることを予定している成文法において、特にそれを認める点で異常である[105]。

同憲章は、オンタリオアイスホッケー協会のような私的な法主体に対して直接的には適用されなかったが、制定法上の規定を無効としてきた。Blaineyの救済は、人権委員会に告訴を再提起することによって可能であった。当該告訴が審理されたとき、調査委員会は、差別に当たるとした[106]。そのため、ティーム、リーグ並びにオンタリオアイスホッケー協会は、Blaineyの受けた精神的苦痛に対して、3千カナダドルを支払うよう命じられ、Blaineyは彼女のスキルを維持するために、アイスホッケースクールに参加する資格を与えられた[107]。オンタリオアイスホッケー協会は、女性にも等しくプレーする機会を認め、これを公表された資料で明示するよう命じられた。

オンタリオ州では、Blainey事件以降、“人権法に規定されている平等な待遇権は、少女や女性が当該競技の標準に達しているという条件で、彼女たちが選択したスポーツティームに参加する権利”を意味している[108]。だがその後、これは無条件な差別の禁止へと至った[109]。思春期以降の年齢グループでは、ほとんどの女性アスリートが男性のゲームレベルに達しているとは伝統的にみなされておらず、男性に相応する権利は適用されていない。区分された女性ティームは、身体的に不利な条件にある他のグループのための特別なプログラムもしくはこれに肯定的な活動プログラムとして[110]、継続的に実施されている[111]。その解決策として、12歳までは統合するよう奨励されてはいるが、12歳以降については区分されたゲームが維持されている[112]。

人権法に基づいた告訴は、既定のシステムに対する参加権の拡大、セクシャル・ハラスメントの阻止[113]、スポーツにおける女性の地位等に配慮するという有益な目的のためには資するものであり、それが社会的上層階級における機会均等に向けられていようとも、社会的には有益な効果をもたらしうるであろう[114]。だが、法的な救済は、リベラルな理論に付随しており、恣意的な差別の

除去、性差のない現実の確立に向けられているにすぎない。男性に限定されている活動を一変させ、男性による経済的コントロールをより強固なものとしているリスクを、現在の商業主義的構造に閉じ込められている女性が冒すに値する対策は、ほとんどないと言えよう。疑似フェミニズムが、その一定の役割を果たしてはいるものの、それは、スポーツ団体の現在の競技形態やそれに代わり得る新たな方法の探求に結び付けられねばならないのである[115]。

2. 障害をもつアスリート

障害をもつアスリートには、車イス・肢切断・目や耳の不自由なアスリート並びに胎性麻痺もしくは知的障害のアスリートが含まれる。これらのグループの参加機会を進展させるためには、レクリエーション・フィットネスプログラム並びにスポーツ競技団体のフレキシブルな対策を必要とする[117]。このようなアスリートの参加を促進し、経験を改善するためには、様々なモデルがある[118]。国家レベルでは、FAS が障害をもつアスリートのための７つのスポーツ団体に資金を提供している[119]。カナダパラリンピック委員会(the Canadian Paralympic Committee)は、その加盟協会のための調整・資金調達団体として便宜を与えている。この種のスポーツ団体には、様々なものがあり、単一の障害者のためのもの（例えば目の不自由な者のスポーツ)、特別なスポーツ（例えば障害者スキー）のための競技団体や運営団体がある。他の団体は、目下のところ支援的な役割を担っており、幾つかのグループは、独自のスポーツ文化を維持することを選択している。健常なスポーツ運営にすべてのアスリートを統合しようとする広範な目標がある一方で、異なる競技会もしくは混合的な種目における特別な競技カテゴリーを保護しようとする目標もある。

その平等性は、行政上の指導と人権法上の訴訟によって追求されてきた[120]。オンタリオ州では、人権法の[121]1 条と 5 条で、身体的・精神的・学習上の障害と定義されている差別が、禁止されている。カナダ人権法の 3 条(1)は[122]、“既往もしくは現在の精神的・身体的障害で、均斉を失った既往もしくは現在のアルコール・薬物依存を含む”(25 条参照）障害に基づいた差別を、禁止してい

る[123]。身体的活動に関するケースとしては、とりわけ目の不自由な[124]もしくは視覚的障害をもつ参加者の除外が問題となっている[125]。オンタリオ州では、障害者が当該権利の行使に伴う要件を遂行することができない場合には、その権利は侵害されていないとされている[126]。だが、“不当な辛苦”の程度に達している障害者のニーズに対して便宜をはかるべき義務はある[127]。Youth Bowling Council v. McLeod 事件では[128]、小児麻痺であった 11 歳の少女 Tammy McLecd が、彼女が車イスからボールを投げるために木製のスロープを使用するという理由で、子供ボーリングトーナメントから除外された。オンタリオ合議法廷は、“Tammy は、その障害のゆえにボーリングの本質的な行為—手でコントロールして、ボールをリリースする—を遂行することができない”とした[129]。だが、このルールは障害者に不利なことを認め、障害者の便宜をはかる義務があるとした。

> 人権法は、スポーツフィールドにおいてサーヴィスを提供する者に、参加を希望している障害者のニーズにその不当な辛苦に応じた便宜をはかるべき義務を課している。私見によれば、プレーをするために他の参加者を必要とするか、もしくは便宜を与えられた者が参加することによって他者に著しい影響を及ぼす場合には、不当な辛苦の程度に達しているといえよう。人権法は、どのような理由からであれ、その本質的な要件を遂行することができない者に便宜を与えるために、スポーツの本質的な要件を、参加者全員のために変更することまで要求してはいない[130]。

ボーリングは個人スポーツであり、他のプレーヤーに影響を及ぼすものではない。McLecd にも、事実上彼女を受け入れている他の子供にも、不当な辛苦を与えるものではない。合議法廷は、ボーリング評議会並びに競技出場者に不当な辛苦があったことを認めず、平等な待遇ではないという事実認定を支持した

のである。

3. 先住民と明らかな少数民族

近時のレポートは、少数民族と先住民の地位を検討し[131]、彼らのスポーツ団体やレクリエーションプログラムへの更なる参加を促進する政策を提唱している。連邦事務局は、先住民との結びつきを発展させることを推奨しており[132]、FAS は、“先住民コミュニティーにおけるスポーツと積極的な生活機会の創設を援助することに” 着手した[133]。

アメリカ合衆国においては、多くの社会学的・経済学的研究が、大学や北アメリカのプロ・リーグにおける黒人アスリートの地位を検討している[134]。そこで取り扱われている論点としては、エントリーの障壁、ポジションの人種的分離、不平等な実績評価、コマーシャル収入も込みのプロ収入における著しい差異、管理者としての立場への参加権がないこと等が、挙げられている。サラリーの差別待遇については、プレーヤーの実績に応じた自由競争が採用されているリーグでは、現在のところあまり顕著なものとはなっていない[135]。よく見受けられる調査結果は、役割やスキルに関する固定観念が黒人アスリートに集中しており、中心的でないポジションにストックされていることである[136]。カナダフットボールリーグ(“CFL”)の調査でも、黒人プレーヤーとカナダ人プレーヤーのポジションに同様の傾向が見られる[137]。1994 年に、再調査委員会はバスケットボールのカナダ代表ティームのセレクションにおける固定観念と人種差別を検討した[138]。同調査委員会は、人種差別については認めなかったものの、カナダバスケットボール協会に対して、少数民族とのコミュニケーション並びに関係改善プログラムを行うよう勧告した。

4. 出生地

本稿では、外国籍選手の雇用人数を制限することによって、カナダ人選手の雇用機会を限定することになるかもしれないカナダリーグの慣習とルールを検討することとする。オンタリオ州の人権法が、文化的・教育的・競技的活動への参加を促進する目的であっても、カナダ市民権を持つ者や永住者に優先権を

認めている以上、このような制限は、同国人、人種的起源、祖先、出生地[139]、もしくは市民権に基づいた差別にもなりうるのである[140]。

カナダ大学間競技連合(the Canadian Interuniversity Athletic Union)("CIAU")の入会資格規約は、男子バスケットボールティームについて、カナダ以外で高校レベルもしくは高度のトレニングを受けた選手については3人までを許可するという制限を課していた[141]。同じく、カナダに設立されたCFLティームの登録選手リストは、17歳以前にカナダ以外でフットボールのトレーニングを受けた外国籍選手数を制限している[142]。両者の規約は、十分な"カナダ人選手"を保障することを目的としており、カナダ人選手の強化と参加を促進することにある。

このCIAUルールは、大学対抗競技会から除外されたことに異議を唱え、民事訴訟を提起したAcadia大学のアメリカ人バスケットボール選手達によって、1975年に審理された[143]。私立大学での運動競技に参加することは、一般人に"慣習上提供される"サーヴィスには該当しないため、州の人権法によっては保護されないという理由で、Nova Scotia控訴院は、この訴えを却下した[144]。もっとも、同控訴院は、CIAUルールがトレーニングを受けた場所に関連していても、それは出生地に基づいて差別することになることは認めていた。

> もし私が当該問題を判断するとしたら、CIAUルールの真の目的と効果、すなわちカナダに在住するアメリカ人のバスケットボール選手数を減少させることは、キューバ人やカナダ人だからという理由ではなく、アメリカ合衆国でトレーニングを受けた学生がカナダのバスケットボールティームでプレーすることをやめさせてもよいとしているにすぎないという論拠で、糊塗することはできないと思料する[145]。

この結論は、調査委員会がカナダフットボールリーグでの外国籍選手の割当

数を検討したRe Bone事件[146]によって、追認された。これは、カナダ人クォーターバックJames Boneが、Hamilton Tiger–Catsのトレーニングキャンプでの彼に対する差別的処遇を申立てたものである。調査委員会は、外国籍選手の定義が“アメリカ人”もしくは帰化したカナダ人のための特別な規定に関連していた初期のルールから進展したことを認めた。

同委員会は、トレーニングを受けた場所という定義が事実上“選手の出生地に基づいて個人”を分類する“平明な比喩表現”であるとの結論を下した[147]。従って、ティームが、個人の能力を公平に評価することなく、ある特定のポジションに“外国籍選手”もしくは“非外国籍選手”を固定的に起用することは、差別的となる。Hamilton Tiger–Catsのゼネラルマネージャーとヘッドコーチが、クォーターバックのポジションにあらかじめ考えていたアメリカ人選手を優先的に起用し、Boneを有力な候補者として扱い、彼のスキルを示す公平なチャンスを与えなかったと、調査委員会は裁決した。Hamiltonティームは、Boneに賠償金として1万カナダドルを支払い、選手選考会と1980年のトレーニングキャンプへの招待状を出すよう命じられた。

このBoneの告訴によって、当該プレーヤーがゲームに再加入することができなければ、他の外国籍選手と交代させることができる補欠選手として、指定された15人の外国籍選手のうちの1名を補充することができるとするカナダフットボールリーグの“指定外国籍選手”規約も検討された。だが、2人の外国籍選手がクォーターバックとして指定されていた場合には、彼らは自由に交代することが許される。この規約によれば、コーチは常時アメリカ人の最大数を抜擢することができるという理由から、カナダ人クォーターバックに対する差別的待遇になると、Bone側は主張した。だが、調査委員会は、より才能のあるカナダ人選手がいる場合には、才能の劣るアメリカ人選手を選ぶことからティームが利益を得ることはないという理由に基づいて、この主張を却下した。

14人の外国籍レギュラー選手と1人の才能の劣る外国籍クォーターバックを擁するよりも、14人の外国籍レギュラー選手と1人の交代要員の外国籍選手と最も有能なセカンドクォーターバックとの間で選択する方が、明らかにベターではなかろうか？[148]

James Boneは、選手選考会へのオファーを断り、その代わりにカナダ人権委員会に“指定外国籍選手”規約を無効とする告訴を提出した。これに対し、カナダフットボールリーグは、同リーグは連邦の司法権に服する事業ではなく、その雇用業務が州法に従っているメンバーティームのために、単にゲームを促進しているにすぎないものであることを主張して、カナダ人権委員会の調査を差し止めるよう連邦裁判所に対して再審理を申立てた。だが、連邦裁判所は、調査委員会には司法権に関する問題を裁決する資格があると判示した。すなわち、同リーグの様々なアレンジメントは州間の交渉と看做されることから、CFLルールが調査委員会の権限を超えたものだとすることは明白ではないとしたのである[149]。

調査委員会がBone事件を掌握した一方で、CFLの登録選手リストでポジションを拒否されたアメリカ人選手が、“外国籍選手”の制限に異議を唱えるもう一つの訴訟を提起していた。1981年2月に、調査委員会は、両ケースともにリーグ側に有利なものになると裁決した。“指定外国籍選手”規約に従えば、“その出生地の如何にかかわらず、最も才能のあるクォーターバックを選択することは、常にティーム側の利益となる”とする点では、州の委員会と見解が一致した[150]。また同委員会は、“外国籍選手”を制限することは、カナダ人権法の16条に規定されている“個々のグループが被る不利益を失くしもしくは減少させることを企図している特別な協定”として、正当化されるとした。これによれば、カナダでトレーニングを受けた選手を優先することは、出場機会における不利益を克服する合理的なプログラムということになる。

5. フランス語使用者の利害関係

平等権にかかわる最後の分野として、ナショナルティーム、スポーツ運営並びに技術的サーヴィスにおけるフランス語使用者の軽視に関する歴史的問題を検討することとする[151]。FASの二ヶ国語併用構想プログラム(The Bilingual Initiatives Program of FAS)は[152]、現在、行政上の二ヶ国語併用サーヴィスをもたらした点で、国民スポーツ協会(NSOs) を支援している。異なる地域における特別なスポーツの人気に応じて、様々な準備が必要となる。とりわけ、二ヶ国語併用の協会規約とティーム選抜上の調和を促進するための手続において公平な参加が認められていることが望ましい[153]。

特別な研究領域として、ナショナルアイスホッケーリーグにおけるフランス語使用者選手の地位に関するものがある。1977年から78年の資料に基づいた同研究は、エントリー様式の障壁、パフォーマンスの特質、ポジションの分離並びにサラリーの差別を示唆している[154]。よくある慣行であるフランス語使用者選手のゴールキーパーへのストックは、彼らが“ひとまとまりのケベック人”と看做されていることを示唆しているのかもしれない。より近時の研究によれば、入場料と報酬に関する差別的待遇は認められなかった[155]。

C. 適格性と懲戒

本節では、アマチュアリーグ並びにスポーツ管理団体による裁定を概観することによって、これらの構成員の私生活上の権利を検討することとする。ここでの論議は、適格性規約・金銭上の権利・ティーム選抜・懲戒権に関連するものである。とりわけ近時の訴訟においては、競技会に出場することが重大な経済的利益をもたらす国民スポーツ協会に所属するアスリート達の労働条件が取り扱われている。高度なパフォーマンスを有しているアスリート達は、民主主義的な抗議と公平な手続によって、彼らの利益を保護することを求め、“アスリートを中心とする”組織を実現するために“カナダアスリート協会” (Athletes CAN)(公式にはカナダアスリート協会) (the Canadian Athletes Association)[156]を結成した[157]。司法的救済や制度改革によるアマチュアからの解放の大部分は、自由・公平・適正な金銭的報酬に関するプロ選手による先行した闘争と同様で

ある[158]。プロ選手がリーグとティームマネジメントに立ち向かったのに対し、高度なパフォーマンスを有するアマチュア選手は、カナダのスポーツ運営組織の役員と直面しなければならなかった。

1. 私的協会[159]

ほとんどのスポーツ団体は、法定権限を行使する公共企業体もしくは委員会とは対象的な、私的・任意的協会である[160]。それぞれの協会は、そこに所属するメンバーが当該団体の規約・協定・慣習によって明示されている契約上の関係を維持している自治団体である[161]。その目的・権限・手続は、役員もしくは内部審査機関に一定の権限を与えている規約・定款に[162]、規定されている。従って、裁判所は団体内部での裁定に関して司法権を行使することを好まず[163]、当該団体の専門的意見や自由裁量に含まれる専門的事項を解決するために誠実な試みがなされた場合には[164]、当該裁定の是非につき控訴院として対応することを控えがちである[165]。もっとも、当該団体がその権限を逸脱している場合や不公正な手続によってメンバーを排斥しているような[166]、“あからさまで明白な不公平”(injustice manifeste et flagrante)な場合には、裁判所による救済が講じられる[167]。すなわち、当該規約が、裁判所に管轄権のある客観的な裁決に関連する契約上の権利並びに規定の解釈が守られることについては、裁判所が関与しているといえよう[168]。それ故、私的協会の活動は司法によるコントロールに服しており、法的権利を定める法廷としての裁判所の管轄権を排除することは不可能である[169]。裁判所は、財産権を保護するため[170]もしくは独占的権限を有している団体が個人の生活に干渉することを制限するために[171]、介入することになろう。裁定が不誠実になされたり[172]、少数派に対する不正が認められる場合に[173]、審理が行われるのであり、裁判所は実体的規約や定款の“合理性”を検討することになる[174]。通常の救済方法は確認判決であるが、重要な参加権[175]もしくは財産的利益を保護するために、裁判所は差止命令を出すこともできる[176]。

構成員の第一次的な権利は、適正に定められた規約に従って当該協会の事業

をおこなうことができるということである[177]。必要な聴聞手続は守られねばならず[178]、競技会は公示どおりに実施されなければならない[179]。そして適用されるべき客観的な基準が存する場合には、裁定は恣意的なものであってはならない[180]。すなわち、権利は特定の契約もしくは条件に基づいているのである[181]。当該システムが契約に沿っていることを審理することのほか、規約や手続における公平性の要件、とりわけ生活権や財産権が危険にさらされている場合に、裁判所は一般的に関与することになる[182]。

当該協会の裁定手続がなお原告に適用できる場合には、裁判所は時としてその救済を拒否することがある[183]。だが、内部的救済が十分に検討されたと明白に認められる者についても、裁判所に訴えることは正当化されなければならない[184]。(仲裁法(The Arbitration Act)は[185]、争議が仲裁協定に従っている場合については、裁判所による介入を制限している[186]。) もっとも、内部的手続が無益なこともしくは不公平であることを立証することができるなら、裁判所に訴えることは排斥されない[187]。例えば、聴聞の長期にわたる遅滞は不当な苦難を意味し[188]、ティーム選抜のような緊急の事態においては、裁判所は適切な救済を命じることができる。すなわち、協会の規約もしくは委員会の権限を充足していない手続は除外されないのである[189]。

2. アマチュア資格と経済的事情

プレーに対する報酬を禁止している厳格なアマチュア規約の大部分は過去の遺物となっているにもかかわらず、ルールブックにはまだ多くの金銭に関する事項が規定されている。現在、諸協会は参加者のコマーシャル活動を規制しており、認可された報酬の形態に関する詳細なガイドラインを維持している。国際競技連盟("IFS")と国民スポーツ協会(NSOs)は、スポーツの目的と価値観に関する影響を維持しつつ、市場の資金を保護しようとしている。商標で守られているこのライバルは、時として伝統的な無報酬の国内・国際選手権に参加することを中止して、他の報酬が得られるあからさまな商業主義的トーナメントに喜んで参加するエリートアスリートによる個人的な宣伝活動である。そこで

のアマチュアリズムは、スポーツ団体の根底に遺物として存続しているにすぎない。メディアに順応した成功している協会は、適格な参加者とは楽しみのためにスケートに携わっている者をいい、生計のために携わっている者ではないと宣言することによって、ルールブックを始めることさえできるのである。もっとも、ほとんどの競技者はまだ無報酬のアマチュアであるというのも事実である。カナダにおけるナショナルレベルのアスリートでさえ、スポーツからかなりの収入を得ている者は、少数にしかすぎない[191]。

本節では、報酬に関する進展とその制限の理論的根拠を概説し、アスリートと国民スポーツ協会(NSOs)との間の労働関係を検討することとする。高度なパフォーマンスを有するアスリートは、契約上の義務に服しており、収入レベルや課税のような具体的な問題に対処しなければならない。だが、伝統的には彼らは被雇用者とはみなされていない。

1971年まで、国際オリンピック委員会("IOC")のオリンピック憲章は、アマチュアリズムの"道徳的な資質"に賛同し、憲章規則の26において、競技出場者は職業に従事しており、スポーツに参加することによって物質的利益や報酬を受取らないという適格性を要求していた[192]。このアマチュア規約は、歴史的には古代ギリシャスポーツの誤伝に基づいた19世紀末の創案であった[193]。その早期の祭典は、有給のプロ選手や労働者階級を除外することによって、紳士的なエリート層のための競技に制限されていた[194]。その曖昧な歴史的遺産と社会的偏見のゆえに、アマチュアリズムは一般的に非難されているが、その哲学的な原則は、より弾力的なものである。初期のアポロジストは、スポーツを仕事や職業に転化することに反対し、ギャンブルと勝利至上主義に堕落することによって、報酬を得ることはフェアプレーを破滅させることになるとした。すなわち彼らは、高給を得るプロ選手が競技会の平等性を乱すことを恐れたのである[195]。アマチュアリズムは、現在、その活動がスポーツの本質的な目的と本来の価値という根源的な要素を結びつけるものとして擁護されている[196]。その達成は、パフォーマンスの特別なスキルや卓越性における喜びから得ること

ができるのであり、参加者は、スポーツのもつ創造的経験の代表者であって、ショービジネスに雇われた単なる演技者であってはならないとされている[197]。

確かに競技は、特別な世界に踏み入ることを意味してはいるが、アスリート達は、休暇の自由な遂行が市民権のひとつである実在する者として生活していかなければならない。市場は、スポーツを行う情熱に関して最も手ごわい後見人でさえも支配しているのであるから、アマチュアリズムは、スキルとサーヴィスに対する適切な報酬を拒むために仕えている疑わしいイデオロギーのように思われる。金銭的拒絶というものは、商標権やマーケッティング代理店の商業化された環境においては、ほとんど期待することのできないものである。才能やパフォーマンスに関して報酬を得ることは、何ら不道徳な行為でもなく、卓越していることの目的は、通常プロフェッショナルなアプローチによって成し遂げられるのである。アマチュアリズムは、アスリートの総商品化に対する理論上の防波堤にはなりうるが、直接的方法がスポーツ組織や政策意思決定への適正な参加をもたらすときに、清貧を社会的地位の向上をもたらす手段とすることは、奇妙であろう。更に、アマチュア規約は、その実行不能性、看取された偽善によって弱体化され[198]、実施の点において不備があった[199]。寛容であることと正直であることが罰せられるようになったときに、すべての道徳的原則は衰退し、プロフェッショナリズムが、より健全な競合モデルとなるように思われる。結局、アマチュア規約は、公的に資金を提供されているステートアスリート、言い逃れ、アマチュア百万長者、“にせアマチュア”に直面することによって衰退していった。

IOCの適格性規約は、1974年に“アマチュア”という用語を使用することを中止し、様々な形態の奨学金や私的収入を暫時認めるようになった。オリンピック憲章の規則45は[200]、現在、適格な参加者に関して、各々の国内オリンピック委員会に加入しており、オリンピック憲章とIOCによって承認された国際競技連盟の規約に従う者と規定している。オリンピック憲章の附属規則3は、フェアープレーの概要を定め、附属規則4は、競技参加者に対して、肖像

権の無認可使用もしくは競技中の宣伝目的によるパフォーマンスを禁止している。従って、国際競技連盟は、“倫理的”要件と可視的商業化に関する制限を条件としたオリンピックの適格性を決定する一次的な責任を負っている。このシステムは、時として、国際競技連盟が適格性と復権を決定し[201]、国際競技連盟独自による選手権大会の商業主義的可能性を保護するという恣意的な分類をもたらすことになる[202]。

ほとんどの国際競技連盟は、今でも単に協会の規約に従うことを要求しているだけのアマチュア資格もしくは適格性に関する一般的定義を維持している[203]。NSOs は、資金援助や交際費をアスリートに支払うことを認めており、備品・衣服・治療等への給付金を管理しなければならない[204]。スポーツカナダによるアスリート支援プログラム(“AAP”)サポートは、授業料・トレーニング費・参加費への援助を認めている[205]。さらに現在は、当該収入が NSO に支払われ、特別な“アスリート基金”もしくは“信託口座”に預けられるという条件の下に[206]、幾人かのプレーヤーは、賞金・報酬・スポンサーシップやコマーシャル出演料から、私的なスポーツ関連収入を稼ぐことも可能である[207]。代理人によって支援されている幾人かの卓越したプレーヤーは、戦績や出場することによって、私的なイメージや名声による販売促進や後援を可能とする[208]個人の才能に基づいた財産権を巧みに利用し、報酬を得ることができるのである[209]。競技を続けている間のアスリートの所得は、信託口座に預けられねばならず、“合理的な”生活費については使用することができる[210]。従って、これら全ての資金は、スポーツから引退した時に取得することができる。

NSO を経由することによって洗浄されることを要件としているこのような信託基金システムは、これによって言い逃れをもたらすアマチュア規定の煩わしい遺物にすぎない[211]。各スポーツ協会は、基金管理とスポンサーシップに関する独自の詳細な要件を有しているが[212]、当該規制並びにアスリート協定では、一般的に NSO によって認可されかつ署名されたアスリートのコマーシャル契約を要件としている。所得もしくは贈与は、アスリートの異なる口座に預

けられねばならず[213]、NSO は一定の割合のサーヴィス料を要求することができ、かつ当該基金の使用は、支出と適格性に関する当該協会の規約に従わねばならない。規約上、NSO のスポンサー・広告主・マーケティングプログラムと一致していない活動は制限されており[214]、NSO は、アスリートに対して直近の主要な選手権大会でのプライベートなコマーシャル活動を差し控えるよう要求することができる[215]。従って、このシステムは、事実上アスリートの宣伝活動を管理するものであり、NSO の財産を保護する機能を果たしている。

“カナダアマチュア選手協会を名簿に登録している” NSOs は[216]、当該協会の一般的目的のために寄付がなされた場合には、慈善用の領収書を交付するが、寄付が指定されたアスリートのためにだけなされた場合には、事業用の領収書を交付している。アスリートに関する税効果は、現在、NSOs のために特別に IF ルールに従った個人の受領金を規定している 1992 年の修正所得税法によって処理されている。同法の 143.1 条は、アスリートの所得に関して、それが最初に受領された日もしくは 1992 年 1 月 1 日に受領された日の後に、信託が創設されたものとみなしている。同法 143.1 条(2)によれば、アスリートは、基金が引き出されたときもしくは信託から分配されたときにのみ、所得税を払わねばならず、当該所得は事業上もしくは財産上の所得として扱われるため、合理的な事業上の費用は控除することができる[217]。アスリートは、少なくとも 8 年間信託基金所得を据え置くかもしくは引き延ばさなければならない。143.1 条(3)によれば、当該信託は、創設 8 年後あるいは “カナダナショナルティームのメンバー” の場合には “国際的なスポーツイベント” のような最後の競技の 8 年後に、終了もしくは分配されたものとみなされる。従って、引退後の基金の段階的解消による節税は可能である。

カナダ歳入庁は、スポーツカナダによる給付金を所得税法上の所得もしくは給与とはみなしていない[218]。それにもかかわらず、AAP は、アスリートと NSO がそれぞれの権利と義務を提示した公式の契約に署名することを条件としている。そのような契約は[219]、一般的には、アスリートがトレーニングや競技プロ

グラムに従うこと、懲戒権に服すること、当該協会のスポンサー付き活動に協力することを要求している。このようなことから、コンメンテイターのなかには、ハイパフォーマンスアスリートが事実上常勤労働者であることを意味しているため、彼らは雇用者としての権利を主張することができるとする者もいる[220]。これによれば、アスリートは、被雇用者として団体交渉権を有し、労働基準や労災補償に関する法律上の利益を得ることができよう[221]。またアスリートは、不当な解雇からも保護されることになる。関係の見直しを迫ることあるいはよりよい代議制度を求めることによって、アスリートはティーム選抜や懲戒権等に関するNSOsの自由裁量権を抑制しようとした。また彼らは、アスリートの財政的状態を改善することに努め、様々な機会に主要な社会的障壁を撤廃しようとした。1989年には、AAPプログラムに属するアスリートのうちの約3分の2の者の総収入は、1万5千カナダドル未満であったのに対し[222]、AAPの支払金額は[223]、25%増額された1995年まで、1984年のレベルのままであった。不十分な資金提供という事実は、カナダのハイパフォーマンスアスリートの大部分が富裕な家庭からプライベート上必要な金銭的サポートを与えられているということを意味する[224]。そのような家庭の多くは、大学教育に資金を供給しているAAPから付加的な利益を得ているのである。アスリートは、プロフェッショナルプレーヤーの先例に従い、メジャーゲーム等から得ている協会の収入のうち、約55%を要求できるかもしれない。ナショナルティームのメンバーは、公務員もしくは外交官に譬えられたりもする以上、それ相応の報酬を支払われるべきなのかもしれない。スポーツ大臣であったOtto Jelinekは、Ben Johnsonの偉業に対して、多くの外交代表団以上に、カナダにとっては価値があると、かつて称賛したものであった[225]。

3. 適格性と選抜

スポーツ上の恩恵を実現するためには、アスリートは競技会に出場するチャンスを得なければならない。裁判所は、出場することの重要性を認めており、適格性と除外に関する決定を再審理する態勢にある。なぜなら、取り返しのつ

かない損失の可能性が、時としてアスリートの希望に沿った有利な事情にもなりうるからである[226]。ハイパフォーマンススポーツにおいては、様々な判決が、ティーム選抜手続に対する異議申立を取り扱っている。国際的イベントに出場することは、潜在的利益を含んでいる。オリンピックに出場する機会を失うことは、司法上2万カナダドルと評価されている[227]。“プレーする権利”を否認されたか否かを判決する際に[228]、裁判所は、協会の規約、契約上の権利並びに手続の公平さを考慮している。

コミュニティーもしくは学校の協会に関連する判決においては、裁判所は、適格性の基準に従っていることもしくはトーナメントの附属細則を再審理している[229]。出場資格を剥奪するためには、通常、明確な規則が必要とされている[230]。もっとも、MacDougall v. Ont. Fed. of School Athletic Assn. 判決では[232]、上訴裁判所の多くが3つの異なる“プログラム変更”の定義を用いているが、そのいずれもが附属細則に規定されている学校間の移動についてのものではない。法律職に興味があった学生は、法律過程を取得するために学校を変更した後に、バスケットボールの競技会に継続的に出場することを許可する差止命令を認められている。

選抜に関する問題は、AAPの認定指名[233]もしくは競技会のための選抜[234]に関するものである。(コーチあるいは協会役員も、ティームから除外されること、推薦されないこともしくは国際的地位に指名されないことによって、権利を侵害されることがある[235])。ティーム選抜問題は、一生に一度のチャンスであるにもかかわらず、リスクを負っているうえに不利な決定を再検討する時間的制約が課されているがゆえに、難解かつ軋轢を招くことになる。この問題は、多くの場合、妥協の余地がほとんどない“オール・オア・ナッシング”の結論を求められ、決定の見直しが、最初のセレクションで地位を得た第三者にも影響を及ぼすことになる。選手選抜委員は、個人的でとらえどころのない要因を評価するものであるがゆえに、その過程において多少の融通性を有している。だが、この問題の困難性は、一定の競技におけるパフォーマンスもしくは特定

の競技会での結果というような確立された基準によって、減少させることができる。Bruce Kidd と MaryEberts による有力なレポートは[236]、明確かつ簡潔な基準によって、自由裁量を制限する公平なプロセスの重要性を指摘している。すなわち、その過程には、負傷や契約条項として規定されていたティーム選考会が行えなかったというような時機を失した不運な出来事にも対処しうる仕組みを盛り込むべきなのである。内部的な再検討や要請が、これを解決するためのより望ましい方法であり[237]、理想的には、ティームメートによって選ばれるべきであろう[238]。

裁判所は、事後的な選抜委員会に不本意ではあるものの[239]、徐々に主要な競技会に派遣する選手の決定に関与してきている。不公正なプロセス[240]もしくは信頼できる委員会によって確立された基準の不履行があった場合に、救済手段が認められる。Assn. Olympique can. v. Deschênes 判決では[241]、カナダオリンピック協会(“COA”)が、ボーダーラインにいた 2 人の選手選抜を、CFA 基準に従って構成されたカナダフェンシング協会(“CFA”)に委ねた。CFA が結果主義に基づく基準から逸脱して、(個人競技とは対照的に) ティーム競技のセレクションにおいては自由裁量要因を適用することができるという理由から、もう一人の Sabreur Plourde を選抜したことから、Deshênes は落選した。COA か CFA のどちらか一方による内部的再検討がなされない場合には、確立された基準違反によって、Plourde に加えて Deschênes の選抜を命ずることは正当化されると、裁判所は判示した。Kane v. Can. Ladies' Golf Assn. 判決においては[242]、世界アマチュアトーナメントの基準として、格付けされたゴルフコースでのアベレージスコアを使用することが必要であるとされた。志願者を代替のティームメンバーとしてのみ残すものであるセレクションは、“たぐいまれなパフォーマンス” とか “国際的経験” というような承認されていない主観的要因に基づいた選抜がなされた場合には、無効となる。裁判所は、ティーム志願者を指名しなかったが、セレクションが規約に従ってなされるまでトーナメントに派遣することを阻む差止命令を認めた。

ティーム構成に関する最終的な責任が、訴訟の相手方でない協会の責務である場合には、志願者は有効な救済手段を取得することはできない。St. Hilaire v. Assn. canadienne d'athétisme 判決では[243]、ジャンプ競技のコーディネーターが、オークランドでのコモンウエルス大会で自身ともう一人のトロントのコーチを選抜した時、フランス語を話すコーチは、差別と手続上の不公平の被害者であることを申立てた。ケベック州の上位裁判所は、資質の高い志願者を自由裁量により排除することは公正な取り扱いではなく、選抜基準の時宜に適った意思疎通の不履行であるとした。すなわち、裁判所は、その選抜が少年達の間でなされたものと思料する。・・・選抜者は、このような事実よりも選抜者による決定を優先させたものである[244]。裁判所の命令に従って、カナダ陸上競技協会は StHilaire を指名したが、カナダコモンウエルス大会協会は、ティームにもう一人コーチを追加することを拒否した。

4. 懲戒[245]

懲戒手続は、不正行為もしくは不祥事を理由として課される制裁措置に関するものである。懲戒措置は、競技への出場停止やその他のペナルティーをもたらす道徳的な非難に値することを意味している。その決定を下す者は、準司法的な機能を果たすため、財産やその他の諸権利に対して特別な配慮を払わなければならない。懲戒措置は、当該組織の適正に確立された権限に基づいて行われなければならず、そのペナルティーは違法行為に相応なものでなければならない。特に要求されることは、その手続が自然的正義の法則に従って公平に行われるべきことである。

メンバーを懲戒[246]もしくは特別な制裁を課す[247]権限は、当該協会の規約もしくは附属細則あるいはその他の契約上の合意に由来しなければならない[248]。そのような権限なしに出場停止とされた場合には、会員資格を回復させる命令を出すことができる[249]。協会は、利害関係を有する活動を制限することができ、そのメンバーは、告知された規約に通常、拘束される[250]。すなわち、当該スポーツにふさわしい管理の観点から、危険を伴う、不正な、ティームワークを乱す

ような行為を管理することは、妥当性を有している。もっとも、合意条項は、明確かつ合理的であらねばならない。すなわち、規約は、曖昧で裁量に任せられた基準に委ねられてはならず（例えば、“不穏当な行為”あるいは“アルコールや薬物の乱用”）、言論の自由というような基本的自由権に対する耐え難い干渉を伴うものであってはならない。またペナルティーは違反行為に相応していなければならず、行為の重大性に一致していなければならない。出場停止処分は、阻止する手段として必要である最も重大な事例のために留保しておくべきである[251]。

事例を決定する手続は、制度と懲戒機関の処分に対して基本的な公平性を要求している自然的正義の原則に適合していなければならない。Lakeside Colony of Hutterian Brethren v. Hofer 判決で[252]、カナダ最高裁は、メンバーの除籍を取り扱う時には、ボランティア協会がこの義務に拘束されることを認めた。

> 自然的正義の原則は、弾力的なものであり当該状況に左右されうる。・・最も基本的な要件は、説明の告知と機会であり、公平な審判がなされることである。メンバーは、彼が除籍される理由の告知を与えられなければならない。そのメンバーの行為が会議で検討されるという告知を与えるだけでは、十分とはいえない。・・・更に、除籍されるメンバーは、申立に対処する機会を与えられなければならない。・・・公平な審判は、自然的正義の主要な要件のひとつである。もっとも、ボランティア協会のメンバー間における親密な関係をかんがみると、むしろ審判に関連するメンバーが、問題となっている争点と何らかの接点を有していること、少なくとも間接的な利害関係を有していることは、あり得るように思われる[253]。

自然的正義は[254]、公平な手続、当該協会の特質と結果の重大性を考慮することを要件としている。法的代理人と証拠法の適用が必要な正式な裁判のすべて

の手続に従う必要はないものの[255]、懲戒に服する者には、利用可能で[256]、公平な聴聞に対する権利が与えられている[257]。典型的な要件は、適正な聴聞の告知[258]と嫌疑事実の告知[259]である。その他の要件としては、不当な迅速性を理由として決定がなされることに対する十分な準備期間；公平無私な決定機関；両当事者からの代理人を伴った聴聞と申立に反証する機会；聴聞の証拠に基づいた決定；決定を独自で再検討する機会等が挙げられる。

懲戒手続は、既得の競技会に出場する機会を喪失させる可能性と申立に通常伴う不名誉のゆえに、アスリートの地位に深刻な影響を及ぼすこととなる。公平な内部的手続は、一定の権利を保護し、司法その他の救済に依存する必要性を減少させるが、より根本的な改善策としては、懲戒権の範囲と正当化の問題に取り組む必要があろう。カナダの“代理人”は、禁酒を要求している規約等をほとんど問題としていない[260]。罰則手続を改善するためにより重要なことは、アスリートの職務とスポーツ団体の権限を見直すことである。

5. ジュニアホッケー

カナダホッケーリーグ(“CHL”)は、カナダホッケー協会(“CHA”)に加盟しており[261]、16歳から20歳までのプレーヤーのためのメジャージュニア競技を運営している。カナダホッケーリーグは、3つの地域のリーグで構成されている。すなわち、オンタリオホッケーリーグ(“OHL”)、ケベックメジャージュニアホッケーリーグ(“QMJHL”)、ウェスタリアンホッケーリーグ(“WHL”)である。それぞれのリーグの優勝ティームは、開催ティームも含めて毎年Memorial Cupを懸けた競技会を行う。現在は、ヨーロッパやアメリカの学校からのプレーヤーがナショナルホッケーリーグ(“NHL”)のドラフトの約半数を占めているとはいえ、メジャージュニアホッケーは、プロになるための登竜門とされている。メジャージュニアティームは、プレーヤーと契約を結び、66試合の期間の支援として、生活費・移動費・授業料を支払う。NHLで職を得ることのできるプレーヤーは、CHLプレーヤーの1%にすぎないが、この希望を達成するために15歳ぐらいで“ジュニアに賭ける”と決定することは、ほぼ教育上の機会

を失うこととなる。そのようなプレーヤーは、カナダ大学間競技連合(CIAU)で競技することはできるものの[262]、全米大学競技協会(“NCAA”)とアイスホッケー奨学金プログラムから締め出される[263]。もっとも、CHLのティームは、中等後教育を継続しているジュニアプレーヤーに対して財政的支援を与えている。

メジャージュニアリーグは、プロフェッショナルな形態で運営されており、“U-17カテゴリーのプレーヤー”(Midget)もしくはその他の若年プレーヤーを、交渉リストもしくは新人ドラフトによってティーム間に割り振っている。トロントでプレーすることを希望していたセントキャサリンズ出身の16歳の選手に対するNorth Bayによるセレクションを不可能とする差止命令を否定したGreenlaw v. Ont. Major Junior Hockey League判決において[264]、ドラフト制度の法的強制力は肯定された。ドラフト制度は、弱小ティームが強大なティームと太刀打ちできるようにするために必要なものとして、擁護されている。Greenlawのプレーする機会がすべて否定されるというわけではなかったため、差止命令は、機会均等に基づいて否定された。ドラフト制度に対する異議申立は、リーグにとって有害となるか、さもなければ与えられたキャリア開発の程度を減少させることになると、Montgomery裁判官は説示した。

1994年に、NHLは、その育成・功績の報酬としてCHLに年間約300万ドルを支払った。この育成費の支払は、NHLがジュニアティームの支援を20歳のプレーヤーに対するセレクションから、新人ドラフト制度に差し替えた1967年に始められたものである。1975年まで、この報酬条項は、NHLとカナダアマチュアホッケー協会(“CAHA”)との間の共同育成協約に盛り込まれていた。CAHAは、プレーヤーが選抜されたティームからジュニアティームに報酬金を分配していた[265]。この協約は、その後NHLとCHLとの間で直接的に結ばれた定期的な合意に代えられた。世界ホッケー協会(“WHA”,1972–1979)は、当初はドラフト年齢を順守し、育成費を支払うことを保障していたが、1974年以降、幾つかのWHAティームが20歳未満のジュニア選手との契約を始めたた

め、支払わなくなった。その後、ジュニアティームは、プロティームと契約した選手個人に義務を負わせる契約に改正した。

Toronto Marlboro Major Junior "A" Hockey Club v. Tonelli 事件では[266]、原告は、17 歳の時に Toronto Marlboros と複数年契約を結んだ。法律上の "未成年者" (infant)である者の契約は、それが彼の利益である場合に限り、取り消すことができない。成年に達した時、Tonelli はその契約を破棄して、WHA の Houston Aeros でプレーするという有利な契約にサインした。ジュニアの契約担当部門は、Tonelli のプロとしての総収入のうちの最初の 3 年間分にあたる 6 万 4 千カナダドルを育成費として支払う義務を課した。このジュニア契約には、有益ではない様々な条項があったため、"未成年者" である原告に対する法的強制力は否定された。仮差し止め命令のための予備手続において、Morden 裁判官は以下のようにコメントした。

> もし何らかの権利を与えることが公平であるとしても、負担金の総額は、アマチュアクラブに権利を与えられる割合の範囲を超えているように思われる。それは、プレーヤーに与えられたトレーニングの価値とリスクの評価の点において過大な見積もりであり、たとえ支払うべきだとしても、プレーヤー自身の才能と厳しい練習、成功したいという願望に由来するプレーヤーの成功に対する負担金であることにかんがみれば、より少額でよいように思われる[267]。

Morden 裁判官は、幾らかの負担金を要求するジュニアホッケーの要求の正当性を認め、ジュニア契約部門が修正した 2 万 5 千カナダドルに好意的であった[268]。

ドラフト年齢を最初に 20 歳としたことは、プレーヤーの成熟度を念頭に置いたものであり、高度の競技を提供することができるというメジャージュニアティームのオーナーの商業主義的利益を保護するものであった。だが、この年

齢制限は、並はずれた若年プレーヤーの出場機会を先延ばしにするものであり、競争法の48条(1)(a)に違反する非合理的な制限に当たるとの疑義が生じた[269]。Linseman v. World Hockey Assn.，事件で[270]、アメリカの連邦裁判所は、WHAに“アンダーエイジ”プレーヤーを雇用している所属ティームを保護しないように命じる差止命令を出した。この年齢規約は、カナダのジュニアティームを支援する必要性、WHAに対する国際的な制裁の可能性によっては正当化することができない反トラスト法に違反する取引拒絶にあたるとされた。

1979年と1980年に、NHLは18歳と19歳のドラフト制度を開始し、特定の試合で多くプレーした一巡目のセレクションについて、特別な報酬を支払うことに同意した。“アンダーエイジ”プレーヤーがメジャーリーグの選手名簿に登録された場合には、NHLのティームは、その傘下にあるマイナーリーグに送る前に、まずジュニアティームに復帰させなければならない[271]。1986年の団体交渉後、NHLは年齢規約を、当該プレーヤーがドラフトの資格を与えられる以前に、メジャージュニア部門に3年間在籍したことを必要とするよう、その附属細則を改正した。これにより、18歳もしくは19歳のプレーヤーは、最初の三巡目までにおいてのみ指名することができるようになった[272]。だが1992年の団体交渉以降は、“アンダーエイジ”プレーヤーは、何巡目でも指名できることとなったため、CHLはアメリカの学校や大学出身のプレーヤーを指名することが増大する傾向を懸念するようになった。団体協約の年齢制限について、NHLは、現交渉メンバー及びその可能性を有するプレーヤーに対する拘束力を、反トラスト法上の“労働法の適用除外”[273]に依存している[274]。

6. マイナーホッケー[275]

マイナーホッケーにおける資格問題は、主に居住条件と地域分割に関連している[276]。CHA規約によれば、各々の地域部門は当該地域を分割することができ、プレーヤーは、親権を持つ親もしくは両親が居住している地域のティームにのみ加入することができる[277]。あるティームもしくは支部に一旦登録されれば、当該プレーヤーは移籍の前に譲渡権を取得しなければならない[278]。この居

住規約は、機会を均一にすること、地域への帰属感を進展させること、優勢なティームを作るための家庭への乱入とその崩壊を防ぐために作られたものである[279]。典型的な紛争は、譲渡権が拒否された時あるいはプレーヤーもしくはティームがリーグから締め出されたときに生じる。当該諸権利は、通常、中間差止命令の申立との関連で考慮される。

秩序ある競技会の運営に関する合理的な資格認定規約が協会に必要であることを、裁判所は認めている。プレーヤーの移動の自由を許可することが遵守されねばならないこと[280]、裁判所が規約違反に力を貸すべきでないこと[281]、内部的救済手段が有効であること[282]等を前提として、通常プレーヤーの移動の自由を許可する差止命令は否定されている。利便上の差引勘定が[283]、時として、非合法な連携[284]や禁止された差別[285]に関与するものではないことを理由として、居住や譲渡権システムを利用することに有利に作用することもある。裁判所は、適切な決定がなされることを保障するために規約を解釈することはあるものの[286]、契約上の権利が両当事者にないことを理由として、未成年者に対する差止命令を否定することもある。すなわち、当該プレーヤーに対して命令を発することができないのであれば、ティームもしくは協会に対して命令を発することは、不公平になるのである[287]。

もっとも、裁判所が、希望のティームへの移籍を認め、当該ティームからのプレーヤーの除籍を阻むことによって、プレーするチャンスを保護する役割を果たすケースもある。規約が不適正に変更された時[288]、ティームを移ることに関して誠実な根拠がある時[289]、重大な契約上の問題が生じて1年間プレーすることが危険に晒されている時[290]には、差止命令を発することができる。当該移籍がリーグにとって害にならないことに関連しており、プレーヤーが学業を成就することが可能な場合には、救済措置が認められる[291]。また、プロになる機会を損なうような回復不可能な負傷を防ぐためにも、差止命令を発することができる[292]。もしプレーヤーが、協会のメンバーもしくは役員間の内部紛争による罪のない犠牲者であれば、移籍を認める命令が与えられる[293]。

7. カナダ大学間競技連合

カナダ大学間競技連合(“CIAU”)は、カナダの大学の男女スポーツを全国的に統合・運営する組織である。その構成員は、6地域の大学競技協会でもある46ランクの機関から構成されている。同連合は、カナダ会社法(the Canada Corporations Act)の第Ⅱ編に規定されている株式資本を持たない法人である[294]。構成員の要件は、CIAUの附属細則[295]に規定されており、その3.1項に規定されている総会と、3.2項に規定されている理事会に基づいて統治権限を与えられている。理事会は、3.3.10項に規定されている上級執行理事として、担当副理事長を選任する。この団体の運営マニュアルのⅤ条には、不適正な補充を禁じ、適格性規約とプレー規約を遵守する倫理規定が盛り込まれている。規約の改正は、まず適格性委員会によって検討され、次に5項に規定されている理事会に付託される。適格性問題の解釈は、協会の理事が要請することができ、上訴は、担当副理事長・CIAU上級委員会・適格性委員会で内部的に処理することができる（Ⅲ条D,E参照)。運営マニュアルのⅥ条によれば、担当副理事長に調査をする権限が与えられており、当該ケースを調査委員会に委ねることのできる上訴委員会と調査委員会によって、機関構成員に対する申立が処理される。連合内部で処理可能な罰則には、没収試合・謹慎期間・出場停止・出場資格剥奪がある。学生アスリートもしくは個人に対する申立は、担当副理事長によって聴聞がなされ、上訴については、上訴委員会で内部処理が可能な罰則が課される。

マニュアルのⅢ条に規定されている適格性規約は、競技会が純粋にカナダ人とアマチュアによるものであり、構成員の学術的目的に適うことを保障することに向けられている[296]。例えば、男子バスケットボールにおいては、プレーヤーの総定員にカナダの市民権もしくは永住許可移民の身分を有していない3名のアスリートを含ませることができる[297]。全ての競技において、競技者は学費を納入済みである全日制の学生でなければならない[298]。元プロ選手は、CIAU競技会に適格である以前に、全日制の学生として1学年を修了しなければならな

い[299]。また、学位を与えられた身分にある間の学生の移籍は、通常、以前プレーしていたスポーツで適格となる前の1年間は認められない[300]。同規約は、競技会を平等なものにするということも目的としている。すなわち、施設がナショナルティームのトレーニングサイトとして指定された時には、ナショナルティームのメンバーを使うことはできず、アスリートは5学年の間だけ出場することができる[301]。後者の規約は、広範囲に及ぶ大学院課程を有する大規模な大学による優位性を減少させ、無期限な学生アスリート現象を取り除くものである。5年間制限は、Hanson v. Ont. Universities Athletic Assn. 判決で、支持された[302]。そこでは、学生である原告は、無期限に競技会に出る契約上の権利を有するものではないとされた。この規約は、違法でも、差別的でもなく、協会の権限を逸脱するものでもないことを理由として、支持された。すなわち、当該規約は、出場する機会を与えられる学生数を増加させることによって、合法的な目的に沿った役割を果たしているのである。また当該規約は、権限を逸脱した耐え難いもしくは“非合理な”[303]附属細則として、好ましくないものでもない。

大学の授業料が免除されているという条件のもとに、学生は政府もしくはスポーツ協会から与えれる競技賞金を受取ることができる。大学から与えられる競技賞金もしくは奨学金も認められている[304]。もっとも、そのような賞金は、1500カナダドルを超えてはならず、その他の競技会へ出場しても同様であって、大学の賞金事務部局によって管理されなければならない。受領者は、制度上の1学年における2学期を修了した成績優良者であるアスリートでなければならない。

従って、カナダの大学による賞金は、その規模において適正であり、1年生には適用されない。CIAUのメンバーは、競技目的と学術的目的との調和を維持することを選択しており、ティームの成功利益をたゆまなく追求して、学術的基準[305]が時として譲歩されている[306]アメリカの大学スポーツモデルを回避している。もっとも、カナダは、学生アスリートが年に25000ドルまでアメリカ

での奨学金を得ることを容認してきたがゆえの、長年にわたる“国外流失”(brawn drain)に苦しんでいる。連邦政府は、相も変わらず大学をハイパフォーマンススポーツの発展体制に統合しようとしているが[307]、司法権は、教育上の目的を修正することに限定的である。1994年に、CIAUは、学生アスリート基金を運営する機関を創設することによって、多くの1年生国外流失者を食い止めようと画策した[308]。

D. ドーピングコントロール[309]

1. 序論—ベン・ジョンソンとDubin検査

“ドーピング”は、禁止薬物の使用、競技上のパフォーマンスを向上させる禁止された手法の検出を防ぐものである。ドーピングコントロールは、禁止・強制された尿・血液サンプルの検査と懲罰的制裁を組み合わせることによって機能している。それは、科学的信念に裏打ちされた権威主義的な統治のひとつである。それはまた、“道徳的な”イメージを印象づけることによって、アマチュアスポーツを営利的な要請から保護しようとするスポーツマーケティングのイメージ戦略としても理解することができる。

カナダのスプリンターBen Johnsonが、ソウル夏季オリンピックで筋肉増強剤スタノゾールの陽性反応を示したため、資格を剥奪された1988年9月に、マーケティング代理店にとって新たに必要なものが明らかになった。1980年代には、科学的なトレーニング技術、スポンサーシップ、競争に勝つことに好意的であった連邦政府の政策において[310]、Johnsonは英雄になったが、彼の鮮烈な金メダルの剥奪によって、企業側はスキャンダラスなスポーツを遠ざけるようになった。“高潔さ”の維持とカナダアスリートの身体調査は、現在、カナダ連邦警察と協力して活動しているカナダスポーツ倫理センター(“CCES”)によって統合されている[311]。CCESは、1991年にカナダアンチドーピング機構(“CADO”)として設立され、1992年4月に、その名称をカナダドラッグフリースポーツセンター(“CCDS”)と変更し、1996年3月にCCDSとなった。この変幻自在な機関の起源は、Johnsonの資格剥奪を調査して、ドーピングを一般的

に普及させたDubin Report[312]の勧告に依っている。

近時のドーピング規制は、早期の検査プログラムが功を奏しており、このスポーツカナダの政策は、1983年に公表されたものである。このシステムは、“麻薬撲滅キャンペーン”[313]の犯罪規制手法を反映させたものであり、秩序づけられた階級組織的社会が、超保守的なDubinレポートに好意を示したものである[314]。この押しつけがましい検査と抑止的懲罰は、禁止薬物を見つける実験室の仕事として、現在の国内・国際的競技会の特性として確立されている。その一方で、他の科学的・医学的人材が合法的なドーピング物質とパフォーマンス増強剤を開発することに奮闘している。ドーピングコントロールの倫理的根拠は、高度の問題性を有しており、その執行手続は、個人の権利に対して重大な影響を及ぼすものである。

2. 禁止リスト—カラカスからカナダアンチドーピング機構(CADO)へ

ドーピングの体系立てられた定義は存在しない—その違反は、変動的でその場しのぎの禁止手法のリストで構成されているにすぎない。ドーピング規制は、通常、国際オリンピック委員会(“IOC”)の医事委員会によって作成された禁止薬物とその使用リストに含まれている[315]。IOCは、1968年に開催されたオリンピックの競技期間に、初めて興奮剤と麻酔効果のある鎮痛剤について検査し、1972年のミュンヘンオリンピックの時により広範な検査を実施した。アナボリックステロイドのための検査が、1976年のモントリオールオリンピックで導入された。近時のIOCリストは[316]、6種類の薬理作用のある指定薬物とそれと“同類の”薬物を禁止している。すなわち、興奮剤（例えば、アンフェタミン、カフェイン、コカイン）、麻酔効果のある鎮痛剤（例えば、コデイン、モルヒネ）、男性ホルモン増強ステロイド（例えば、スタノゾール、テストステロン）、交感神経薬（心臓を緩除することによって安定感を高める）、利尿薬、ペプチドホルモン（例えば、成長ホルモン）、ホルモンの“上昇を引き起こす（天然もしくは合成）薬物”、である。更に、特別な規制が、特定の地域の麻酔薬、副腎皮質ステロイド、アルコール、マリファナに適用される。薬

物の禁止は、全面的な禁止として表明されているが、テストステロンの濃度に関して“許容される限度”があること、カフェインの濃度に関しても特定の許容範囲があるということが、明白に承認されている。禁止された手法の項目について、IOCのリストは、血球輸血もしくは補液による血液ドーピングを禁止している。更に、尿検査で使用されるサンプルの信頼性を変更することのできる手法を禁止している（例えば、遮断薬、不正使用、尿の代用品）。

スポーツカナダは、最初のドーピングコントロールを、1983年にカラカスで開催されたパンアメリカン競技大会で導入した。この大会で実施される検査プログラムが公表された時[317]、多くのアスリート（アメリカの陸上競技チームの11名を含む）が、競技会の前に引き上げた。同大会は、2名のカナダ人重量挙げ選手を含む19名の資格剥奪をもたらした[318]。1983年12月に公表され、1985年9月に修正されたスポーツカナダの政策は[319]、カナダスポーツ医学センターと協力して、NSOsにドーピングコントロールを運営するよう要求するものであった。違反手続と聴聞手続、メジャー競技会とトレーニング中の定期検査、教育プログラムと薬物使用に反対する国際的なロビー活動に対する企画を、NSOsは進展させなければならなかった。NSOsとアスリートもしくはそのサポート担当者間の協定には、禁止薬物を使用しないという誓約も盛り込まれねばならなかった。連邦からの財政的支援を受けているアスリートは、定期的検査並びに無作為検査に応じなければならず、陽性検査が出た場合には、その支援は直ちに停止されることとなった。アナボリックステロイドに関連する規約違反を立証された者は、自動的に連邦による財政的支援からの永久追放ということになった。他のアンチドーピング規約に違反した者は、自動的に、最低でも1年間の支援を失うか、より長期の場合には、競技連盟によって課された出場停止期間の支援を受けられなくなり、再度違反した者については、終身的に支援を受けられないこととなった。終身的出場停止処分からの唯一の救済は、国家フィットネス・アマチュア大臣に対する直接の上訴のみとする政策が、宣言された。

1988年以前には、スポーツカナダの政策に沿った厳格なコンプライアンスは存在せず、無作為検査、競技外検査もほとんど行われていなかった[320]。そのような検査は、意外性を含んでおり、身体から薬物を離脱させるための計画的一掃時間を、アスリートから奪うものである。カナダ陸上競技協会が無作為検査を実施することに乗り気でなかった[321]理由のひとつは、同プログラムを承認させるスポーツカナダの不履行にあった。また、検査と制裁は、時として、国際競技大会では変則的でもあった。偶然判明したにもかかわらず、開催者が、その大会の高い評価を傷つけかねない疑わしいサンプルを破棄した例もある[322]。1983年のヘルシンキでの国際陸上競技連盟("IAAF")の世界大会では、報告されなかった陽性検査もあり、IAAFは、Ben Johnsonが100メートル走で世界記録を樹立した1987年のローマ大会では、個人検査を時機をずらして実施した[323]。1984年のロサンゼルスオリンピックでは、9つの陽性検査が無駄にされた[324]。アメリカは、1988年のソウルオリンピックで非常に卓越したティームが資格を剥奪されるという重大な危機にさらされた[325]。Ben Johnsonは、競技外での検査を一度も受けさせられなかったが、1986年と1988年の8月までの間に受けた19回の検査では、陰生であった[326]。彼の富をもたらした実験室の幸運は、1988年9月25日にソウルで終わった。

Dubin調査会は、Johnsonと彼の主治医Dr. Jamie Astaphanによる潔白の抗弁後、1988年10月5日に設置された。同調査会は、1989年に9ケ月の公聴会を開き、119名の証人を召喚し、26通の公的準備書面を受理した。同調査会のレポートは、1990年6月に公表されたが、その時間的コストは400万カナダドルに及んだ。公聴会では、46名のカナダ人アスリートがステロイドの使用を認め[327]、1981年からJohnsonのコーチCharlie Francisによって考案されたステロイドプログラムに、Johnsonが故意に関与していたことが明らかにされた[328]。厳しいトレーニングと併用される時、アナボリックステロイドは、パフォーマンスを向上させ、体格と体力を増大させ、回復時間を短縮し、自信と幸福感を生み出す[329]。

Dubin レポートは、ドーピングをメダル獲得の過度の重視に起因する倫理的破綻として分析し[330]、警察権、報告義務[331]、懲罰によって、必要な倫理観を確立することを提案した。同レポートは、法的規制、独立機関によるドーピングコントロールの強化、スポーツカナダ・NSOs・国際機関によって適用される新たな罰則から成る懲戒的な体制を、勧告した。また、同レポートは、“規制薬物”の所持・輸入・不正取引に、より厳格な規制とより重い罰則を科すように[332]、食品・薬品法(the Food and Drugs Act)に規定されている別表Gとして[333]、アナボリックステロイドとヒト成長ホルモンを再分類することも、勧告した。これによれば、カナダスポーツセンターは、その役割をドーピング検査・実験・調査・教育に対して責任を負う中心的機関に拡大されることになろう[334]。またドーピング規制は、抜き打ちの競技外検査に重点を置くことになろうが、陽性検査はドーピングの唯一の証拠とはならないことに留意しなければならない[335]。更に同レポートは、連邦によるアスリートに対する直接的な財政的支援を停止する権限をスポーツカナダに持たせつつ、それは独立した仲裁人に申し立てることができるものとすることを、勧告した[336]。もっとも、競技会の適格性は、NSOs によって決定されるとしている[337]。これによれば、NSO 規約には、アスリートやドーピング違反を支援したコーチ等に対する厳格な罰則が必要となる。復権を希望するアスリートは、出場停止期間内に検査を受けることを要求されることになる[338]。また同レポートは、IAAF と IOC に対してドーピングコントロールをより徹底的に実施し、違反者にはより長期の出場停止処分を課すことを要請した[339]。

コンメンテイターは、この一連の調査過程と提案された解決法の不備を、直ちに明らかにした。すなわち、Dubin レポートは、その斬新さに欠けていること並びにドーピングの意味を明確にする点で不十分であること[340]、“詐術”(cheating)にのみ重点を置いており、構造的な経済・行政的要因に取り組むことの不十分さ[341]、その素朴すぎる道徳的説明[342]、不十分な倫理的理由づけ[343]等の点を、強く批判された。公聴会では、ドーピングの嫌疑であったにもかかわ

らず、関係機関による立証が調査対象とされていない[344]。それは、公的調査の古典的な(昔ながらの)政策を果たしているのみであることが示唆されている。

> 第1に、政府もしくは政府機関をあらゆるスキャンダルと無関係と考慮していること；第2に、当該問題を救済するための対応が取られたという印象のみが与えられていること；第3に、間接的な裁判の形式において罪を犯したことを立証し制裁権を認めることが、抑止のための最良の方法であるとしたこと[345]

テレビ用の倫理観を提供する入念な運用手続は、少数の堕落した犯罪者の過ちと自責の念のパレードを演じるにすぎない。マスメディアは、テクノロジーの役割と医療外の薬物使用者の動機を分析することなく、社会規範から逸脱した慾深くて恥知らずな悪事として報道した[346]。調査することによって、所期の効果が逆転することもありうるのである。Johnson のケースは、彼の経歴に関する明快なメッセージをマスメディアがもたらしたものであったがゆえに、興味をそそったのである[347]。

連邦政府は、1990 年と 1991 年の間に Dubin レポートに対する 3 段階の回答を公表したが、最終段階は、スポーツ政策の見直しで構成されていた[348]。1990 年 8 月の第 1 段階においては、スポーツ大臣 Marcel Danis は、Ben Johnson への連邦による財政的支援の停止が継続されることと、彼の競技適格性はカナダオリンピック協会とカナダ陸上競技(Athleties Canada)(カナダ陸上競技協会の後任機関）によって決定されるべきであることを公表して、Dubin レポートに従った[349]。両機関は、それらの国際競技連盟の規約に規定されている 2 年間の出場停止に服すれば、Johnson は復帰することができる旨を正式に宣言した。同時に、NSOs の政府による財政的支援は、初回の薬物使用者の場合には最低でも 4 年間の出場停止となり、2 回目の薬物使用者の場合には永久追放となるという罰則の新たな統一制度を前提とすることを公表することによって、同大

臣は、今後の適格性規約を[350]指示した。

第2段階は、1991年1月に公表されたが、それによれば、カナダアンチドーピング機関(the Canadian Anti-Doping Agency)として周知されている新たな社団法人によって統合される、アンチドーピングキャンペーンと検査プログラムで構成されることとなった。CADOは、アンチドーピング政策の実施に関して責任を負う独立機関として、1991年9月に[351]、公式に開設された[352]。NSOsは、アンチドーピング規約とその違反を処理する仲裁・上訴手続を制定する際に、CADOに協力するよう要請された。"ドーピング違反の罰則"という政策文書は、適格性と財政的支援に関する罰則に必要な枠組みを概説しているが、そこでは使用違反と非使用違反とが区別されている。CADOは、その後名称を2回変更し、罰則に関する政策の本文を、1993年10月に修正した。

3. スポーツにおけるドーピング罰則に関するカナダの政策—カナダスポーツ倫理センター

ドーピング違反・手続・最低限の罰則は、現在、"スポーツにおけるドーピング罰則に関するカナダの政策"("Canadian Policy on Penalties for Doping in Sport")とカナダスポーツ倫理センター("CCES")の標準的運営手続("SOP")に、定められている[353]。国内の規制に加えて、アンチドーピングプログラムは、国際競技連盟によっても実施されており、カナダは、競技者による相互承認を要請している国際協定に加盟している。

同政策のA編は、"ドーピング"と"類似ドーピング"という2種類のドーピング違反を創設している。"ドーピング違反"には、禁止薬物の使用もしくは実施が含まれている。同政策は、心理的要素に関しては何ら規定していないが、SOPの上訴手続10条は、ドーピングを意図的もしくは不注意による使用と定義している。病状を治療するために禁止薬物を使用することを認める除外措置を、CCESが許可する場合には、違反とはならない。"違反類似のドーピング"("Doping related infractions")には、以下のようなものがふくまれている。すなわち、禁止薬物の使用もしくは実施を見逃すこともしくは助言すること、

ドーピングコントロールに関与することを回避もしくは拒むこと、調査に協力しないこと、正当な医学的根拠なく禁止薬物を所持すること、である。以上のような行為は、“アンチドーピング規約に違反する意図で”行われなければならない。同政策は、登録されたアスリートとスポーツ団体もしくはその傘下のマイナーリーグの出場者に適用され、アスリートもしくは出場者になることを希望していた者にも遡及的に適用される。“ドーピング違反”に関する罰則は、B編に規定されているように、カナダで出場することを希望している全ての者に適用される。

“ドーピング違反”を犯したことを立証されたアスリートは、連邦による直接的な財政的支援を終身にわたって剥奪され、初めての違反者は、同違反が例えばオリンピックであったような場合には、次のオリンピックを含めて4年間スポーツ競技会に出場する資格が剥奪される。同違反が陽性検査で立証された場合には、罰則期間はサンプルが収集された日から起算される。2度目の“ドーピング違反”の場合には、アスリートは終身にわたってスポーツ適格性を喪失する。“類似ドーピング違反”を犯したことを立証されたアスリートは、終身にわたって連邦による直接的な財政的支援を剥奪され、同政策のC編に規定されているように、最低でも4年間のスポーツ適格性を喪失する。“類似ドーピング違反”を犯したアスリート以外の者は、連邦による直接的な財政的支援とスポーツ適格性を、終身にわたって禁止される。“類似ドーピング違反”に関する罰則は、ドーピングコントロールを拒否もしくは回避した日、あるいは権限を与えられた委員会による決定日から起算される。“類似ドーピング違反”で告発された者は、拒否もしくは回避日あるいは委員会の決定日から、どのような役割であれ組織的活動に参加する資格がなくなる。

同政策は、D編で、違反者が軽減もしくは特別な事情を立証した場合の、財政的支援とスポーツ適格性に関する3種類の復権について規定している。第1類型は、エフェドリンとフェニルプロパノールアミン（充血除去剤と抗ヒスタミン剤）の使用に関連しており、アスリートは、違反後3カ月以内にNSOに

復権を申請することが認められている。第3類型は、4年後の復権に関連するものである。アスリートは、出場停止の満了日に先立つ18カ月以内に、NSOとCCESに申請しなければならず、残余期間に抜き打ち検査を受ける必要がある。第2類型は、4年もしくは終身にわたる罰則をもたらす違反一般に関連しており、仲裁人の決定による将来的復権を許すものである。仲裁人が、復権を正当化する特別な事情があるか否かを検討する場合には、CCESは聴聞(SOP,11.2条参照)を管理・統合する。仲裁人は、例えば違反者の年齢、服した期間、違反者のスポーツへの寄与度、後悔や調査への協力という基準を考慮することができる。復権のための聴聞では、目的、現在の心境、“心神耗弱”等を考慮することもできる。

CCESの標準的運営手続の2条と3条は、競技会もしくはトレーニングキャンプで実施される定期検査と抜き打ち検査を規定している。SOPの1条では、“検査の妥当性”もしくは“結果の信頼性”に疑義がない限り、有意差や偏差は必ずしも結果を無効にするものではないと規定されているが、その手続自体は、サンプルの保障と同一性を維持するガイドラインとなっている。4.1.2条に規定されている検査サンプルの収集手続では、アスリートに立会人の面前で腰部の中ほどから大腿部の中ほどまで衣類を脱ぎ、100mlの尿を手渡すことを要求している。同サンプルは、AボトルとBボトルに分けられた後、密封・区別される。アスリート、立会人、ドーピング検査役員は、適正な収集手続に従ったことを証明する書式にサインする。ドーピングコントロール本部へのアクセスは、任命された者に限定され、IOCによって指定された実験室へのサンプルの移送の安全性が維持される。実験室では、まずAサンプルを検査し、SOPの7条に規定されている分析解明に対して責任を負っているCCESのドーピングコントロール調査委員会の委員長に分析検査済み証が渡される。Aサンプルの結果が陽性であれば、当該アスリートは、Bサンプルの分析結果が出るまで、直ちに当該競技会に出場する資格が剥奪される。試験者には、Aサンプルの結果に関する厳格な守秘義務が課される。当該アスリートもしくはその代理人

は、陰生を立証もしくは最初の結果を裏付けることになるBサンプルの分析に参加する権限がある。

陽性検査が“裏付けられた”場合には、SOPの10条が、その決定が最終的なものでありかつ拘束力があるものの、仲裁人に対する上訴によって、CCESのドーピングコントロール調査委員会に対する異議を申し立てることのできる“上訴手続”を規定している。この手続は、検査サンプルの同一性、機密性、完全性、妥当性を問題とする事実を検討することができる。同様に、“アスリートが、SOPのガイドラインからの逸脱が実在していたこと並びに陽性検査結果の信頼性に異議を唱えることの蓋然性を立証することができる”場合には、仲裁聴聞において、その逸脱の立証は意味をもつことになる。

ドーピングコントロール手続に従っていない場合には、“類似ドーピング違反”にも適用されるが、CCESドーピングコントロール調査委員会は、この手続に従わなかったことに関して“合理的な理由”が存したか否かを考慮することができる(SOP9条参照)。SOPの8条に規定されているその他の“類似ドーピング違反”の調査は、CCESのデータ収集とスポーツカナダ、NSOs, 適正な専門機関間の協力の不履行を届け出ることによって開始される。その後、調査委員会は、CCESとNSOによって指名された者、この両者によって選出された委員長から構成される委員会によって行われるケースの再調査のための十分な証拠があるということを決定することができる。同委員会の決定は、独立した仲裁人への上訴に服することになる。

このような国家政策とともに、検査を統一し、同一の禁止リストを制定しようとする国際的なイニシアティブも存在する[354]。国際競技連盟とIOCは、アンチドーピング規制を維持しており、諸政府は、共同して行う検査手法と“軍縮”(arms control)検査協定に加盟した。欧州評議会のスポーツ大臣は、1984年にアンチドーピング憲章に合意し、1989年に全代表者が署名した[355]。第1回のスポーツにおけるアンチドーピング世界会議は[356]、1988年6月にオタワで開催され、後にスポーツにおけるアンチドーピング国際オリンピック憲章とし

て採択された憲章を作成するワーキンググループが設置された。また幾つかの国は、ドーピングコントロールのデータの相互交換を提供する二カ国間もしくは多国間協定を締結した[357]。1990年12月に、アスリートが自国を離れてトレーニングしている受け入れ国による相互のプログラムと検査評価を要請する覚書が、オーストラリアとイギリスとの間で結ばれた[358]。このような協調の努力にもかかわらず、競技会の持つ国際的特質が、手続の再検討の際の管轄権の問題を提示している。例えば、自国における復権のための聴聞は、外国の競技で実施された検査の正当性に対して、実質的な異議申立となりうるであろう[359]。

4. 無益性、矛盾、有害性

“薬物禁止”スポーツのキャンペーンの起源は、中国人労働者に向けられた法律として1900年頃カナダで始まった、より広範な“麻薬撲滅”のための特別に異様な舞台にある[360]。19世紀末までに、その恐怖は中国人アスリートに結び付けられた。活発な成分を含む麻薬の吸入は、癒し、和らぎ、満足、強化を得ようとする人間社会万人の持つ特性である。このような人間的欲求は、薬剤、アルコール、タバコ、その他の薬物を販売促進する製薬業によって積極的に供されている。“麻薬撲滅”は、外国もしくは少数民族の文化に付随する悪魔の薬物を選択的に犯罪化することによって、自由市場もしくは統制市場に介入するものである。これを禁止することは、プロパガンダ、捜索・押収によって倫理観を強制し、刑事罰を抑止手段とするものである。その結果、私権は警察権力に屈服することになる。この手法は、美化された禁断の果実の販売が地下に潜るという、相も変わらぬ逆効果を招くことになる。禁止することは、危険な犯罪行為を促進・強化するものであり、薬物は、有害かつ無秩序な状態において、販売・購入されることになる。また、禁止することは、需要を満たす新たな方法を開拓させ、人間の知恵を踏みにじることにもなる。

スポーツと製薬業は密接に関連し合っており、ハイパフォーマンスアスリートは、薬物と成果の向上を助けるサプリメントの主要な消費者でもあるのだから、スポーツにおける“戦争”はとりわけ場違いなのである。スポーツの最大

のスポンサーには、酒造・タバコ・製薬の各会社が含まれている。ビール会社は、スポーツ放送・プロティームのオーナー・メジャー競技会やローカル競技会の資金提供において、主要な地位にある。カナダスポーツフィットネス運営センターによるアンチドーピング活動は、通常、Labatt's Blue ルームでなされているにすぎない！　スポーツ業界の薬物依存に匹敵するほど、ハイパフォーマンスアスリートが、ビタミン・アミノ酸・カルシウム・マグネシウム・亜鉛・ニンニク・赤唐辛子・錠剤等と以下のようなものを含む合法な毎日の食事療法を行っていることは周知のところである。

> ガンマオリザノール・マルチビタミン・加熱ハーブ・アデノシルコパラミン・蛋白同化アンドロゲンステロイド・天然ステロイド複合体・イノシン・牛の睾丸エキス・フェナゾピリジン・アンビシリン・ビオテンを含有する育毛栄養剤[361]

アスリートは、10ページにも及ぶ認可された薬物リストを規定しているカナダの“薬物禁止”スポーツキャンペーンの公表文献によって、それらの摂取を促進されている[362]。

スポーツにおける薬物の重要な役割を前提とすると、その特別な禁止もしくはドーピングコントロールを支持すべき倫理的論拠を策定することは、困難である。Dubin レポートに対しては、以下のような問題点が指摘されている。

> 競技会は、彼らの策略の構想を多分密室の実験室で練っている医師と生化学者が一体となって開かれ、アスリートは、科学技術の道具となってしまう。アスリートの健康は危険にさらされ、その他の参加者は、彼らが化学的補助薬の使用に服従する場合を除いて、公平な競技会から締め出されることになる[363]。

また、オーストラリア上院委員会の中間報告書は、以下のように述べている。

> 薬物で向上させられたパフォーマンスは、それを摂取した者の健康を害する可能性があること並びに薬物を使用する者は、通常の健康状態を維持することを望んでいるアスリート以上の不公平な利益を獲得しようとしていることを理由として、薬物の使用を禁止するという見解を、当委員会は採るものである[364]。

禁止を支持する伝統的な論拠は、ドーピングはスポーツの理念を踏み外しており、自然に反するもしくは非人間的な科学技術を伴い、健康を脅かし、ライバルに同じリスクを強要し、使用者に不公平な利益を与える、と断言するものである。

だが、このような論拠は、近時の禁止に関する納得のいく説明を何ら提供していない[365]。このような見解は、スポーツとは自然のままの能力と努力を検証する個人間の挑戦であるということを、示唆している。だがこの考え方は、現在のハイパフォーマンススポーツを明らかにすることができないのみならず、禁止された技法と許可された技法とを区別することもできない。スポーツ上の成功は、アスリートを生化学と生物力学上のモニタリングに服させている先進諸国によって達成されている。メダルを獲得するために必要とされている科学的援助を発展させることが、スポーツカナダの政策である。現在のアスリートは、実際のところ、厳格なトレーニング運営体制・食事療法としての栄養補助食品・指定時の妊娠その他の成果の向上を助けるサプリメントに依存している科学技術の道具である[366]。もし血液ドーピングやテストステロンの使用が“自然に反する”“非人間的な”ものとして禁止されるのであれば、アスリートの身体を変形させる性質を有する許可されたトレーニング手法も同様に疑わしいものとなろう。危害と強制に基づいた論拠は、信憑性を確認できない、矛盾した、パターナリスティックなものである点で破綻している。全ての禁止された

薬物は、どの程度の投薬量で有害であるのか、証明されてはいない。ハイパフォーマンススポーツは、あまり健康を増進することはなく、時として競技において重大なリスクを負っており、トレーニングとスポーツ医学には健康を害する練習が含まれている。その禁止は、十分な説明を受けた成人の自由な選択を否定している。禁止することは、実際に、供給と消費を地下組織に追いやること、マスキング剤の使用をもたらすこと、煩わしい実施方法を要求すること等によって、それ自体で重大な害を引き起こしている。“不公正さ”は、ひとりの競技者が禁止薬物を使用する一方で、他の者が控える時に、通常は生じる。従って、この不公平な利益は、禁止することから派生するのであり、使用を解禁することと誰もが利用できることによって改善することができるのである。“不公平な利益”という論拠も問題がある。なぜならアスリートの何人かは、彼ら自身の力量もしくは有利な地域や巧妙な練習資源を持つ国の出身であることを理由として、不当な利益を享受しているからである。薬物規制は、(重労働と結び付けられるであろう) 安価で入手しやすいステロイドを禁止しているが、高度な先進諸国が、その実験室・電子工学機器・コンピューターを利用したトレーニング・低酸素室で睡眠中のアスリートにヘモグロビンを産出させ高度の状態にすることは、許されている。

禁止された手法と許可された手法との間には、実質的な相違はないのであるから、禁止された手法には本質的に悪いものは何もない。不正行為は、単に制定された規約違反によってもたらされるのみである。倫理的なささいな過ちは、制定された権限に対する契約上の不誠実もしくは不服従にしかすぎない。Charlie Francis が述べているように、“ステロイドは、それが非倫理的であるがゆえに禁止されたのではなく、それが禁止されているがゆえに、非倫理的になるのである”[367]。

ドーピングコントロールは、不健全な熱狂的愛好主義者をとても寛大に取り扱いつつ[368]、現代スポーツのパフォーマンスの方向性と科学技術的手法を否定するという、スポーツ文化における特異なものである。ドーピングコントロー

ルを堅持することは、“麻薬戦争”の手法によってアマチュア理念を守ろうとする保守的な意図にとってはうってつけである[369]。(人為的な禁止が、禁止薬物を選ぶよりも金銭を選ぶようになった時、その規制と回避のシステムは、アマチュア規約の末期を彷彿させる[370])。ドーピングコントロールはまた、盛況な商業的利益によっても説明することができよう。スポーツ医学産業は、古典的な禁止手法を検出することと[371]、新たなパフォーマンス増強剤を開発することから、等しく利益を得ている。従って、ドーピングコントロールは、新しい手法が常に禁止薬物を上回っていることから、根本的には役に立たないものであり、検査プログラムは、アスリートがもはや使用していない手法にのみうまく機能するのである。それは、スポーツの安全性や競争に関する不利益・不平等という社会的大義の差し迫った問題に向けられているというよりは、むしろデヒドロクロルメチルテストステロン・ベンドロフルメチアジド等の代謝物の痕跡を検出するための手法として利用する見当違いな優先権でもある。

ドーピングコントロールの有害性は、その過大なコストにみにあるのではない[372]。統計上の信頼性[373]と法医科学の新たな部門の手法への委託を必要とするその検査と制裁システムのために、個人の自主性が犠牲とされてもいるのである[374]。それ故、参加者の自由で十分な説明に基づいた意思決定は、制度化された管理に屈服している。押しつけがましい尿検査の側面は、プライヴァシーコミッショナー[375]と人権委員会[376]から繰り返し批判されていたが、連邦政府と民間組織は、検査プログラムを確立することに固執している。

ドーピングコントロールの主要な問題は、法による伝統的な保障と市民的自由を保留しつつ、経歴を断つ罰則で脅かしている点にある[377]。罰則とその実施方策に関するカナダの政策は[378]、基本的正義の実質的・手続的側面に[379]体系的に背くことだと思われる。不明確な“類似薬物”を含んでいることと明らかにされていない許容範囲に従って運用されていることから、禁止薬物の公表リストは、不完全である。同政策は、スポーツ団体のメンバーになる前の期間にも遡及的に適用される。意図は考慮されず、アスリートは誤って摂取することに

よっても責任を負いかねない。検査が陽性であると誰が決定したのかも曖昧である。役員は、彼ら自身の手続に従う義務を負わない。被疑者は、出場停止前に聴聞も受けず、最初の聴聞は“上訴”と看做されている。ここでは挙証責任が転換されている。復権手続は、裁量に委ねられた要因に基づいている。そして、捜査・執行機関が、聴聞を開き、まとめている。ドーピングコントロールの管理体制は、通常の諸権利を排除する一貫した試みであり、まさしく法律への挑戦を招くものである。

5. 異議申立と司法審査

ドーピングコントロールは、私的団体による懲戒権の行使であり、同メンバーの契約上その他の権利を侵害する場合には、再審理に服するものである[380]。例えば、その過程は、申立に答える適正な機会を提供することによって、基本的公正さを遵守しなければならない[381]。ドーピング違反の嫌疑をかけられている者は、カナダの権利と自由憲章で憲法が保障しているものを含む公法上の権利に依拠することができる[382]。攻撃対象は、初期の有罪所見に向けることもでき、その救済は復権の申請に限定されるわけでもない[383]。

懲戒権は、適正に制定された規約に基づいていなければならず、各々の国内・国際団体は、実質的に具体的事例に権限があることを保障しなければならない[384]。ドーピングコントロールの規制は、法的に有効でなければならず、当該協会の権限と規約に従って適法に成立したものでなければならない[385]。スポーツ団体は、その構成員の同意に基づいて権限を行使し[386]、その構成員は、禁止事項・手続・制裁のシステムに同意していなければならない[387]。ドーピングコントロールが、体液のサンプルを手渡す点と個人情報の潜在的開示である点において、プライヴァシィーの侵害を含んでいるがゆえに[388]、アスリートの同意が必要となる[389]。このような侵害は、法的根拠もしくは合法的な規制の任意的承諾によってのみ正当化されうるのである。初期の同意は、禁止薬物を身体に摂取しないこともしくはそのような手法を控えることである。禁止事項の内容は、違反要素を定義する際に非常に重要である。違反は、意図的・計画的使用

に限定してもよく、その場合には、競技上の利益を得るもしくは規約に違反するという証拠を必要とすることになり、このような心理的要素が立証されなければ、規制違反とはならない[390]。陽性検査に対しては、検査手法や分析の技術的ミスを、例えば矛盾した結果を示すこともしくは科学的前提を問題とすることによって、争うことができよう[391]。標準的実施要領の不順守に基づいた手順ミスを[392]主張することも有利に作用するであろう。要求されているシステムからの逸脱は、アスリートが禁止薬物の使用を認めた場合でも、制裁は無効とされている[393]。アスリートには、ドーピングコントロールの適正な告知を受ける権利がある[394]。検査結果は、実験室での手続もしくはサンプルの収集・ラベル付け・保管・移送におけるミスや逸脱によって、無効とされることもある[395]。検査結果の権限のない告知やその他の守秘義務違反に基づいた異議申立も可能である。裁判所と仲裁人のなかには、公平で厳格な手続の遵守を要求するものがある一方で、規約に従っていないことが単に形式的なものであり、実質的な検査結果に何らの関係もないと思われる場合には、有罪の所見を維持しているものもある[396]。標準実施要領は、時として“検査サンプルの有効性”が問題になるもしくは検査結果の“信頼性上の本質的な疑い”があるデータに上訴を限定することによって、多少の逸脱を軽視している。だが、そのような対策は、同意された手続に従って行われなかった検査が有効かもしくは信頼できるかという問題をはぐらかすものである。

権限・定義・手続に基づいた異議申立以外にも、ドーピングコントロールの法的論拠を再審理すべき根拠はある。一貫した罰則システムは、プロとしてプレーする機会を不当に制限する取引制限であると認めることができる[397]。さもなければ、パフォーマンス増強薬物の使用が薬物依存症もしくは薬物障害と看做されるとの仮定の下に、禁止が違法な差別を含んでいることを主張しかねないものとなろう[398]。人権委員会は、過度に押しつけがましい点と機関の目的を実現するために合理的に必要なものではない点から、一貫して薬物検査プログラムに反対している[399]。より侵襲的な血液検査手法は[400]、貴重な人の体液の使

用と収集の点において安全性と守秘義務に関する更なる懸念を引き起こしている[401]。

ドーピング違反の嫌疑をかけられている者は、当該検査プログラムが政府機関による行為を含んでいる場合には、カナダの権利と自由憲章上の権利を拠り所とすることができる[402]。同憲章の7条によれば、“基本的正義”に従っている場合を除いて、何人も“生命、自由、安全”を奪われることはない。同憲章の8条は、“非合理的な捜索・押収”からの安全を保護している。この8条は、個人の合理的なプライヴァシィーの要請を保護するものとされており[403]、両条は、刑務所内での強制的・無作為的検査を無効にするものであった[404]。懲罰規制は、合理的かつ相当な理由のある薬物使用の嫌疑なしに、嫌疑者に試料採取を課している。客観的な基準がない場合には、当該検査は、憲章1条に規定されている“自由で民主主義的な社会において明らかに正当化される・・・法律によって定められた合理的な制限”として正当化することはできないのである。

他の状況における憲法上の異議は認められているにもかかわらず、強制的なドーピングコントロールへの憲章の適用は、なお問題がある[405]。なぜなら、スポーツにおける検査・懲戒手続は、通常民間機関によって行われており[406]、アスリートは出場条件として同検査に同意しているからである[407]。それにもかかわらず、憲章は、アスリートの権利を囚人の権利のレベルにまで向上させるよう強引に行使される場合がないとは言い切れない。カナダのプライヴァシィーコミッショナーは、スポーツカナダが主導的かつ相当なドーピングコントロール政策を実施することと、同検査に対するアスリートの“自由な”同意を強制することを示唆することにつき、以下のように言及している。

> アスリートは、ロッカールームのドアで、彼らの憲章上の権利を放棄せざるを得ないわけではない—これまでに多くのアスリートが競技に出場するために進んで几帳面に同意していたとしても。・・・連邦政府

は、アスリートの薬物検査政策を支持している。もしこのような政策が憲章上の要件を充足していないとしたら、たとえ民間機関が実際は検査を実施しているとしても、そのような政策は異議に服することになろう[408]。

“正当な目的”のために行われているため、非合理的な捜索でなくなるものではなく、“同意に基づいている”ため、“真の意味では強制的でない”とは言えまい。政府との関連は、スポーツカナダによる政策の指導的影響力、アスリートと NSOs の財政的支援状況、さらには制裁システムの点に、見出すことができる[409]。カナダスポーツ倫理センター(“CCES”)は、警察権と協力して運営されている。つまり、ドーピング違反の調査は、刑事訴追の予備的なものであると言ってもよかろう。ドーピングコントロールが、公的規制形態を含んでいる以上、同システムの実質的な手続は、憲章の 7–8 条に明らかに違反していると思われる。プライヴァシィーコミッショナーは、押し付けがましくない代替手段を十分に議論していないことを理由として、アスリートに対する無作為検査を憲章の 1 条によって正当化することはできないと、断言している[410]。その正当化は、カナダのドーピングコントロールプログラムが“法律によって定められた”ものでないという事実によっても不可能である。

このように問題の多い論拠と手法にもかかわらず、“薬物戦争”というイデオロギーを理由として、ドーピングコントロールは持続されている。従って、上訴人は効果的な再審裁判所にたどり着くという問題を抱えている。ドーピング事例は、スポーツ紛争を解決するための特別な仕組みを確立するという移行過程で主要な役割を果たしてきた。アスリートは、権限のある裁定を与えることのできる、利用しやすい独立した検討体制を得ようと努力し、他方で国際競技連盟は、民事裁判所による管理を回避しようとしている。

E. 紛争の解決

聴聞と上訴は、まずスポーツ団体内の委員会もしくは小委員会で行われる。

この内部的過程で事例を解決できない時に、紛争は伝統的に裁判所に持ち込まれた。裁判所は、その決定が公平かつ適用可能な規約と手続に従って下されたか否かを再審理してきた[411]。訴訟の代替手段として、より好意的環境において迅速な解決をもたらすことのできる私的なプロセスに、当該事例を委ねることに両当事者が同意することも可能である。この裁判外紛争処理(“ADR”)には、第三者が、話し合いによる解決を手助けするよう試みる調停と、第三者が、紛争事例に関する聴聞を行い、拘束力のある決定を下す権限のある仲裁[412]、とがある。仲裁人は、通常、当該事業分野における専門的知識を根拠として選出される。仲裁は、紛争やプロスポーツにおける苦情を解決する手段として望ましいものである。

アマチュアスポーツにおいては、国際競技会で生じる管轄争いを克服することのできる潜在的利点を、仲裁が提供する。A 国の協会に所属しているアスリートは、当該国際競技連盟の本部が D 国であるスポーツで、C 国を本拠地としている団体によって開催される競技の場合、B 国の競技会で資格を剥奪されうる。(1988 年の金メダルの喪失をもたらした不規則な手続で Ben Johnson が異議申立を選択していたら、その申立は、オタワの裁判所、ソウルの裁判所、ローザンヌの裁判所、それともロンドンの裁判所になされるべきであるかは、明らかでない[413])。その時には、異なる結果を伴う異なる聴聞に従わざるを得ず、州の裁判所は効果的な救済を与えることができない。可能な解決は、アスリートとスポーツ団体によって同意されている広く認められた国際的な仲裁システムにある。アメリカのランナー Harry “Butch” Reynolds がドーピング違反の嫌疑に関する出場停止に異議を申し立てた時、特別法廷の必要性が明らかになった[414]。

1990 年にモナコのモンテカルロで開催された陸上競技会の後、Reynolds は薬物検査を受けさせられ、サンプルは分析のためパリに送られた。フランスの実験室が、ステロイドナンドロロンの陽性検査を通知した時、Reynolds は、その時はイングランドのロンドンを本部としていた法人化されていない協会で

あったIAAFから、2年間の出場禁止措置を受けた。その後、Reynoldsは、オハイオの連邦裁判所に検査結果に対する異議申立訴訟を起こしたが、最初は国内的救済を求めることに向けられていた[415]。合衆国の2つの仲裁は、サンプルの同一性と検査の妥当性に関する疑問を理由として、Reynoldsの潔白を証明したが、IAAFはその禁止措置を維持して、自国の規則に従った仲裁の問題点を批判した。合衆国陸上競技会議が関与していたロンドンでの聴聞は、陽性検査と2年間の出場停止を確認した[416]。次にReynoldsは、オハイオで損害賠償請求訴訟を起こし、1992年6月に、彼がアメリカのオリンピック代表選考会に出場することを許可する裁判所の命令を獲得した[417]。IAAFは、裁判所の管轄権を認めることを拒否し、1992年のオリンピックへ出場するRenoldsの適格性を否定するという抗弁をした。1992年12月に、IAAFによるアメリカの企業スポンサーに対する債権差押え手続によって被った彼の損害補償を請求したReynoldsに対して、オハイオ地方裁判所は2700万ドルを支払う判決を下した。IAAFは、最終的にはこの裁判に出頭し、1994年5月に、オハイオ地方裁判所には管轄権がないという理由で、損害賠償の支払いは無効である旨抗告審において主張し、勝訴した[418]。更なる訴訟とコモンロー上の権利の主張を恐れて、IAAFは前もって伝統あるロンドンの本部を、より安全な地であるモナコに移した。

IAAFの性急な移転と同連盟は民事裁判所の法の適用を受けないという度重なる会長の声明には、憂慮すべき側面がある[419]。ここでは、権利を侵害されたメンバーによる訴訟の介入に直面して、スポーツ団体に何らかのより高水準の自主性が求められている[420]。だが、結論が均一でなく偏見とえこひいきがありえるという理由から、国際的適格性を決定しうる国内裁判機関を有しているだけでは、十分とは言えない。合衆国裁判所の暴騰した損害賠償金によって、国際的資金を流用することができるアメリカの訴訟当事者は、司法制度の利用に好意を示している。国際的な裁決機関が、1983年以降、IOCの主導の下に設立されたスポーツ仲裁裁判所(“CAS”)として、ローザンヌに存続するようになっ

た[421]。もっとも、CASが初期の10年間で審問したのは約100件にしかすぎず、その制度的独立性のゆえに、慎重な姿勢が示されている[422]。そのため、1993年に、IOCと国際競技連盟は、CASを運営するため国際スポーツ仲裁評議会[423]を設立し、世界中でより利用しやすくするために仲裁小委員会を拡大した。オリンピック憲章の規則74は、現在、オリンピックに関連する紛争はCASに独占的に提出されなければならない旨を規定している[424]。司法手続が全く除外されているわけではないにもかかわらず、CASは国際的スポーツにおける適格性並びにその他の問題において、正式な裁定を下す可能性がある。もしこの独立した仲裁が、デュープロセスに関する厳格な基準に従ってドーピングコントロールを執行するのであれば、一定の恩恵をもたらすことになろう。

カナダでは、政府政策とアスリートの権利に関する研究によって、スポーツ団体に公平な手続を確立することが要請されており、国内的聴聞を尽くした紛争を解決するための代替手段として、一貫して仲裁の利点を受け入れている。1994年10月に、カナダスポーツ評議会レポートは[425]、スポーツ団体に提案されている国内制度に加入することを、勧告した。それによれば、問題事例は、独立した運営機関に申し立てられ、その後、調停人もしくは仲裁人に付託されることになる。今後予想されるシステムは、主としてアスリートに関連する紛争を取り扱うものであり、緊急の事例のための迅速な手続も含まれよう。57名の仲裁人と調停人の全国的なネットワークが、1996年に設立された。両当事者は、内部的手続を尽くした後に、このサーヴィスを利用することに同意するか、もしくはより初期の段階で受け入れることを選択することもできよう[426]。紛争を解決する際のナショナルティームのアスリートを支援するための情報提供と全般的な相談サーヴィスが、現在、アスリートカナダ(“Athletes CAN”)と西オンタリオ大学法学部の紛争解決センターによって提供されている。

注

## 第2章

1) 第1章E、第10章を参照。

2) 第4章を参照。

3) P. J. Galasso, "Children in Organized Sport: Rights and Access to Justice" in P. J. Galasso, ed., Philosophy of Sport and Physical Activity: Issues and Concepts (Toronto: Canadian Scholars' Press Inc., 1988). Convention on the Rights of the Child (United Nations General Assembly, resolution 44/25, Nov. 20,1989, ratified by Canada, Dec. 13,1991), art. 31（レジャー、プレー、レクリエーション活動に関する子供の権利）も参照。

4) B. Kidd and M. Eberts, Athletes' Rights in Canada (Toronto: Ontario Ministry of Culture, Tourism and Recreation,1982); R. Corbett and H. A. Findlay, Rights and Obligations: A Handbook for Athletes and Sport Organizations (Edmonton: Centre for Sport and the Law,1993). B. Kidd, "Inequality in Sport, the Corporation, and the State: An Ageda for Social Scientists" (1995), 19 J. of Sport & Social Issues 232 も参照。

5) Part I of the Constitution Act, 1982, Schedule B of the Canada Act, 1982 (U. K.), 1982,c.11.

6) 第2章A,2を参照。

7) 前注5. Canadian Bill of Rights, R.S.C. 1985, App. Ⅲ; Alberta Bill of Rights, R.S.A. 1980, c.A–16; Saskatchewan Bill of Rights, R.S.S. 1978, c.S–9; Quebec Charter of Human Rights and Freedoms, R.S.Q. 1977, c.C–12 も参照。

8) Andrews v. Law Society of Britisch Columbia, [1989] 1 S.C.R. 143（15条は、個人や集団に不利益を課する差別を禁止している）.

9) A. G. Que. v. Quebec Assn. of Protestant School Boards, [1984] 2 S.C.R. 66; Ford v. A. G. Que., [1988] 2 S.C.R. 712.

10) R. v. Therens, [1985] 1 S.C.R. 613; Committee for the Commonwealth of Canada v. Canada, [1991] 1 S.C.R. 139; Osborne v. Canada (Treasury Board), [1991] 2 S.C.R. 69.

11) [1986] 1 S.C.R. 103.

12) 前掲 at 139, per Dickson C.J.C. "公平性テストの性質が、状況に応じて一様ではないとはいえ、おのおののケースにおいて裁判所は、社会の利益と個人や集団の利益とを比較して、バランスがとれていることを要求することができよう"。

13) R. v. Chaulk, [1990] 3 S.C.R. 1303 at 1335–36 における公式化も参照。

14) Irwin Toy Ltd. v. A. G. Que., [1989] 1 S.C.R. 927（子供向けの民間放送広告；州政府は、相反する主張を調停した).

15) 判例法については、R. v. Swain, [1991] 1 S.C.R. 933 を参照。

16) R. v. Edwards Books and Art Ltd., [1986] 2 S.C.R.713（日曜法；合理的なビジネス規制); United States of America v. Cotron, [1989] 1 S.C.R.1469（本国送還と移動権); Reference re ss.193 and 195. 1(1)(c) of the Criminal Code, [1990] 1 S.C.R. 1123（売春目的での交信); R. v. Ladouceur, [1990] 1 S.C.R.1257（ドライバーに対する無作為的停止）; R. v. Keegstra, [1990] 3 S.C.R.697（憎悪的宣伝犯罪）; R. v. Chaulk, 前注 13（心神喪失の立証責任）; R. v. Wholesale Travel Inc., [1991] 3 S.C.R.154（行政犯）; R. v. Butler, [1992] 1 S.C.R.（猥褻性); R. v. Downey, [1992] 2 S.C.R.10（売春の利益から割り引かれた生活犯罪の立証責任). だが、裁判所はタバコ広告の禁止に敬意を払わなかった：RJR－MacDonald Inc. v. A.G.Can., [1995] 3 S.C.R.199.

17) 前注 8（法の施行を承認することに関する市民権の要件)。

18) Re Blainey and Ont. Hockey Assn.(1986),54 O.R.(2d)513,26 D.L.R.(4th)728 (C.A.); Revg.(1985),52 O.R.(2d)225,21 D.L.R.(4th)599(H.C.J.)（人権法以外のスポーツに対する異議；制定法上の権限に基づいた代理係争中の当事

者)。

19) McKinney v. University of Guelph, [1990] 3 S.C.R. 229; Harrison v. University of British Columbia, [1990] 3 S.C.R. 451; Stoffman v. Vancouver General Hospital, [1990] 3 S.C.R. 483.

20) これに対して、New Brunswick Broadcasting Co. v. Nova Scotia (Speaker, House of Assembly), [1993] 1 S.C.R. 319 (憲法上の特権)を参照。

21) Douglas/Kwantlen Faculty Assn. v. Douglas College, [1990] 3 S.C.R. 570; Lavigne v. Ont. Public Service Employees' Union, [1991] 2 S.C.R. 211.

22) Malartic Hygrade Gold Mines v. R. (1982), 142 D.L.R. (3d) 512 (Que. S.C.); Black v. Law Society of Alta., [1989] 1 S.C.R.591.

23) Re Klein and Law Society of Upper Canada (1985), 50 O.R. (2d) 118,16 D. L.R. (4th) 489 (Div. Ct.); Re Ozubko and Man. Horse Racing Commission, [1987] 1 W.W.R. 149,33 D.L.R. (4th) 714 (Man. C.A.); revg. [1986] 3 W.W. R.735 (Man. Q.B.); Knutson v. Sask. Registered Nurses Assn., [1991] 1 W.W. R.327,75 D.L.R. (4th) 723 (Sask. C.A.); Harvey v. Law Society of Newfoundland (1992), 88 D.L.R. (4th) 487 (Nfld. S.C.). R. v. Wigglesworth, [1987] 2 S.C. R. 541 at 560–62 も参照。

24) Re McCutcheon and Toronto (1983), 41 O.R. (2d) 652,147 D.L.R. (3d) 193 (H.C.J.).

25) E. L. Hurlbert and M. A. Hurlbert, School Law under the Charter of Rights and Freedoms (Calgary: University of Calgary Press, 1989); P. Garant, Droit scolaire (Cowansville, Que. : Les Éditions Yvon Blais Inc., 1992); Re Kingston and Bd. of School Trustees of School Dist. No. 23 (Central Okanagan) (1984), 29 A.C.W.S. (2d) 391 (B.C.S.C.)(男女混合の体育授業に対する宗教上の異議).

26) Ont. English Catholic Teachers Assn. v. Essex County Roman Catholic Separate School Bd. (1987), 58 O.R. (2d) 545, 36 D.L.R. (4th) 115 (Div.

Ct.). National Party of Canada v. Can. Broadcasting Corp. (1993), 106 D.L.R. (4th) 568 (Alta. Q.B.); affd. 106 D.L.R. (4th) 575 (Alta. C.A.) (放映される討論会から党首を除外するという決定).

27) これに対して、R. v. Lerke (1986), 25 D.L.R. (4th) 403 (Alta. C.A.)(市民の逮捕は、政府の職務である)を参照。Re Blainey and Ont. Hockey Assn., 前注 18 (Lerke disapproved); Khan v. El Al Israel Airlines (1991), 4 O.R. (3 d) 502 (Gen. Div.)(憲章は、航空会社による乗客の安全検査には適用されない) も参照。

28) R.W.D.S.U. v. Dolphin Delivery Ltd., [1986] 2 S.C.R. 573. Hill v. Church of Scientology of Toronto (1995), 126 D.L.R. (4th) 129 (S.C.C.)も参照。

29) Re Bhindi and B. C. Projectionists, Local 348, [1986] 5 W.W.R. 303, 29 D.L. R. (4th) 47 (B.C.C.A.)(クローズド・ショップの包括的協定).

30) Re Peg–Win Real Estate Ltd. and Winnipeg Real Estate Bd., [1985] 4 W.W. R.748, 19 D.L.R. (4th) 438 (Man. Q.B.).

31) McKinney v. Liberal Party of Canada (1987), 61 O.R. (2d) 680, 43 D.L.R. (4 th) 706 (S.C.); Tomen v. F.W.T.A.O. (1989), 70 O.R. (2d) 48, 61 D.L.R. (4th) 565 (C.A.); Ripley v. Investment Dealers Assn. of Canada (1991), 108 N.S.R. (2d) 38 (C.A.); United Church of Canada v. Anderson (1991), 2 O.R. (3d) 304 (Gen. Div.).

32) B. Kidd and M. Eberts, Athletes' Rights in Canada (Toronto: Ontario Ministry of Culture, Tourism and Recreation, 1982), pp.28, 49–86; Canada, Report of the Commission of Inquiry into the Use of Drugs and Banned Practices Intended to Increase Athletic Performance (Ottawa: Minister of Supply and Services,1990),(The Honourable Charles L. Dubin, Commissioner), pp.494–95. An Introduction to the Law, Sport and Gender Equity in Canada (Gloucester, Ontario: Canadian Association for the Advancement of Women and Sport and Physical Activity,March 1994), p.9 (アスリートの支援に関

する適格性の差別)も参照。

33) Warkentin v. Sault Ste. Marie Bd. of Education (1985), 49 C.P.C. 31(Ont. Dist. Ct.)(バスケットボール協会の適格性規約); Morrison v. B. C. Amateur Hockey Assn. (1986), 13 C.P.R. (3d) 556 (B.C.S.C.)(アイスホッケーの地区制に関する争議); Russo v. Ont. Jockey Club (1987), 62 O.R. (2 d) 731, 46 D.L.R. (4th) 359 (H.C.J.)(競馬場からの締め出し). これに対して、Registrar of Trade Marks v. Can. Olympic Assn., [1983] 1 F.C.692, 139 D.L.R. (3d) 120, 67 C.P.R. (2d) 59 (C.A.)(商標法の"公的認可"としてのカナダオリンピック協会;政府による管理方式).

34) Re Blainey and Ont. Hockey Assn.,前注 18.

35) Sport: The Way Ahead, Report of the Minister's Task Force on Federal Sport Policy (Minister of State, Fitness and Amateur Sport, May 1992), pp.140–41.

36) Gray v. Can. Track and Field Assn. (1986), 39 A.C.W.S. (2d) 483 (Ont. H.C. J.).

37) 第2章Dを参照。Cf. "The federal government dictates athlete drug testing policy". Drug Testing and Privacy (Ottawa: Privacy Commissioner of Canada, 1990), p.43. In the Matter of ...Sport Medicine Council of Canada and Glen Dodds, Decision of an Independent Arbitrator, May 21, 1987 (スポーツカナダの1985年政策に基づいたドーピングコントロールは、政府による措置に等しい).

38) R.S.C.1985, c.H–6.

39) J. Keene, Human Rights in Ontario, 2d ed. (Toronto:Carswell, 1992); A. Bowland Et al., The annotated Human Rights Act 1993 (Toronto:Carswell, 1992).

40) R.S.O.1990, c.H.19. 禁止されるべき差別の根拠としては、人種、門地、出生地、肌の色、民族的起源、市民権、信条、性別、性的適応性、年齢、既婚・未婚の別、障害、公的援助の受給、犯罪歴等が挙げられている。

41) Gregory v. Donauschwaben Park Waldheim Inc. (1991),13 C.H.R.R. D/505 (Ont. Bd. of Inq.)(特定の民族的グループのみに制限されたレクリエーション施設).

42) Jones v. Cluff (1982), 3 C.H.R.R. D/959 (Ont. Bd. of Inq.)(公共のゴルフコースにおける黒人の利用は差別されていない). James v. Eastleigh Borough Council, [1990] 2 A.C.751 (H.L.)(男性の年金受給者に請求された入場料).

43) Letendre v. Royal Canadian Legion, South Burraby Branch, No83 (1988), 10 C.H.R.R. D/5846 (B.C. Human Rights Council)(無資格；車イスダンス). これに対して Gould v. Yukon Order of Pioneers (1996), 133 D.L.R. (4th) 449 (S.C.C.)(友愛的歴史を有している団体の会員になることは、公共のサーヴィスではない).

44) Re Cummings and Ont. Minor Hockey Assn. (1979), 26 O.R. (2d) 7, 104 D. L.R. (3d) 434 (C.A.); affg. (1978), 21 O.R. (2d) 389, 90 D.L.R. (3d) 568 (Div. Ct.); revg. (1977), 29 R.F.L.259 (Bd. of Inq.).

45) Ont. Human Rights Commission v. Ont.Rural Softball Assn. (1979), 26 O. R.134, 102 D.L.R. (3d) 303 (C.A.); affg. (sub nom. Re Ont. Rural Softball Assn. and Bannerman) (1978), 21 O.R. (2d) 395, 90 D.L.R. (3d) 574 (Div. Ct.); revg., unreported, May 19, 1977 (Bd. of Inq.) Lederman.

46) Solin v. B.C.Amateur Hockey Assn. (1988), 9 C.H.R.R. D/5266 (B.C. Human Rights Council).

47) A.G. Can. V. Rosin, [1991] 1 F.C.391 (C.A.).

48) [1993] 2 S.C.R.353. 裁判所は、Beattie v. Acadia University (1976), 72 D.L. R. (3d) 718 (N.S.C.A.)判決を破棄した。同判決は、私立大学のバスケットボール部でプレーする機会につき、慣習上一般の人々に提供されるべく保障されている施設ではないと、判示していた。

49) 前注 40.

50) 例えば、Peel Bd. of Education v. Ont. Human Rights Commission (1990), 72 O.R. (2d) 593 (Div. Ct.)(サーヴィスには教育も含まれる); Baptiste v. Napanee and Dist. Rod & Gun Club (1993), 19 C.H.R.R. D/246 (Ont. Bd. of Inq.)(先住民の釣り人が釣り競技での賞金を与えられなかった)を参照。

51) 19条(2)は、S.O.1986, c.64, s.18 (12)によって削除された。

52) Blainey v. Ont. Hockey Assn. (1986), 54 O.R. (2d) 513, 26 D.L.R. (4th) 728 (C.A.); Revg. (1985), 52 O.R. (2d) 225, 21 D.L.R. (4th) 599 (H.C.J.). 第2章B,1を参照。

53) Can. Football League v. Can. Human Rights Commission, [1980] 2 F.C.329, 109 D.L.R. (3d) 3907 (T.D.). 不服申立が個人のティームに関連する場合には、州の委員会が適切である：Re Bone, unreported, Aug.16, 1979 (Ont. Bd. of Inq.), McCamus. "Memorandum of Facts of the Canadian Human Rights Commission and the Complainant: Jane O'Hara" (1993)（ティームのロッカールームに女性ジャーナリストの立入を許すというWinnipeg Blue Bombersの方針）.

54) (1984), 5 C.H.R.R. D/2024 (Can. Trib.).

55) Seneca College of Applied Arts & Technology (Bd. of Governors) v. Bhadauria, [1981] 2 S.C.R.181（法典は、独占的な裁判権を宣言している）：これに対して、Lehman v. Davis (1993), 16 O.R. (3d) 338 (Gen. Div.)（不当な解雇行為）.

56) R.G.Slaght and W.sasso, "Remedies: The Litigation Point of View" in Supporting the Star (or the Prospect?), Representation of Professional Athletes and Entertainers (Canadian Bar Assn.-Ontario, Continuing Legal Education, 1978); K. C. Cancellara, "Interlocutory Injunction" in Entertainment and Sports Law (Canadian Bar Assn.-Ontario, Continuing Legal Education, 1985).

57) 例えば、Detroit Football Co. v. Dublinski; Detroit Football Co. v. Mains,

[1955] 4 D.L.R.176 (Ont.H.C.J.); Gretzky v. Ont. Minor Hockey Assn. (1975), 10 O.R. (2d) 759, 64 D.L.R. (3d) 467 (H.C.J.); Chuvalo v. Can. Professional Boxing Fed. Inc. (1979), 42 C.P.R. (2d) 285 (Ont.H.C.J.)（タイトル戦を催すことをやめさせる試み）; Reed v. Can. Football League (1988), 62 Alta. L.R. (2d) 347 (Q.B.); Kane v. Can. Ladies Golf Assn. (1992), 102 Nfld. & P.E.I.R.218 (P.E.I.T.D.).

58) Yule Inc. v. Atlantic Pizza Delight Franchise (1968), Ltd. (1978), 17 O.R. (2d) 505 (Div.Ct.).

59) A.G.Man. v. Metropolitan Stores Ltd., [1987] 1 S.C.R.110; RJR–MacDonald Inc. v. Canada (Attorney General), [1994] 1 S.C.R.311.

60) J.N.Ahern, "Interlocutory Injunctions in Administrative Law: What Is the Test?" (1991), 5 C.J.A.L.P.1.

61) Drake Int. Inc. v. Wortmann (1980), 27 O.R. (2d) 707, 108 D.L.R. (3d) 133 (Div.Ct.)(厳格なケースにおいては、差止命令が、雇用契約における制限的な捺印契約を強要したことを立証しなければならない).

62) American Cyanamid Co. v. Ethicon Ltd., [1975] A.C.396 (H.L.); Yule Inc. v. Atlantic Pizza Delight Franchise (1968), Ltd., 前注 58.

63) 例えば、Sport: The Way Ahead, Report of the Minister's Task Force on Federal Sport Policy(Minister of State, Fitness and Amateur Sport, May 1992), pp.41, 136–38, 143–67 を参照。

64) Canadian Sport Council, Supplementary Letters Patent, By-law, 1.01 (1993). 評議会は、1996 年 5 月に、プログラムの実施を一時停止した。

65) H.Lenskyj, Women, Sport and Physical Activity Research and Bibliography, 2d ed. (Government of Canada, Fitness and Amateur Sport, 1991; H.J. Lenskyj, Women, Sport and Physical Activity; Selected Research Themes (Gloucester, Ontario:Sport Information Resource Centre, 1994).

66) 同協会は、国連総会の 34/180 決議によって、1979 年 12 月 8 日に採択

されたものである。

67) Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women–Report of Canada (Ottawa: Department of Secretary of State, May 1983), p. vii.

68) M.A.Hall and D.Richardsen, Fair Ball: Towards Sex Equality in Canadian Sport (Ottawa: Canadian Advisory Council on the Status of Women, 1982), pp.51–73; J.Hargreaves, Sporting Females: Critical Issues in the History and Sociology of Women's Sports (London: Routledge, 1994), pp.174–234.

69) Sport: The Way Ahead, 前注 63, p.149. W.J.Dahlgren, A Report of National Task Force on Young Females and Physical Activity: The Status Quo and Strategies for Change (Fitness Canada/FAS Women's Program, January 1988) も参照。

70) Hall and Richardson, 前注 68, pp.53–56; Sport Participation in Canada (Canadian Heritage, Sport Canada, February 1994); B.Wearirg, "Leisure and Women's Identity in Late Adolescence Constraints and Opportunities" (1992), 15 Society and Leisure 323.

71) J.Sopinka, Can I Play? Report of the Task Force on Equal Opportunity in Athletics, Vol.2 (December 1984), pp.68, 121–22.

72) Women in Sport Leadership and Gender Equity Survey, 1991 (Ottawa: Sport Canada Women's Program, 1993), p.16.

73) S.Kirby and A.Le Rougetel, Games Analysis (Gloucester, Ontario: Canadian Association for the Advancement of Women and Sport and Physical Activity, 1993), p.2.

74) 前掲書 p.5. Cf. Martin v. Int. Olympic Comm, 740 F.2d 670 (1984)(女性アスリートのための一定のイベントを含めようとする試み).

75) 1996 年 1 月現在、男性アスリートは 597 カードを、女性アスリートは 462 カードを所持している。A カード（月に 810 カナダドル）と B カード

（月に685カナダドル）の総計においては、男性アスリートと女性アスリートは、ほぼ同一である。

76) Women in Sport Leadership, 前注72.

77) 雇用における性差別については、Greater London Council v. Farrar, [1980] I.C.R. 266, [1980] 1 W.L.R.608（女性レスラー）; British Judo Assn. v. Petty, [1981] I.C.R.660 (E.A.T.)(女性が、男性の選手権大会の審判をすることを止められた）; Rossi v. School Dist.No.57 (1985), 7 C.H.R.R. D/3237 (B. C. Human Rights Council)(男性が、女性に体育を教える地位を拒まれた；管理上は、女性を任用することを要件とはしていなかった); Briggs v. N. E. Education and Library., [1990] I.R.L. R.181 (N.I.C.A.)(放課後にコーチをする要件として間接的な差別を申立てられた).

78) Women in Sport Leadership, 前注72, pp.9–12.

79) Towards Gender Equity for Women in Sport: A Handbook for National Sport Organizations (Gloucester, Ontario: CAAWS, March 1993), p.31.

80) Women in Sport Leadership, 前注72, p.16.

81) Towards Gender Equity, 前注79, p.38.

82) 前掲書。

83) "Expanded Survey Reveals a Modest Upsurge in Coverage of Women's Sport", News Release, Feb.8, 1994, Canadian Association for the Advancement of Women and Sport and Physical Activity.

84) Convention Report, 前注67, Appendix Ⅱ, p.41 (Report of Quebec).

85) 女性アスリートがもはや役割上のあつれきを経験しておらず、Jane Fondaの影響で能力を達成しうるという見解については、A. Guttmann, Women's Sports: A History (New York: Columbia University Press, 1991), pp.216–20を参照。

86) International Relations, Background Briefing, Gender Verification (Government of Canada, Fitness and Amateur Sport, September 1991). D.L. Hawley, "The

Legal Problems of Sex Determination" (1977),15 Alta. L. Rev.122; Richards v. U.S. Tennis Assn., 400 N.Y.S.2d 267 (1977); S. Birrell and C.L.Cole, "Double Fault: Renee Richaeds and the Construction and Naturalization of Difference" (1990), 7 Soc. Of Sport J.1; P.B. Fastiff, "Gender Verification Testing: Balancing the Rights of Female Athletes with a Scandal-Free Olympic Games" (1992), 19 Hastings Const. L. Q.937 も参照。

87) 1956年に、9歳の少女 Abgail Hoffman（後に陸上競技のスターでスポーツカナダ理事）は、マイナーホッケーに潜入し、オールスターティームに選ばれた。このエピソードは、稀で面白おかしく取り扱われたが、"Ab" は次のシーズンに出場できなかった。：Toronto Daily Star, March 8, 9, 1956; Time, March 19, 1956.

88) Sport Canada Policy on Women in Sport (Minister of State, Fitness and Amateur Sport, 1986). D. Whitson and D. Macintosh, "Equity vs. High Performance in Canadian Amateur Sport: Policy Tensions" (1990), 56 CAHPER J. 27.

89) 20 U.S.C.s.1681（差別の禁止），s.1687（同法は、連邦による財政的支援を受けているすべての団体に適用される）; G.M. Wong and R.J. Ensor, "Sex Discrimination in Athletics: A Review of Two Decades of Accomplishments and Defeats" (1985–86), 21 Gonzaga L. Rev.345; C.Pieronek, "A Clash of Titans: College Football v. Title Ⅸ" (1994), 20 J. of College and Univ. L.351.

90) Canadian Human Rights Act, R.S.C.1985, c.H–6, s.23.

91) An Introduction to the Law, Sport and Gender Equity in Canada (Gloucester, Ontario: Canadian Association for the Advancement of Women and Sport and Physical Activity, March 1994); M.A.Hall and D.A.Richardson, Fair Ball: Towards Sex Equality in Canada Sport (Ottawa: Canadian Advisory Council on the Status of Women,1982), pp.18–28, 91–95. Barclay v. Peverill (1986),

75 N.S.R. (2d) 208 (S.C.T.D.)(妊娠したプレーヤーのソフトボールリーグからの除籍).

92) 第2章 A,2　注42–48を参照。

93) (1986), 54 O.R. (2d) D.L.R. (4th) 728 (C.A.); revg. (1985), 52 O.R. (2d)225, 21 D.L.R. (4th) 599 (H.C.J.).

94) Unreported, Oct.27, 1978 (N. S. Bd. of Inq.), Kimbal.

95) S.N.S.1969, c.11 [now, R:S.N.S.1989, c.214].

96) [1978] C.S.1076. Turbideは、1976年に最初に除籍され、Commission des droits de la personne v. Fédération québécoise de hockey sur glace inc. 事件で、不運にも暫定的差止命令を受けた。unreported, Dec.20, 1977 (Que. Sup. Ct.), Bard C.J., C.S.500–05–024964–775.

97) R.S.Q.1977, c.C–12.

98) (1979), 26 O.R. (2d) 7, 104 D.L.R. (3d) 434 (C.A.); affg. (1978), 21 O.R. (2d) 389, 90 D.L.R. (3d) 568 (Div.Ct.); revg. (1977), 29 R.F.L.259 (Ont. Bd. of Inq.).

99) R.S.O.1980, c.340, s.2 (1) (b).

100) (1979), 26 O.R. (2d) 134, 102 D.L.R. (3d) 303 (C.A.); affg. (sub nom.Re Ont. Rural Softball Assn. and Bannerman) (1978), 21 O.R. (2d) 395, 90 D.L. R. (3d) 574 (Div.Ct.); revg., unreported, May 19, 1977 (Ont. Bd. of Inq.), Lederman.

101) Cf.s.44 of the Sex Discrimination Act, 1975 (U.K.), c.65.

102) Human Rights Code, R.S.O.1990, c.H.19, s.1.

103) 前注93. S.Vella, "Re Blainey and Ontario Hockey Association: Removal of 'No Females Allowed' Signs in Ontario" (1989–90), 3 C.J.W.L.634も参照。

104) Part Ⅰ of the Constitution Act, 1982, Schedule B of the Canada Act, 1982 (U.K.), 1982, c.11. 第2章 A, 1を参照。

105) Blainey v. Ont. Hockey Assn. 前注93, at 54 O.R. (2d) 529, 530, 26 D.L.R.

(4th) 744, 746 per Dubin J.A. 傷害からの保護については、Savard v. Fédération Québécoise du sport étudiant, unreported, April 23, 1993 (Que. C. S.) Doc. No. C.S.Hull, 550–05–000517–931, (12歳であることを理由として拒否された者に、より上の年齢グループでプレーすることを認めた).

106) Blainey v. Ont. Hockey Assn. (1987), 9 C.H.R.R. D/4549 (Ont. Bd. of Inq.).

107) Blainey v. Ont. Hockey Assn. (No.2) (1988), 9 C.H.R.R. D/4942 (Ont. Bd. of Inq.).

108) Casselman v. Ont. Soccer Assn., unreported, Oct.25, 1993 (Ont. Bd. of Inq., Slotnick), at 11 (選手権大会には不適格であるとされた少女；OSA規約は、混合ティームを結成するためには許可を必要としていた).

109) 差別禁止の対策については、J. Sopinka, Can I Play ? Report of the Task Force on Equal Opportunity in Athletics, Vol.1 (September 1983), pp.89–113; Vol.2 (December 1984), pp.121–25 を参照。

110) Human Rights Code, 前注 102, s.14; Canadian Charter of Rights and Freedoms, 前注 104, s.15(2).

111) Blainney v. Ont. Hockey Assn., 前注 106. Ont. Women's Hockey Assn. v. Ont. Human Rights Commission (1987), 59 O.R. (2d) 492 (H.C.J.)も参照。

112) Sport Canada Policy in Women in Sport (Minister of State,Fitness and Amateur Sport, 1986).

113) Human Rights Code, 前注 102, s.7. Harassment in Sport: A Guide to Policies, Procedures and Resources (Gloucester, Ontario: CAAWS, September 1994); The Globe and Mail, Toronto, Oct.10, 1996 (Desmond Dickie コーチは、刑事告訴で無罪とされた).

114) Agreement between Tobin and Beach Grove Golf and Country Club, unreported, March 7, 1994 (Ont. Bd. of Inq.)(同クラブは、平等な特典とプレータイムを提供することに同意した。会員であった弁護士は、1万カナダドルの賞金を与えられた); Quon v. Club de golf de la vallée du Richelieu inc.

(1994), 21 C.H.R.R. D/55 (Que. Trib.)(既婚会員に対する割引の拒否によって引き起こされた不平等).

115) 組織変革の対策については、Towards Gender Equity for Women in Sport: A Handbook for National Sport Organizations (Gloucester, Ontario: CAAWS, March 1993), pp. 9–27 を参照。

116) 障害者の権利宣言 (the Declaration on the Rights of Disabled Persons) の 9 条によれば (United Nations General Assembly, resolution 3447 (XXX), Dec.9, 1975)、"障害者は、すべての社会的、創造的、もしくはレクリエーション活動に参加する権利を有している"。Convention on the Rights of the Child (United Nations General Assembly, resolution 44/25, Nov.20, 1989, ratified by Canada, Dec.13, 1991), art.23(3)(障害をもつ子供がレクリエーション活動に参加する際の特別な支援を受ける権利).

117) Active Living for Canadians with a Disability: A Blueprint for Action (Government of Canada, Fitness and Amateur Sport, 1991). 特別な管理と責任については、Dziwerka v. R., [1972] S.C.R.419; Bain v. Calgary Bd. of Education, [1994] 2 W.W.R.468 (Alta. Q.B.)を参照。

118) Sport: The Way Ahead, Report of the Minister's Task Force on Federal Sport Policy (Minister of State, Fitness and Amateur Sport, May 1992), pp.157–61.

119) Report of the Core Sport Commission (May 1994), pp.34–38.

120) M.J.Mitten, "Amateur Athletes with Handicaps or Physical Abnormalities: Who Makes the Participation Decision ?" (1992), 71 Neb. L. Rev.987; Alberta Sports and Recreation Assn. for the Blind v. Edmonton (City), [1994] 2 W.W.R.659 (Alta. Q.B.)(基金調達活動).

121) 前注 102.

122) R.S.C.1985, c.H–6.

123) ほとんどの州の委員会は、アルコールもしくは薬物依存に基づいた差別に関する告訴を認めている。ドーピングコントロールと依存について

は、第2章D,4,5, 第5章Dを参照。

124) Rogers v. Newfoundland (Department of Culture, Recreation and Youth)(1994), 120 D.L.R. (4th) 326 (Nfld. C.A.); affg. (1991), 93 Nfld.& P.E.I.R.121(T.D.)（盲人に対する狩猟ライセンスの否認；告訴は却下された）.

125) A. G. Canada v. Rosin, [1991] 1 F.C.391 (C.A.)(単眼の士官候補生が軍の落下傘コースに残ることができた).

126) Human Rights Code, R.S.C.1990, c.H.19, s.17 (1). Collège Notre–Damu du Sacré–Cocur v. Commission des droits de la personne du Québee, unreported, May 11, 1994 (Que. Sup. Ct.), Levesque J.（私立学校のカリキュラム上必修科目とされているスポーツ）.

127) Human Rights Code, 前注 s.17(2).

128) (1990), 75 O.R. (2d) 451, 74 D.L.R. (4th) 625 (Div. Ct.); affg. (1988), 9 C.H.R.R. D/5371 (Ont. Bd. of Inq.); affg. (1994), 20 O.R. (3d) 658, 121 D.L.R. (4th) 187 (C.A.).

129) 前掲判例 at 75 O.R.460, per Lane J.

130) 前掲判例 at 458. Rogers v. Newfoundland (Department of Culture,Recreation and Youth), 前注 124（狩猟のための免許システム；不当な公共政策の変更）.

131) Sport: The Way Ahead, 前注 118, pp.153–57, 161–63. Baptiste v. Napanee and Dist. Rod & Gun Club (1993), 19 C.H.R.R. D/246 (Ont. Bd. of Inq.)(魚釣りレースの賞金を与えられなかった先住民の釣り人）を参照。

132) Sport: The Way Ahead, 前注 118, p.157; Amateur Sport: Future Challenges, Second Report of the Standing Committee on Health and Welfare, Social Affairs, Seniors, and the Status of Women (Bob Porter, M. P., chairman, John Cole, M. P., chairman, Sub–Committee on Fitness and Amateur Sport) (December 1990), pp. 11–12.

133) Federal Directions in Sport, Response to the Minister's Task Force on Federal

Sport Policy (Government of Canada, Fitness and Amateur Sport,June 1993), p.7.

134) R. E. Lapchick, Five Minutes to Midnight: Race and Sport in the 1990s (Lanham: Madison Books, 1991); J. J. Coakley, Sport in Society: Issues and Controversies, 3d ed. (St.Louis: Times Mirror/Mosby, 1990), pp.203–27; D. S. Eitzen and G. H. Sage, Sociology of North American Sport, 4th ed. (Dubuque: Wm. C. Brown Publishers, 1989), pp.269–88; E. E. Snyder and E. A. Spreitzer, Social Aspects of Sport, 3d ed. (Englewood Cliffs: Prentice Hall, 1989), pp.203–22.

135) D. A. Purdy, et al., "A Reexamination of Salary Discrimination in Major League Baseball by Race/Ethnicity" (1994), 11 Soc. Of Sport J.60. 雇用者の独占的支配と労働市場の束縛については、第3章B, 5; 第4章を参照。

136) S. Bivens and W.M.Leonard, "Race, Centrality, and Educational Attainment: An NFL Perspective" (1994), 17 J. of Sport Behavior 24.

137) D.W.Ball, "Ascription and Position: A Comparative Analysis of 'Stacking' in Professional Football" in R. S. Gruneau and J.G.Albinson, eds., Canadian Sport: Sociological Perspectives(Don Mills: Addison Wesley(Canada)Ltd., 1976), p.200; R.A.Stebbins, "Stacking in Professional American Football: Implications for the Canadian Game" (1993), 28 Int. Rev. for Sport Soc.65.

138) The Globe and Mail,Toronto, Aug, 23, Sept.10, Nov.12, 1994; Report of the Review Committee, Men's National Basketball Team (Ottawa, Nov.9, 1994). 同レポートにおけるその他の勧告は、セレクションのプロセス、代表選手、紛争の解決、コーティングに関するものであった。

139) Solin v. B.C.Amateur Hockey Assn. (1988), 9 C.H.R.R. D/5266 (B.C. Human Rights Council)(居住者ルールは差別的でないとした).

140) Human Rights Code, 前注126, s.16(2).

141) CIAU, Operations Manual (August 1992), Eligibility Rule, C.9.1. 同規約は、

現在"カナダ市民権もしくは移民資格を有していない"選手登録につき、3人ルールを適用している。CIAU, Operations Manual (September 1995), Eligibility Rule, C.9.1. を参照。CIAU については、第2章 C, 7 も参照。

142) CFL by-laws (1995), s.8 (1)–(4); 第5章 A, 2, 3 を参照。

143) Beattie v. Acadia University, unreported, Feb.5, 1976 (N.S.S.C.), Hart J. Re Beattie, unreported, July 31, 1975 (N.S. Bd. of Inq.), Burchell; Supplementary Report, Nov.7, 1975（最初の人権訴訟）.

144) Beattie v. Acadia University (1976), 72 D.L.R. (3d) 718 (N.S.C.A.). この判決は、University of British Columbia v. Berg, [1993] 2 S.C.R.353 判決で、否定された。第2章 A, 2 を参照。

145) Beattie v. Acadia University, 前掲判例 at 720, per MacKeigan C.J.N.S.

146) Unreported, Aug.16, 1979 (Ont. Bd. of Inq.), McCamus.

147) 前掲判例 at 26, 35, 55.

148) 前掲判例 at 30.

149) Can. Football League v. Can. Human Rights Commission, [1980] 2 F.C.329, 109 D.L.R. (3d) 397 (T.D.). Canadian Human Rights Act, R.S.C.1985, c.H–6, s.41 (c)も参照。

150) Canadian Human Rights Commission, Release (Feb.20, 1981).

151) R.Boileau, et al., "Les Canadiens français et les grands jeux internationaux (1908–1974)" in R.S. Gruneau and J.G. Albinson (eds.), Canadian Sport; Sociological Perspectives (Don Mills: Addison–Wesley (Canada) Ltd., 1976), p.141; D. Macintosh and D. Whitson, The Game Planners: Transforming Canada's Sport System (Montreal and Kingston: McGill–Queen's University Press, 1990), pp.82–84.

152) Sport: The Way Ahead, Report of the Minister's Task Force on Federal Sport Policy(Government of Canada, Fitness and Amateur Sport, May 1992), pp.143–46.

153) Assn. olympique can. v. Deschênes, [1988] R.J.Q.2389 (C.A.); St. Hilaire v. Assn. canadienne d'athlétisme, unreported, Jan.23, 1990 (C.S.), Montréal, 500 –05–016031–898. 第2章C, 3を参照。

154) M. Boucher, "Les Canadiens français dans la Ligue nationale de hockey: une analyse statistique" (1984), 60 L'Actualité économique 308; M. Lavoie, et al., "Discrimination and Performance Differentials in the National Hockey League" (1987), 13 Can. Public Policy 407; M. Krashinsky, "Do Hockey Teams Discriminate Against French Canadians?: A Comment on 'Discrimination and Performance Differentials in the National Hockey League'" (1989), 15 Can. Public Policy 94; M. Lavoie, et al., "Discrimination versus English Proficiency in the National Hockey League: A Reply" (1989), 15 Can. Public Policy 98; M. Lavoie, "Stacking, Performance Differentials and Salary Discrimination in Professional Ice Hockey: A Survey of the Evidence" (1989), 6 Soc. of Sport J. 17.

155) M. Lavoie and G. Grenier, "Discrimination and Salary Determination in the National Hockey League: 1977 and 1989 Compared" in G. W. Scully, ed., Advances in the Economics of Sport (Greenwich: Jai Press Inc., 1992), p.151.

156) "カナダアスリート協会"の創始者は、メジャーゲームでの争議を支援するために"アスリートの代弁者"として尽力したAnn Peelであった。

157) Sport: The Way Ahead, 前注152, pp.57–64.

158) 第4章から9章を参照。

159) A.C.Holden, "Judicial Control of Voluntary Associations" (1971), 4 N.Z.L. Rev. 343; R.E.Forbes, "Judicial Review of the Private Decision Maker: The Domestic Tribunal" (1976), 15 U.W.O.L.Rev. 123; R.Corbett, et al., Administrative Appeals: A Handbook for Sport Organizations (Edmonton: Centre for Sport and Law, 1995).

160) 第1章E, 3, 4(ボクシングと競馬委員会)を参照; 第2章A, 1(憲章の

適用)。Cf.R. v. Football Assn., ex p. Football League Ltd., [1993] 2 All E. R.833 (Q.B.D.)(FA は司法権に服する公的団体ではない).

161) Lakeside Colony of Hutterian Brethren v. Hofer, [1992] 3 S.C.R.165.

162) 法人に関連する定款と制定法の適用については、Larocque v. Man.Freestyle Wresttling Assn. Inc. (1987), 52 Man. R. (2d) 187 (Q.B.)(投票権の不適正な改正) ; Lobstick Golf & Tennis Club Inc. v. Harris (1989), 16 A.C.W.S. (3 d) 426 (Sask.Q.B.) (集会の通知); Agarrabeitia v. B.C. Modern Rhythmic Gymnastics Fed. (1990), 51 B.C.L.R. (2d) 128 (S.C.)(連盟規約の更新の必要性) ; Kayne v. SurDel Girls Soccer Club (1988), 11 A.C.W.S. (3d) 202 (B. C.S.C.)(選手登録を拒否する権限; 差止命令が否認された) を参照。

163) Lakeside Colony of Hutterian Brethren v. Hofer, 前注 161.

164) Weir v. Sask. Amateur Softball Assn. (1978), 90 D.L.R. (3d) 707 (Sask.Q.B.) (中断されたゲームの継続もしくは再試合; トーナメントルールの解釈). Toronto Hockey Club Ltd. v. Ottawa Hockey Assn. Ltd. (1918), 15 O. W.N.145 (C.A.)(新しいスケジュールからティームを除外するという誠実な決定), Fernandes v. Sport North Federation, [1996] N.W.T.R.118 (S.C.)(在住期間に基づいた適格性)も参照。

165) Poslum v. Toronto Stock Exchange, [1964] 2 O.R.547 at 610, 46 D.L.R. (2d) 210 at 273 (H.C.J.); Vancouver Hockey Club Ltd. v. 8 Hockey Ventures Inc. (1987) 47 D.L.R. (4th) 51 at 56 (B.C.S.C.); Association olympique canadienne v. Deschênes, [1988] R.J.Q.2389 at 2390 (C.A.).

166) 第 2 章 C, 4 (懲戒)を参照。決定者の申立義務とその喪失との区別は、McInnes v. OnslowFane, [1978] 3 All E.R.211 (Ch.Div.)(ボクシングのマネージャーライセンスの否認) において検討されている。

167) St.Hilaire v. Assn. canadienne d'athlétisme,unreported, Jan, 23, 1990 (C.S.), Macerola J., Montréal, 500-05-016031-898, at 8.

168) Lee v. Showmen's Guild of Great Britain, [1952] 2 Q.B.329 (C.A.)(不公平

な競技で告発された興行師）；Baker v. Jones, [1954] 2 All E.R.553 (Q.B. D.)(イギリスアマチュアウエイトリフティング協会の規約).

169) Lee v. Showmen's Guild of Britain　前掲判例; Baker v. Jones, 前掲判例.

170) Lakeside Colony of Hutterian Brethren v. Hofer, 前注 161; Weir v. Sask. Amateur Softball Assn., 前注 165.

171) 第 4 章 A, B（競争法とトレードの制限）を参照。

172) Baird v. Wells (1890), 44 Ch.D.661; Warkentin v. Sault Ste. Marie Bd. of Education (1985), 49 C.P.C.31 (Ont.Dist.Ct.)(参加についての 10 学年制限; ルールは合理的であり、不誠実な証拠がなかった).

173) Weir v. Sask. Amateur Softball Assn., 前注 165.

174) Hanson v. Ont. Universities Athletic assn. (1975), 11 O.R. (2d) 193 (H.C.J.). 第 2 章 C,7 を参照。

175) 例えば、Barclay v. Peverill (1986), 75 N.S.R. (2d) 208 (S.C.T.D.)(妊娠したプレーヤーがソフトボールリーグから除籍された); Kernaghan v. Softball Sask. (1987) 42 D.L.R. (4th) 364 (Sask. Q.B.)(州並びに国家協会による矛盾する適格性裁定）；MacDougall v. Ont. Fed. Of School Athletic. (1987), 27 C.P.C. (2d) 326 (Ont. Dist. Ct.)(移籍規約の解釈における官僚的な不手際）を参照。

176) Rowe v. Hewitt (1906), 12 O.L.R.13 (Div.Ct.)（プレーをする機会の喪失が、ささいでかつ非財産的であるとされた).

177) University of Windsor v. Can. Intercollegiate Athletic Union (1975), 11 O.R. (2d) 119 (H.C.J.)(協会が、適格性規約を適正に規定することを怠った).

178) Baird v. Wells, 前注 172（委員会の不適正な選抜と裁定の不公平な取消）; Lawson v. Atlantic Fed. of Musicians, Local 571 (1986), 74 N.S.R. (2d) 131 (T.D.)(告発と聴聞の不適正な告知).

179) Michaud v. Grand Falls Golf Club Inc. (1990), 73 D.L.R. (4th) 352 (N.B.C. A.)(ホールインワン賞金の規約).

180) Association olympique canadienne v. Deschênes, 前注 164, affg. J.E.88–1128 (Que. Sup. Ct), Viau J.

181) Maesson v. Can. Volleyball Assn. (1984), 26 A.C.W.S. (2d) 279 (Ont.H.C.J.) (1985 年には選手選考会のオファーがあったが、1984 年にはなかった; 差止命令は却下された).

182) Lee v. Showmen's Guild of Great Britain, 前注 168; Posluns v. Toronto Stock Exchange,164, at O.R.645–50, D.L.R.308–13; Enderby Town Football Club v. Football Assn. Ltd., [1971] 1 Ch.591 (C.A.).

183) Gretzky v. Ont. Minor Hockey Assn. (1975), 64 D.L.R. (3d) 467 (Ont.H.C. J.); Trumbley v. Sask. Amateur Hockey Assn. (1986), 49 Sask.R.296 (C.A.); Gray v. Can. Track and Field Assn. (1986), 39 A.C.W.S. (2d) 483 (Ont.H.C. J.).

184) Lawlor v. Union of Post Office Workers, [1965] Ch.712; Leigh v. Nat. Union of Railwaymen, [1970] Ch.326.

185) S.O.1991, c.17, ss.6–8. 第 2 章 E を参照。

186) 例えば、Reynolds v. The Athletics Congress of USA, Inc., 935 F.2d 270 (1991) (Table)(行政上の救済が尽きたことの不立証) を参照。Reynolds v. International Amateur Athletic Federation, 23 F.3d 1110 (1994) 8 (司法権の問題) ; L.B.Bingham, "Arbitration of Disputes for the Olympic Games: A Procedure That Works (1992), 47(4) Arb. J.33 も参照。

187) Lawson v. Atlantic Fed. of Musicians, Local 571, 前注 192(偏見に基づいた逮捕). White v. Kuzych, [1951] A.C.585 at 601, [1951] 3 D.L.R.641 at 651 (P.C.)(根拠のない抗議を正しいと思ったことが、無効とされた; 連盟は、不服に対して誠実な注意を与えることができる) ; Harelkin v. University of Regina, [1979] 2 S.C.R. 561 at 587–94 (選択的救済の妥当性; 上訴によって回復可能な自然的正義違反) も参照。

188) Orchard v. Tunney, [1957] S.C.R.436 (マイアミにある労働組合による国

際執行機関への上訴）；Barrieau v. U.S.Trotting Assn. (1986), 78 N.B.R. (2d) 128 (Q.B.)(レーシングライセンスの停止に関する上訴の期間と場所).

189) Orchard v. Tunney, 前掲判例（最初の裁定が無効である場合には、上訴できない）. Vancouver Hockey Club Ltd. v. 8 Hockey Ventures Inc. (1987), 47 D.L.R. (4th) 51 at 67 (B.C.S.C.), Dahm 裁判官によれば、“・・協会長自身の決定を取り消す上訴権は、協会長には認められない。・・当該救済が非合理で実行不可能かつ無効な場合には、内部的救済を検討する責務は認められない”。

190) The Canadian Figure Skating Association, Official Rulebook, 1992 Revised Edition, By–law 2201 (a) (CFSA Rulebook).

191) The Status of the High–Performance Athlete in Canada: Summary Report (Ottawa: Government of Canada, Fitness and Amateur Sport, August 1992), pp.25–31. “Athletes Agreement: Canadian Olympic Team, Atlanta 1996” s.4（アスリートの利益、例えばティームユニフォーム）も参照。

192) J.A.R. Nafziger, International Sports Law (Dobbs Ferry: Transnational Publishers, Inc., 1988), pp.143–45.

193) D.C. Young, The Olypic Myth of Greek Amateur Athletics (Chicago: Ares Publishers Inc., 1978); E.A. Glader, Amateurism and Athletics (West Point: Leisure Press, 1978), pp.28–64.

194) イングランドのアマチュアアスレティッククラブの 1866 規約は、“機械工、職工、労働者” を除外していた。P. Bainley, Leisure and Class in Victorian England: Rational Recreation and the Contest for the Control of Leisure, 1830–1885 (London: Routledge & Kegan Paul,1978), pp.131–36, 139–40 を参照。

195) T. Mason, Association Football and English Society, 1863–1915 (Brighton: The Emergence of Organized Sport, 1807–1914 (Toronto: McClelland &

Stewart, 1987), pp.118–26; R. Holt, Sport and the British: A Modern History (Oxford: Oxford University Press, 1990), pp.98–105.

196) A.I. Schneider and R.B. Butcher, "For the Love of the Game: A Philosophical Defense of Amateurism" (1993), 45 Quest 460; W.J. Morgan, "Amateurism and Professionalism as Moral Languages: In Search of a Moral Language for Sport" (1993), 45 Quest 470.

197) J.J. Stewart, "The Meaning of Amateurism" (1985), 2 Soc. Of Sport J.77.

198) "にせアマチュア" (shamateurism)の疑惑に基づいた名誉棄損訴訟については、Tolley v. Fry, [1931] A.C.333 (H.L.)(チョコレート広告への暗黙的関与) ; Williams v. Reason, [1988] 1 W.L.R.96 (C.A.)(本の出版に関して報酬を受取ったと疑われたラグビー選手).

199) A.Strenk,"Amateurism: The Myth and the Reality" in J.O. Segrave and D. Chu, The Olympic Games in Transition (Champaign: Human Kinetics Books,1988), p.307–21 (Jim Thorpe, Barbara Ann Scott, Guy Drut, Jesse Owens, Dawn Fraser などに関する資格剥奪等のケース).

200) International Olympic Committee, Olympic Charter (June 15, 1995).

201) Nehemiah v. Athletics Congress of the U.S.A., 765 F.2d 42 (1985); Behagen v. Amateur Basketball Assn. of the United States, 884 F.2d 524 (1989).

202) サッカーでは、FIFA がヨーロッパもしくは南アメリカ諸国のワールドカッププレーヤーを、オリンピックの適格性に基づいて排除した。アイスホッケーでは、NHL と契約しているプレーヤーを 1984 年の冬季オリンピックから排除したが、他のリーグのプロ選手は参加することが認められた。

203) 例えば、International Amateur Athletic Federation, Handbook, 1994–1995, Rules 51,, 53(IAAF Rules); International Rugby Football Board Regulation (1994), By–law 4, Regulation 2.1 (IRFB Reg.); Fédération International de Ski, Eligi–Bility Rules (1993–1994), Rule 209 (FIS Rules)を参照。

204) 前掲 IAAF Rules 14–16; IRFB, Reg.3; FIS Rule 212.

205) Sport Canada, Athlete Assistance Program: Policy and Guidelines (Government of Canada,Minister of Communications and Minister of Canadian Heritage, 1993), s.118.5 (1) (a) (v)(給付限度額；アスリートは連邦による支援金を所得に算入しなければならない)も参照。

206) The Amateur Athlete's Guide Book (Ottawa: Canadian Interuniversity Athletic Union, 1986), pp.3–5; L.A.Histrop, "The Taxation of Amateur Athlete 'Reserve Funds'" (1985), 33 Can.Tax J.1123.

207) 例えば、Canadian Figure Skating Association, Official Rulebook, 1992 Revised Edition (1992), By–laws 2201–2203 (CFSA By–laws)を参照。もっとも、IRFB By–Law 4, Reg.4（ゲームに関連する参加もしくはコマーシャル出演料からの物的利益）を参照。

208) Athans v. Can.adventure Camps Ltd. (1977), 17 O.R. (2d) 425, 80 D.L.R. (3d) 583 (H.C.J.)(広告でのウォータースキーヤーの不法な写真使用); D. Gibson, "Comment on Athans v. Can.Adventure Camps Ltd." (1978), 4 C.C.L.T.37; Racine v. C.J.R.C. Radio Capitale Ltée (1977), 17 O.R. (2d) 370, 80 D.L.R. (3d) 441 (Co.Ct.)(引退したプレーヤーの放送業からの不当な解雇）; Heath v. Weist–Barron School of T.V. Can. Ltd. (1981), 34 O.R. (2d) 126 (H.C.J.)(子役男優の写真); Cranston v. Can. Broadcasting Corp. (1994), 46 A.C.W.S. (3d) 856 (Ont. Gen. Div.)(引退したスケーターの不当な解雇；宣伝効果の喪失). Krouse v. Chrysler Can. Ltd. (1974), 1 O.R. (2d) 225, 40 D.L.R. (3d) 15 (C.A.)(自動車広告における選手個人の特別な利用がなかった）; Joseph v. Daniels (Brent Daniels Photography) (1986), 4 B.C.L.R. (2d) 239 (S.C.)(認識不能なボディービルダー)も参照。

209) D.Vaver, "What's Mine is Not Yours: Commercial Appropriation of Personnality under the Privacy Acts of British Columbia, Manitoba and Saskatchewan" (1981), 15 U.B.C.L.Rev.241; Privacy Act, R.S.B.C.1979, c.336; Privacy Act,

R.S.M.1987, c.P125, C.C.S.M., c.P125; Privacy Act, R.S.S.1978, c.P–24; S. H.Abramovitch, "Publicity Exploitation of Celebrities: Protection of a Star's Style in Quebec Civil Law" (1991), 32 C.de D.301.

210) Canada, Report of the Commission of Inquiry into the Use of Drugs and Banned Practices Intended to Increase Athletic Performance (Ottawa: Minister of Supply and Seervices,1990) (The Honourable Charles L.Dubin, Commissioner), pp.328–32（Ben Johnson の信託基金と支出額）.

211) A.Peel, "The Future of Amateur Sport: An Athlete's Viewpoint" in F.Landry et al., eds., Sport: The Third Millenium, Proceedings of the International Symposium, Quebec City, Canada, May 21–25, 1990 (Sainte–Foy: Les Presses de l'Université Laval, 1991), p.549. "アスリート基金" に関する IAAF の規則は、現在その 17 条(7)で、アスリートもしくはその代理人への直接的な支払を許可する書式を規定している。このような支払は、NSO からの助成金とみなされている。

212) 例えば、Skater Trust Program Guidelines (Gloucester, Ont.: Canadian Figure Skating Association, November 1992); FIS Rules, 209.1.4, 210.1, 210.2, 212.2 を参照。

213) R.A.B. Devenney, "The Law and Canadian Amateur Sports Administration in the Second–Half of the 1980s" (1985), 51 (4) CAHPER J.21 at 22.

214) IAAF Rules, Rule 18（競技中の宣伝行為と活動）; "Athletes Agreement: Canadian Olympic Team, Atlanta 1996", ss.8–10. The Globe and Mail, Toronto, Nov.10, 1995（個人的なスポンサーシップ権を要求したカーリング選手の奔放な活動）も参照。

215) 例えば、CFSA Rulebook, 前注 204, 附属細則 2203（パフォーマンスとスポンサーシップ）を参照。

216) Income Tax Act, 前注 205, ss.110.1 (1) (a)（ii）, 118.1 (1) (b), 248 (2). 第 1 章 D, 2 を参照。

217) Taxation Guide: Athlete Trust or Reserve Funds (Government of Canada, December 1992).

218) 前掲書 p.9.

219) S.M. MacMillan, "Athlete / National Sport Organization Agreements in Canada" (1991), 5 J. of Sport Management 177. "Athletes Agreement" 前注 214 も参照。

220) B. Kidd and M. Eberts, Athletes' Right in Canada (Toronto: Ontario Ministry of Culture, Tourism and Recreation, 1982), pp 74–76; A.L. Sack and B.Kidd, "The Amateur Athlete as Employee in A.T. Johnson and J.H. Frey, Government and Sport: The Public Policy Issues (Totowa: Rowman & Allanheld, 1985), p.41; R. Beamish and J. Borowy, Q. What Do You Do for a Living? A. I'm an Athlete (Kingston: The Sports Research Group, Queen's University, 1988); R. Beamish, "Labor Relations in Sport: Central Issues in Their Emergence and Structure in High–Performance Sport" in A.G. Ingham and J.W. Loy, Sport in Social Development: Traditions, Transitions and Transformations (Champaign: Human Kinetics Publishers, 1993), p.187.

221) Rensign v. Indiana State University, 437 N.E.2d 78 (1982); revd.444 N.E.2d 1170 (1984)(奨学金を得ているアスリートは、労災補償の資格を与えられない).

222) The Status of the High–Performance Athlete in Canada, Summary Report (Government of Canada, Fitness and Amateur Sport, August 1992), p.27. 類似の社会的経歴と教育を受けたカナダ人と比較しても、収入レベルは低い; 前掲書 p.31 参照。Beamish and Borowy, 前注 220, pp.44–55 も参照。

223) Sport: The Way Ahead, Report of the Minister's Task Force on Federal Sport Policy (Minister of State, Fitness and Amateur Sport, May 1992), pp.195–202, 213–14. 特別委員会は、アスリートの信託基金が 10 万カナダドルに達した時に、AAP の支給資格を停止するよう勧告した。Dubin Report,

前注 210, pp.532–35 は、アスリートの資力と困窮を、資金提供の決定要因とするよう勧告した。第 1 章 C, 2, a も参照。

224) D. Macintosh and D. Whitson, The Game Planners: Transforming Canada's Sport System (Montreal and Kingston: McGill–Queen's University Press, 1990), pp.84–86; R. Beamish, "The Persistence of Inequality: An Analysis of Participation Patterns Among Canada's High–Performance Athletes" (1990), 25 Int. Rev. for Soc. of Sport 143.

225) The Globe and Mail, Toronto, Aug.31, 1987（ローマでの世界選手権）.

226) Kernaghan v. Softball Sask. (1987), 42 D.L.R. (4th) 364 (Sask. Q.B.)(世界選手権の予選としてのプレーオフ; Softball Saskatchewan と Softball Canada 間における適格性決定の不一致；プレーヤーは差止命令を認められた). The Globe and Mail, Toronto, July 9, 27, 1994（裁判所は、Anne Montminy をオリンピックのダイビングティームに復帰させるよう命じた).

227) Gillmour v. Laird (1989), 13 A.C.W.S. (3d) 302 (B.C.S.C.)(自動車事故で負傷したサイクリスト).

228) J.I. Laskin and C.H. Medland, "The Right to Play" in Sports in the Courts (Canadian Bar Association–Ontario, Continuing Legal Education, Jan. 16, 1987), Dubin Report, 前注 210, p.491（出場することは、スポーツを運営している規約に服従する特権である)を参照。

229) Clarkson v. Ont. Lacrosse Ass. (1985), 30 A.C.W.S. (2d) 516 (Ont. H.C.J.)（没収試合の意味). Clarkson v. Ont. Lacrosse Assn. (1985), 32 A.C.W.S. (2d) 38 (Ont. H.C.J.); Savard v. Fédération québécoise du sport étudiant, unreported, April 23, 1993 (C.S.), Hull, Doc.550–05–000517–931; Weir v. Sask. Amateur Softball Assn. (1978), 90 D.L.R. (3d) 707 (Sask. Q.B.).

230) Barclay v. Peverill (1986), 75 N.S.R. (2d) 208 (S.C.T.D.)(妊娠したプレーヤーをソフトボールリーグから除籍するという成文規則がなかった).

231) (1985), 49 C.P.C.31 (Ont. Dist. Ct.).

232) (1987), 27 C.P.C. (2d) 326 (Ont. Dist. Ct.).

233) Sport Canada, Athlete Assistance Program: Policy and Guidelines (Minister of Communications and Minister of Canada Heritage,1993), pp.22–23, "NSO/Athlete Agreement", paras.1 (b)–(e) (NSO のティーム選抜に関する義務と AAP 指名).

234) Maessen v. Can. Volleyball Assn. (1984), 26 A.C.W.S. (2d) 279 (Ont. H.C.J.)（入団テストの正式なオファー）; Reid v. Athletics Can. (1996), 64 A.C.W.S. (3d) 677 (Ont. Gen. Div.)(基準に達する機会)も参照。

235) St. Hilaire v. Assn. canadienne d'athlétisme, unreported, Jan.23, 1990 (C.S.), Montréal, Doc.500–05–016031–898. 競技評議会は、更にどのスポーツを当該競技会に含めるかを選択しなければならない。

236) B. Kidd and M. Eberts, Athletes' rights in Canada (Toronto: Ontario Ministry of Culture, Tourism and Recreation, 1982), pp.35–48.

237) バルセロナオリンピックに先立つ Athletics Canada のアピール委員会は、この問題を解決するのにうまく機能した。The Globe and Mail, Toronto, June 30, July 9, 1992 (Ann Peel と Alison Baker によるアピール)を参照。"athletes Agreement: Canadian Olympic Team, Atlanta 1996", Ⅲ条(仲裁契約)も参照。

238) The Globe and Mail, Toronto, Aug.29, 1994（コーチが短距離走者にリレーティームを選ばせた；その時のティームは、コモンウエルス競技大会記録を更新した).

239) McCaig v. Can. Yachting Assn., unreported, April 24, 1996 (Man. Q.B.). The Globe and Mail, Toronto, July 17, 18, 1984（ロサンゼルスオリンピックのための選抜；裁判所は、Peter Butler による申立を却下した); Greig v. Insole, [1978] 1 W.L.R. 302 at 354 (Ch. Div.)(選考委員の自由裁量); Kane v. Can. Ladies' Golf Assn. (1992), 11 C.P.C. (3d) 260 at 268–70 (P.E.I.T.D.);

Taylor v. Judo New Brunswick (1995), 158 N.B.R. (2d) 236 (Q.B.)(敗者復活戦による選抜のオファー); Fernandes v. Sport North Federation [1996] N.W.T.R.118 (S.C.)も参照。

240) Depiero v. Can. Amateur Diving Assn. (1985), 32 A.C.W.S. (2d) 330 (Ont. H. C.J.)(ティームに選抜されたダイバーが、ライバルのコーチを含む委員会によって排除された；利益相反と会議通知がなかった；強制命令が認められた).

241) [1988] R.J.Q.2389 (C.A.).

242) (1992), 102 Nfld. & P.E.I.R. 218 (P.E.I.T.D.). Kane v. Can. Ladies' Golf Assn. 前注 239; Kelly. v. Can. Amateur Speed Skating Assn. (1995), 53 A.C. W.S. (3d) 750(Ont. Gen. Div.)(アスリートの合意に反する基準に変更する試み)も参照。

243) 前注 235. Cowley v. Healey, The Times, July 24, 1986("定住規則" ；スイマーとコモンウエルス大会協会との間の契約上の関連性がなかった); Garrett v. Can. Weightlifting Fed., unreported, Jan.18, 1990 (Alta. Q.B.), Doc. 9003 01227(裁判所は、推薦を拒否した協会に対して、申立てたアスリートを指定するよう命じた).

244) 前注 235, at 9, per Macerola J.

245) Kidd and Eberts, 前注236, pp.55–82; R. Corbett, et al., Administrative Appeals: A Handbook for Sport Organizations (Edomonton: Centre for Sport and Law, 1995).

246) Shoniker v. Ont. (Min. of Education) (1986), 17 O.A.C.265 (Div. Ct.)（ホッケーリーグから学生を出場停止とする権限を、協会は有している).

247) Vancouver Hockey Club Ltd. v. 8 Hockey Ventures Inc. (1987), 47 D.L.R. (4th) 51(B.C.S.C.)(罰金の最高額).

248) Athlete Assistance Program: Policy and Guidelines, 前注 233,"NSO/Athlete Agreement", paras.2 (f)–(i)(アスリートの義務); "Athletes Agreement", 前

注 237, ss.5, 6, 12.

249) Kinnear v. Piper, [1978] 1 A.C.W.S.573 (Ont. H.C.J.)(附属細則は、除籍理由の説明を要求している); Omaha v. B.C. Broomball Soc. (1981), 13 A.C.W.S. (2d) 373 (B.C.S.C.)(出場停止処分の権限がなかった). Fowler v. Riondel Boat Club (1987), 4 A.C.W.S. (3d) 47 (B.C.C.A.).

250) Wennick v. Smith (1984), 28 A.C.W.S. (2d) 202 (Ont. Small Claims Ct.)(軍のゴルフクラブでの名誉を傷つける発言); Stachiw v. Saskatoon Softball Umpires'Assn., [1985] 5 W.W.R.651 (Sask. Q.B.)(ゲーム中にビールを飲んだことを理由とする出場停止); Pelletier v. Club de golf de Bourcherville, unreported, April 19, 1994(C.S.), Lévesque J., Doc.500–05–000276–947 (咎められるべき品行に対するクレーム;適正な告知と公平な聴聞が与えられること).

251) 例えば、The Ottawa Citizen, June 19, 1993(1992 年の Panda 大会の際、Mike Lussier がヘルメットで Rob Dunn の顎を骨折させた後、仲裁人は OQIFC に従って、Mike Lussier に対する 4 年間の出場停止を支持した)を参照。

252) [1993] 3 S.C.R.165.

253) 前掲判例, at 195–97, per Gonthier J.

254) R. Dussault and L. Borgeat, Administrative Law: A Treatise, 2d ed. (Toranto: Carswell,1990), pp.243–336.

255) Stachiw v. Saskatoon Softball Umpires Assn., 前注 250.

256) "一方当事者に聴聞を与えることができないような方法で、聴聞を同時に準備・設置することは、明らかに正義に反する"; Barrieau v. U.S. Trotting Assn. (1986), 78 N.B.R. (2d) 128, 134 (T.D.), per Meldrum J.

257) Guinane v. Sunnyside Boating Co. of Toronto (1893), 21 O.A.R.49. Enderby Town Football Club v. Football Association Ltd., [1971] 1 Ch.591 (C.A.)(法定代理人の参加の権利を制限する規約)も参照。

258) "いかに明確に決定がなされていようとも、自然的正義は手続上の公正

さを要件としている” Lakeside Colony of Hutterian Brethren v. Hofer, 前注 252, at 222 per Gonthier J.

259) そのような申立のみが、決定の根拠となる；D'Arcy v. Adamson (1913), 29 T.L.R. (Ch. Div.)(告知がなかったという理由で除籍されたクラブのメンバー；聴聞もなかった；差止命令が出された)を参照。

260) B. Kidd and M. Eberts, Athletes' Rights in Canada (Toronto: Ontario Ministry of Culture, Tourism and Recreation, 1982), p.74.

261) 第 1 章 C, 2, b を参照。

262) CIAU での幾つかの同一時期の試合と CHA に登録されているティームについては、禁止されている。CIAU, Operations Manual (September 1995), Eligibility Rule C.9.2 (b)を参照。Rule C.9.2 (d)(プロリーグでわずか 5 試合プレーした 21 歳以下の選手の適格性)も参照。

263) 1994–1995 NCAA Manual (Overland Park: NCAA, March 1994), By–law, Article 12.2 3.2.4/4.1 (メジャージュニアティームは、プロとみなされる; 適格性を回復する可能性の制限). Buckton v. Nat. Collegiate Athletic Assn., 366 F.Supp.1152 (1973); Jones v. Nat. Collegiate Athletic Assn., 392 F.Supp. 295 (1975); Colo–Rado Seminary v. Nat. Collegiate Athletic Assn., 417 F. Supp.885 (1976); Spath v. Nat. Collegiate Athletic Assn., 728 F.2d 25(1984) も参照。

264) (1984), 48 O.R. (2d) 371 (H.C.J.).

265) Regina Pats Hockey Club v. Wilson (1974), 15 C.P.R. (2d) 16 (Sask. Q.B.) (指名ティームへのドラフト報酬に対するジュニアクラブ側からの申立).

266) (1979), 23 O.R. (2d) 193, 96 D.L.R. (3d) 135 (C.A.); affg. (1978), 18 O.R. (2d) 21, 81 D.L.R. (3d) 403 (H.C.J.). 更に第 9 章 A, 3, 4 と B を参照。

267) Toronto Marlboro Major Junior "A" Hockey Club v. Tonelli (1975), 11 O.R. (2d) 664 at 682 (H.C.J.).

268) 前掲判例 at 682, "2 万 5 千カナダドルは、リーグでプレーする特別境遇

としては、小額ではない・・・"。Shedden v. Ont. Major Junior Hockey League (1978), 19 O.R. (2d) 1 at 4(H.C.J.), per Reid J. 1994年のOHL標準選手協約6.1項では、プレーヤーは、その育成費に対するクラブ側の実質的な負担金を認識しているものとされている。

269) R.S.C.1985, c.C-34. 第4章Aを参照。

270) 439 F.Supp. 1315(1977). LinsemanのBirmingham Bullsとの契約は、6年間で50万カナダドルを支払うというものであった。

271) NHL By-laws (November 1991), sec.16B.6; CBA of NHL art.8.7.

272) 前掲附属細則 sec.16B.2 (a) (v)(1992年に削除された).

273) 第4章C, 3; 第6章Cを参照。

274) Wood v. Nat. Basketball Assn., 602 F.Supp.525 (1984); affd. 809 F.2d 954 (1987); Zimmerman v. Nat. Football League, 632 F.Supp. 398 (1986).

275) S. Young, 100 Years of Dropping the Puck: A History of the OHA (Toronto: McClelland & Stewart,1989), pp.251-68.

276) ティームの組替えについては、Missal v. Sask. Amateur Hockey Assn. (1993), 110 Sask. R.247(Q.B.); Cranberry Portage Midget Winterhawks Hockey Team v. Man. Amateur Hockey Assn. (1990), 20 A.C.W.S. (3d) 258(Man. Q.B.)を参照。Re Dickie (1984), 28 A.C.W.S. (2d) 177 (B.C.S.C.)(ラクロスのバウダリーライン)も参照。

277) Canadian Hockey Association, Constitution, By-Laws, Regulations, History (May 1994), p.76, Reg. F.3-7. CHAは、プレーヤーを親が居住している以外の支部の居住者と看做すことができる(Reg.F.5 (a))。また支部は、プレーヤーを親が居住している以外の支部内の場所の居住者と看做すことができる(Reg.F.5 (b))。

278) 前掲書 Regs.H., J., K.

279) You and Your Child in Hockey (Toronto: Ontario Ministry of Culture, Tourism and Recreation/Ontario Hockey Council, 1975), pp.18-19.

280) Strummer Holdings Ltd. v. Costello (1982), 19 Sask. R. 297 (Q.B.)(支部相互間での将来性のある AA 移籍は認められない）；McDowell v. Belleville Bobcats Junior B Hockey Club (1986), 35 A.C.W.S. (2d) 149 (Ont. Dist. Ct.)（プレーオフのための譲渡は認められない); Morrison v. B.C. Amateur Hockey Assn. (1986), 13 C.P.R. (3d) 556 (B.C.S.C.)(地域ルールを変更することは、法的拘束力がない；多数派の解釈が認められた).

281) Thornhill Islanders Hockey Club Inc. v. Metropolitan Toronto Hockey League (1985), 33 A.C.W.S. (2d) 289 (Ont. H.C.J.)(協会規約に反するリーグへの参加と居住ルール); McLean v. Metropolitan Toronto Hockey League (1988), 11 A.C.W.S. (3d) 393 (Ont. H.C.J.)(原告は、公文書上の住所を偽った；もし彼がリーグでプレーしなかったとしても、回復不可能な被害はなかった).

282) Gretzky v. Ont. Minor Hockey Assn. (1975), 10 O.R. (2d) 759, 64 D.L.R. (3d) 467 (H.C.J.)(トロントへの移籍が拒否された；真正な住所であろうとなかろうと；上訴は有効とされた); Cummings v. McCallum (1981), 11 A.C.W.S. (2d) 107 (Ont. H.C.J.)(損害が、緩衝地帯の公表と終了によってもたらされたか否かを決定するための聴聞); Re Dickie, 前注 276.

283) McDowell v. Belleville Bobcats Junior B Hockey Club, 前注 280; Cummings v. McCallum, 前注（プレーヤーは単に地域でプレーすることを要求されただけである).

284) Boduch v. Harper (1974), 64 D.L.R. (3d) 463 (Ont. H.C.J.)(このシステムを無効にする作為的差止命令が否定された).

285) Strummer Holdings Ltd. v. Costello, 前注 280; Solin v. B.C. Amateur Hockey Assn. (1988), 9 C.H.R.R. D/5266 (B.C. Human Rights Council)(両親はフィンランドに住んでいた；資格のない将来性のある AAA プレーヤーを保持することは差別にあたらない).

286) 例えば、Strummer Holdings Ltd. v. Costello, 前注 280 を参照。もっとも、

"過度の法律尊重主義的分析" は支持されていない：Gretzky v. Ont. Minor Hockey Assn., 前注 282; Chantler v. Metropolitan Toronto Hockey League (1984), 44 O.R. (2d) 85, 3 D.L.R. (4th) 155 (Ont. H.C.J.)を参照。

287) Gretzky v. Ont. Minor Hockey Assn., 前注 282.

288) North Shore Winter Club v. Pacific Coast Amateur Hockey Assn. (1985), 35 A.C.W.S. (2d) 281 (B.C.S.C.)(居住ルールでの対立；財政的苦境).

289) McDonald v. Edmonton Metropolitan Hockey Assn., unreported, June 1, 1970 (Alta. S.C.), Lieberman J. (プレーヤーが地域外のカトリック学校に出席し始めた；教区のティームのためにプレーすることを許可するように命じられた移籍).

290) Holmes v. Metropolitan Toronto Hockey League (1984), 24 A.C.W.S. (2d) 185 (Ont. H.C.J.).

291) Hebert v. Shawinigan Cataractes Hockey Club (1979), 22 O.R. (2d) 654 (H.C.J.) (QMJHL テイームからオタワ協会への移籍). Solin v. B.C.Amateur Hockey Assn., 前注 285, at 5270 も参照。

292) Sheddon v. Ont. Major Junior Hockey League (1978), 19 O.R. (2d) 1 (H.C.J.).

293) Sheddon v. Ont. Major Junior Hockey League, 前掲判例（コミッショナーとトレード理事会との間の紛争); Chantler v. Metropolitan Toronto Hockey League, 前注 286.

294) R.S.C.1970, c.C-32. University of Windsor v. Can. Intercollegiate Athletic Union (1975), 11 O.R. (2d) 119 (H.C.J.)(附属細則を適正に制定することの不履行; 5 年間の適格性規約違反に関する出場停止権限はない).

295) CIAU, Operations Manual (September 1995), BL/3-BL/17.

296) 諸問題の早期の見直しについては、C. MacMillan, "Professionalism in College Athletics" (April 1907), 28 (6) The Canadian Magazine 593 を参照。

297) トレーニングの場所に関する以前の規約については、第 2 章 B, 4 を参照。

298) Re Olson (1988), 11 A.C.W.S. (3d) 413 (B.C.S.C.)(裁判官は、全日制の身分に関する規約を解釈して、適格なバスケットボール選手について判示した).

299) Eligibility Rules, 1.3 (20)("プロ選手" の定義); C.9 (アイスホッケー、サッカー、フットボールの各リーグへの出場規約).

300) MacDougall v. Ont. Fed. of School Athletic Assn. (1987), 27 C.P.C. (2d) 326 (Ont. Dist. Ct.); Gervais v. Ont. Fed. of School Athletic Assn. (1996), 63 A. C.W.S. (3d) 1009 (Ont. Gen. Div.)を参照。

301) Eligibility Rule C.8.1 によれば、当該アスリートが "最後に適格性を認められた年の機関で" 5 年間登録され出場しなければならない。

302) (1975), 11 O.R. (2d) 193 (H.C.J.). Warkentin v. Sault Ste. Marie Bd. of Educ. (1985), 49 C.P.C.31 (Ont. Dist. Ct.).

303) Kruse v. Johnson, [1898] 2 Q.B.91.

304) 大学による償金は、1981 年に初めて認められた。だがオンタリオ州の大学は、まだ競技償金を提供していない。適格性規約の C.10.8 は、卒業生並びに個人・企業による償金を類似の状況に置いている。

305) C. Baruch and E.O. Cassidy, "Technical Foul: The Legality and Wisdom of NCAA Academic Requirements" (1991), 20 Lincoln L. Rev. 71.

306) Kemp v. Errin, 651 F.Supp.495 (1986)(資格のない学生に増額を許可することに対して異議を唱えた教授の不当な解雇) ; Ross v. Creighton Univ. 740 F.Supp.1319 (1990); affd. in part 957 F.2d 410 (1992)(教育上の過誤に対する権利の主張). T. Davis,"An Absence of Good Faith: Defining a University's Educational Obligation toStudent–Athletes" (1991), 28 Houston L. Rev.743 も参照。

307) 例えば、Sport: The Way Ahead, Report of the Minister's Task Force on Federal Sport Policy (Minister of State, Fitness and Amateur Sport, May1992), pp.103–104, 111 を参照。

308) The Globe and Mail, Toronto, Sept.30, 1994.

309) J. Barnes, "Recent Developments in Canadian Sports Law" (1991), 23 Ottawa L. Rev. 623 at 638–73 を参照。

310) B. Kidd, "A New Orientation to the Olympic Games"(1991), 98 Queen's Quarterly 363 at 366–67; D. Macintosh and D. Whitson, The Game Planners: Transforming Canada's Sport System (Montreal and Kingston: McGill–Queen's University Press, 1990), pp.136–37. 第 1 章 C, 2, a; D, 3 を参照。

311) Drugs and Sport: The Score (Ottawa: RCMP, 1993).

312) Canada, Report of the Commission of Inquiry into the Use of Drugs and Banned Practices Intended to Increase Athletic Performance (Ottawa: Minister of Supply and Services,1990)(The Honourable Charles L. Dubin, Commissioner).

313) D.F. Musto, The American Disease: Origins of Narcotic Control (New York: Oxford University Press, 1987); C.N. Mitchell, The Drug Solution (Ottawa: Carteton University Press, 1990); B.K. Alexander, Peaceful Measures: Canada's Way Out of the "War on Drugs" (Toronto: University of Toronto Press, 1990); P.J. Giffen, et al., Panic and Indifference: The Politics of Canada's Drug Laws (Ottawa: Canadian Centre on Substance Abuse, 1991); L. Beauchesne, La Légalisation des Drogues・・pour mieux en prévenir les abus(Montréal: Les Éditions du Méridien, 1991).

314) Dubin Report, 前注 312, pp.499–500. 同レポートは、J.–M. Brohm, Sport–A Prison of Measured Time (London: Ink Links, 1978), pp.75–76 において、"確立された序列化" と "最近の指導者" を称賛するものとして、奇妙に使用されている。

315) Dubin Report, 前注 312, pp.77–89; R. Voy, with K.D. Deeter, Drugs, Sport and Politics (Champaign: Leisure Press, 1991), pp.35–74.

316) List of Doping Classes and Methods in IOC Medical Controls Brochure.

317) Voy, with Deeter, 前注 315, pp.77–88（カラカス用のガスクロマトグラフ

ィーと質量分光分析の開発).

318) The Globe and Mail, Toranto, Aug.23–25, 1983.

319) Drug Use and Doping Control in Sport: A Sport Canada Policy Update (Minister of State, Fitness and Amateur Sport, September 1985); Dubin Report, 前注 312, pp.609–13, Appendix G も参照。

320) Dubin Report, 前注 312, pp.535–36.

321) 前注 312, pp.225,433. 前掲書 pp.177–213, 568–71（前兆を調査することの不履行）も参照。

322) C. Francis, with J. Coplon, Speed Trap: Inside the Biggest Scandal in Olypic History (Toronto: Lester & Orpen Dennys, 1990), pp.116–18, 128–29, 267, 279.

323) Dubin Report, 前注 312, p.446; Voy, with Deeter, 前注 315, pp.86, 103–09.

324) The Sunday Times, London, Ayg.21, 1994, section 2, p.5.

325) Voy, with Deeter, 前注 315, pp.112–13.

326) Dubin Report, 前注 312, p.285.

327) Dubin Report, 前注 312, p.336.

328) Dubin Report, 前注 312, pp.271–74; Francis, with Coplon, 前注 322, pp.3, 111–13.

329) Dubin Report, 前注 312, p.103.

330) Dubin Report, 前注 312, pp.509–12.

331) Dubin Report, 前注 312, pp.555–56, 572.

332) Canada, Report of the Commission of Inquiry into the Use of Drugs and Banned Practices Intended to Increase Athletic Performance (Ottawa: Minister of Supply and Services,1990), (The Honourable Charles L. Dubin, Commissioner),p.546.

333) R.S.C.1985, c.F–27, ss.38–39. ステロイドは、SOR/92–386, SOR/92–387 によって再分類された。Controlled Drugs and Substances Act, S.C.1996, c.19, Schedule Ⅳ, para. 23 も参照。

334) 前注 pp.535–39.

335) 前注 pp.541, 557.

336) 前注 p.561. 前注 pp.579–80（Ben Johnson の出場停止）も参照。

337) 前注 p.532.

338) 前注 pp.562–64.

339) 前注 pp.551–52, 554, 563.

340) J. Christie, "Report no panacea for amateur sport", The Globe and Mail, Toronto, Oct.20, 1990.

341) L. Beauchese, "The Dubin Inquiry's Political Purpose", paper presented at conference, After the Dubin Inquiry: Implications for Canada's High– Performance Sport System (Sport and Leisure Studies Research Group, Kingston, September 1990).

342) J.A. Lueas, Future of the Olympic Games (Champaign: Human Kinetics Books, 1992) p.108.

343) C. Overall, "Ethics and High–Performance Sport" in After Dubin, 前注 341 ("Dubin レポートは、重大な哲学的内容が著しく欠けている"); K.V. Maier, "Philosophical Anorexia" (1991), 43 Quest 55 at 61–62 ("哲学的大失策"); R. Beamish, Review, (1991), 26 Int. Rev. Sport Soe. 359 ("比類のない倫理的仮説").

344) N. MaCabe, "Olympic Gold: The Dubin Inquiry" (February 1990), 14 (1) Canadian Lawer 22 at 25.

345) Beauchesne, 前注341, at 16. L. Beauchesne, La Légalisation des drogues・・・pour mieux en prévenir les abus (Montréal: Éditions du Méridien,1991), p.200; A. Hall et al., Sport in Canada Society (Toronto: McClelland & Stewart, 1991), pp.224–26 ("Dubin 調査は、ドーピング問題に取り組んだということを取りつくろっているにすぎない").

346) J. Blackwell, "Discourses on Drug Use: The Social Construction of a Steroid Scandal" (1991), 21 J. of Drug Issues 147.

347) E. Cashmore, Making Sense of Sport (London: Routledge, 1990), p.130（薬物の神秘性が禁止されることによって増大された）.

348) Sport: The Way Ahead, Report of the Minister's Task Force on Federal Sport Policy (Minister of State, Fitness and Amateur Sport, May 1992).

349) The Globe and Mail, Toronto, Aug.10,1990.

350) R.W. Pound, "Government isn't a good sport", The Globe and Mail, Toronto, Aug. 17, 1990; Canadian Olympic Association Response to the Dubin Report (December 1990), p.7.

351) Fitness and Amateur Sport, News Release, "Minister Cadieux Announces Four-Year Penalty Framework and Launch of Anti-Doping Organization" (Sept.18, 1991).

352) "Speaking Notes for The Honourable Pierr H. Cadieux, Minister of State, Youth, Fitness and Amateur Sport, on the Occasion of CADO Launch" (Gloucester, Ont., Sept.18, 1991), p.3.

353) Doping Control Stadard Operating Procedures (Gloucester, Ont.: Canadian Centre for Drugfree Sport, April 1994). SOP には、別表5として"Canadian Policy on Penalties for Doping in Sport" (October 1993)が含まれている。

354) R. Dugal, "Tendances et développements récents dans la lute contre le dopage athétigue sur le plan international" in F. Landry et al., eds., Sport・・・The Third Millenium (Sainte-Foy: Les Presses de l'Université Laval, 1991), p. 487; B. Houlihan, The Government and Politics of Sport (London: Routledge, 1991), pp.201-24.

355) Canada, Report of the Commission of Inquiry into the Use of Drugs and Banned Practices Intended to Increase Athletic Performance (Minister of Supply and Services,1990) (The Honourable Charles L. Dubin, Commissioner), pp.455-57.

356) S. Newman, "A Breakfast of Champions: The First Permanent World Conference

on Anti-Doping in Sport; A Step Towards Curbing Drug Use and Abuse" (summer 1988) 12 (2) Champion 12. M.T. Wolff, "Playing by the Rules? A Legal Analysis of the United States Olympic Committee-Soviet Olympic Committee Doping Control Agreement" (1989), 25 Stan. J. Int. L. 611も参照。

357) Dubin Report, 前注 355, pp.422-23, 466-67.

358) Fitness and Amateur Sport, News Release, "Minister Signs Trilateral Anti-Doping in Sport Agreement" (Dec.19, 1990). 同プログラムには、現在、ノルウエー、ニュージーランド、フランスも含まれている。

359) In the Matter of an Application for Category II Reinstatement by Gary Williams (Decision of Adjudicator, Jan.19, 1996)(ローマの実験室への出頭は、不可能であった). 妨害行為の嫌疑に関する奇妙な事例については、In the Matter of an Application by Karen Wilkinson for Category II Reinstatement (Decision of Adjudicator, Sept.6, 1995); The Globe and Mail, Toronto, Sept.18, 1995 を参照。労働争議の解決一般については、第 2 章 E を参照。

360) B.K. Alexander, Peaceful Measures: Canada's Way Out of the "War on Drugs" (Toronto: University of Toronto Press, 1990), pp.29-32; Beauchesne, 前注 345, at 103-12, 125-35.

361) R. Voy, Drugs, Sport and Politics (Champaign: Leisure Press, 1991), p.99. カナダ陸上競技協会の準備金プログラムは、アスリートのビタミン代として、1 ケ月の基準予算 100 カナダドルを認めている。

362) Drug Education & Doping Control in Canadian University Sport (Gloucester, Ont.: CIAU, 1994), pp.37-47.

363) Dubin Report, 前注 355, p.504.

364) Drugs in Sport: An Interim Report of the Senate Standing Committee on Environment, Recreation and the Arts (Canberra: Australian Government Publishing Service, May 1989), p.60.

365) R.L. Simon, "Good Competition and Drug-Enhanced Performance" (1985),

11 J. of Phil. of Sport 6; W.M. Brown, "Paternalism, Drugs and the Nature of Sports" (1985), 11 J. of Phil. of Sport 14; N. Fost, "Banning Drugs in Sport: A Skeptical View" (1986), 16:4 Hastings Center Report 5; M. Lavin, "Sports and Drugs: Are the Current Bans Justified?" (1987), 14 J. of Phil. of Sport 34; P.A. Lawson, "The Use of Drugs by Athletes" in P.J. Galasso, ed., philosophy of Sport and Physical Activity: Issues and Concepts (Toronto: Canadian Scholars' Press Inc., 1988), p.32; R. Gardner, "On Performance–Enhancing Drugs and the Unfair Advantage Argument" (1989), 16 j. of Phil. of Sport 59; E. Cashmore, Making Sense of Sport (London: Routledge, 1990), pp.118–31; R. Butcher and A. Schneider, Doping in Sport: An Analysis of the Justification for Bans and the Ethical Rationale for Drug–Free Sport (Canadian Centre for Drug–free Sport, April 1993).

366) M.H. Williams, ed., Ergogenic Aids in Sport (Champain: Human Kinetics Publisher, 1983); L. Bucci, Nutrients as Ergogenic Aids for Sports and Exercise (Boca Raton: CRC Press, 1993).

367) C. Francis, with J. Coplon, Speed Trap: Inside the Biggest Scandal in Olympic History (Toronto: Lester & Orpen Dennys, 1990), p.299.

368) 女子体操競技の事例については、Cashmore, 前注 365, p.126; A. Guttmann, A Whole New Ball Game: An Interpretation of American Sports (Chapel Hill: University of North Carolina Press,1988), p.163–64; J. Ryan, Little Girls in Pretty Boxes: The Making and Breaking of Elite Gymnasts and Figure Skaters (New York: Doubleday, 1995)を参照。

369) J.M. Hoberman, Moral Engines: The Science of Performance and the Dehumanization of Sport (New York: The Free Press, 1992), p.111.

370) 第 2 章 C, 2 を参照。

371) 尿検査は、ヒト成長ホルモン、エリストロポエティン、血液ドーピングの検出には役に立たない。

372) 1983年以来、その試算には、管理・移動・検査上のコストのみならず、警察の取り締まり費まで含まれている。国際的包括的なドーピングコントロールコストについては、J.B. Jacobs and B. Samuels, "The Drug Testing Project in International Sports: Dilemmas in an Expanding Regulatory Regime" (1995), 18 Hastings Int'l & Comp. L. Rev. 557 at 565–89 を参照。

373) W.J. Morgan, Review Essay, (1992), 19 J. of Phil. of Sport 101 at 106（その不確かさは、"自由の妨害と経歴の破滅"をもたらす), review of Hoberman, 前注 369.

374) 大学が、ドーピングコントロールを支援する宣伝的セミナーに出席することを要求する時には、大学も自主性を犠牲とさせている。Drug Education & Doping Control in Canada University Sport, 前注 362, pp.1–2; R.C. Watson, "death of the 'Student Athlete': Drug Testing in the Canadian Interuniversity Athletic Union" (1994), 6 Educ. & L.J. 59.

375) Drug Testing and Privacy (Ottawa: The Privacy Commissioner of Canada, 1990), pp.43–44; Privacy Commissioner; Annual Report, 1990–1991 (Ottawa: The Privacy Commissioner of Canada, 1991), p.19.

376) Canadian Human Rights Commission, Annual Report 1989, pp. 21 – 22; Annual Report 1990, pp. 26 – 27 (Minister of Supply and Services, 1990, 1991). Report on Drug and Alcohol Testing in the Workplace (Toronto: Ontario Law Reform Commission, 1992)も参照。

377) G. Joyce, "Was Ben Cheated?" Saturday Night, (September 1993), 28 at 34.

378) 第2章 D, 3 を参照。

379) もっとも、Gray v. Can. Track and Field Assn. (1986), 39 A.C.W.S. (2d) 483 (Ont. H.C.J.)(アスリートが、陽性検査後に資格停止処分を受けた；その時に聴聞が行われていた時には、協会は公平な役割を果たしているとされた).

380) 第2章 C, 1–4 を参照。

381) Hill v. NCAA, 273 Cal. Rptr. 402 at 422 (1990); revd. 26 Cal. Rptr. (2d) 834 (1994)(提起の 12 時間前までの告知が、学生になされていなかった；会議招集告知と同じ日の“聴聞”；独自の検査権はない；その過程は不適正とされた); Quirke v. Bord Luthchleas Na hEireann, unreported, March 25, 1988 (High Ct. of Ireland), Barr J.（聴聞が行われなかった不当な出場停止処分）.

382) 第 2 章 A, 1 を参照。

383) 第 2 類型における Jeremy Atkinson による復権申請に関する Decision of Adjudicator, May 25, 1994（ジュニアフットボール選手；ステロイド検査が陽性であった；復権は認められなかった); 第 2 類型における Douglas Graham Neva による復権申請に関する Decision of Adjudicator, May 25, 1994（ジュニアフットボール選手；検査の拒否；復権は認められなかった); 第 2 類型における Jim Dan Corbett による復権申請に関する Decision of Adjudicator, Feb.8, 1995（コモンウエルス競技会で陽性検査後に、重量挙げ選手が復権を認められた；ティームドクターと CCDS が不十分な含有物リスト表示と処方ラベルを照合した); 第 2 類型における Dennis Radlinsky による復権申請に関する Decision of Adjudicator, June 16, 1995 (CIAU のフットボール選手が復権を認められた；治療上の使用である旨の任意の自白とその他の有利な事情；April 1994 rules)；第 2 類型における William Royle による復権申請に関する Decision of Adjudicator, July 13, 1995（ジュニアフットボール選手；検査の拒否；復権は認められなかった）.

384) H. Opie, “Legal Regimes for the Control of Performance–Enhancing Drugs in Sport” (1990), 12 Adelaide L. Rev. 332 at 339–42.

385) IAAF とドイツ陸上競技連盟に関する（Grit Breuer, Katrin Krabbe, Silke Möller の事例）、Decision of the IAAF Arbitration Panel, June 28, 1992（小委員会は、検査手続と制裁システムが違法であったというドイツ陸上競

技連盟の法律委員会の裁決を却下することができない).

386) Chabot v. Man. Horse Racing Commission, [1987] 1 W.W.R.149, 33 D.L.R. (4th) 714 (Man. C.A.)(調査とその執行権に対する騎手の同意).

387) H. Beyer, "Some Legal Aspects in Regard to Doping Controls" (1990), 30 Med. Sci.L. 197; L. Uzych, "Drug Testing of athletes" (1991), 86 Brit. J. of Addiction 25.

388) P.A. Lawson, "The Use of Drugs by Athletes" in P.J. Galasso, Philosophy of Sport and Physical Activity (Toronto: Canadian Scholars' Press Inc., 1988), 32 at 35–36; P.B. Thompson, "Privacy and Urinalysis of Athletes" (1982), 9 J. of Phil. of Sport 60, reprinted in Galasso, at 37.

389) カナダのドーピングコントロールは、連邦政府の機関によって行われていないため、Privacy Act, R.S.C.1985, c.P–21 による特別な保護は適用されない。Privacy Commissioner, Annual report 1990–1991 (Ottawa:Minister of Supply and Services Canada, 1991), p.19 を参照。

390) パンアメリカン競技大会での Silken Laumann (Int.Rowing Fed., April 8, 1995 "意図的でも過失による使用でもない・・・うっかりミス" ; Laumann は、ティームドクターによって風邪の治療薬だと誤った指示をされた). IAAF とドイツ陸上競技連盟に関する前注 385 (違反が意図的であることを要するのか、それとも厳格責任の一種であるのか); Gasser v. Stinson, unreported, June 15, 1988 (Ch. Div.), Scott J., Doc.CH–88–G–2191, (IAAF 規則 144 ; "罪の意識のある心理状態とは独立した "責任";"倫理的無罪" の抗弁が氾濫する結果となる).

391) Joyce, 前注 377, at 31–34 (1993 年の Ben Johnson の 2 度目の出場停止 ; "通常の"テストステロン比率). カナダスポーツ医学センターと Rocque Gameiro に関する Decision of an Independent Arbitrator, March 23, 1990 も参照。

392) カナダスポーツ医学センターとGlen Doddsに関するDecision of an Independent

Arbitrator, May 21, 1987; 前掲の Rocque Gameiro に関するもの("サンプルの完全性と処理手続を明白かつ疑問の余地なく立証するのは、SHCC の責任である" (at 32)); Jack McCann とカナダアンチドーピング機構に関する Decision of an Independent Arbitrator, May 20, 1992.

393) Vinnicombe v. Australian Sports Drug Agency, unreported settlement, April 24, 1992 (Fed Ct. of Aus.), Lockharat J., Doc. G65; Re Vinnicombe and Australian Professional Cycling Council Inc. (Referee's Decision, R.J. Ellicott Q.C., April 23, 1992) (CADO の手続に従って行われた検査が、1990 年の（連邦）オーストラリアスポーツドラッグ機構法の基準に適合していなかった).

394) "B"アスリートに関する TAC Doping Control Review Board Panel, April 14, 1990; Quirke v. Board Luthcheas Na hEeireann, 前注 381（IAAF の検査拒否の結果を説明する告知の不履行).

395) Harry L. Reynolds に関する TAC Doping Control Review Board, Oct. 4, 1991 ("A"サンプルのナンドロロン；"B"サンプル検査における一連の保管・実験室の手続・データ分析に関する疑義）；第 2 類型における Gary Williams による復権申請に関する Decision of Adjudicator, Jan.19, 1996（封印の際のラベルの食い違い).

396) Gasser v. Stinson, 前注 390（"B"サンプルの検査は、"A"サンプルの結果を "裏付け" ねばならない；薬物の存在することは立証されねばならないが、ステロイドの分析結果が一致する必要はない；手続における瑕疵は、アスリートにとって信憑性のないもしくは不公正な結果としなければならない); Randy Barnes に関する TAC Doping Control Review Panel/ Hearing Board, Jan.4, 1991; affd. TAC Appeals Board, April 22, 1991（アスリートによる立証責任の不履行；"不公平" かつ "不可能" とされている立証責任); Harry "Butch" Reynolds に関する IAAF, IAAF Rule 20.3（ii）and the Athletics Congress of the U.S., IAAF Arbitration Panel, May 13,

1992（小委員会は陽性検査を裏付けた）.

397) Robertson v. Australian Professional Cycling Council Inc., unreported, Sept. 10, 1992 (S.C.N.S.W.), Waddell C.J.(自動的な2年間の罰則は、取引制限であるとされている）; Gasser v. Stinson, 前注390（裁判所の管轄根拠としての取引制限); 第4章A,Bを参照。4年間の罰則は、ヨーロッパの労働法では違法と認められている。

398) J. Trossman, "Mandatory Drug Testing in Sports" (1988), 47 U.T. Fac. L. Rev. 191 at 215–18; J. de Pencier, "Legal Aspects of Doping Control in Canada" (1994), 4 Marquette Sports L. J. 259 at 287–92.

399) Can. Civil Liberties Assn. v. Toronto Dominion Bank, (1994), 22 C.H.R.R. D /301 (Can. Trib.); revd. Fed. T.D., April 22, 1996（従業員の検査）. 第5章D（プロスポーツの薬物検査）も参照。

400) IAAF, Procedural Guidelines for Doping Control (August 1993), s.5.

401) Privacy Commissioner, Annual Report,1992–1993 (Ottawa: Privacy Commissioner of Canada, 1993), p.35; J.C. de Pencier, "Blood Analysis and Doping Control –Legal, Social and Organizational Issues" in P. Hemmersbach and K.I. Birkeland, Blood Samples in Doping Control: Second International Symposium on Drugs in Sport (Oslo: On Demand Publishing, 1994), p.3.

402) Part Ⅰ of the Constitution Act, 1982, Schedule B of the Canada Act, 1982 (U.K.), 1982, c.11. 憲章10条の権利は、"逮捕・拘留"にのみ適用され、11条の権利は、犯罪で"起訴された"者にのみ適用される。第2章A, 1を参照。

403) Hunter v. Southam, [1984] 2 S.C.R.145; R. v. Dyment, [1988] 2 S.C.R.417. P. Connelly, "Random Drug Testing: The Constitutional Ramifications" in The Business of Sports in Canada: Capitalizing on Opportunities in a Dynamic Industry (Toronto: Canadian Institute, 1989)を参照。

404) Re Dion and the Queen (1986), 30 C.C.C. (3d) 108 (Que. Sup. Ct.); Jackson

v. Joyceville Penitentiary, [1990] 3 F.C.55, 55 C.C.C. (3d) 50 (T.D.).

405) Trossman, 前注 398, at 202–15; de Pencier, 前注 398, at 281–85; Canada, Report of the Commission of Inquiry into the Use of Drugs and Banned Practices Intended to Increase Athletic Performance (Ottawa: Ministry of Supply and Services, 1990) (The Honourable Charles L. Dubin, Commissioner), pp.490–95.

406) Gray v. Can. Track and Field Assn. (1986), 39 A.C.W.S. (2d) 483 (Ont. H.C.J.)(協会と連邦政府との関連性がなかった); R.C. Watson, "Death of the 'Student Athlete': Drug Testing in the Canadian Interuniversity Athletic Union"(1994), 6 Educ. & L.J. 59 76–77. もっとも、Registrar of Trade Marks v. Can. Olympic Assn., [1983] 1 F.C. 692, 139 D.L.R. (3d) 120, 67 C.P.R. (2d) 59 (C.A.)("公共企業体" としての COA；政府によるコントロールの形態)を参照。

407) Chabot v. Man. Horse Racing Commission, [1987] 1 W.W.R. 149, 33 D.L.R. (4th) 714 (Man. C.A.).

408) Drug Testing and Privacy (Ottawa: Privacy Commissioner of Canada, 1990), p.43. Dubin Report, 前注 405, pp.494–95 は、スポーツカナダによる財政的支援要件を政府活動とみなすことができることを認めてはいるが、アスリートに対する薬物検査は"正当な目的"のために行われているため、不合理な捜索ではなく、"合意に基づいている" ため、"真の意味では強制的ではない" と主張している。

409) SOP の 11.2 条によれば、連邦による直接的財政支援に関連している第 2 類型の復権聴聞に、スポーツカナダは当事者として参加する。カナダスポーツ医学センターと Glen Dodds に関する Decision of an Independent Arbitrator, May 21, 1987（ドーピングコントロールには政府の活動が含まれているが、7 条違反ではないとされた)も参照。

410) Drug Testing and Privacy, 前注 408, pp.43–45.

411) 第2章C, 1–4を参照。

412) Arbitration Act, S.O.1991, c.17.

413) J. Barnes, "Recent Developments in Canadian Sports Law" (1991), 23 Ottawa L. Rev. 623 at 649–62.

414) Reynolds v. IAAF, 23 F.3d 1110(1994); L.B. Bingham, "Arbitration of Disputes for the Olympic Games: A Procedure That Works" (1992), 47 (4) Arb. J. 33; M.B. Nelson, "Stuck Between Interlocking Rings: Efforts to Resolve the Conflicting Demands Placed on Olympic National Governing Bodies" (1993), 26 Vand. J. Trans. L. 895. Reynoldsの事例は、l'affaire Harding–Kerrigan: Harding v. U.S.Figure Skating Assn., 851 F.Supp. 1476 (1994)に留意することを、USOCにもたらした。

415) Reynolds v. TAC, 935 F.2d 270 (1991).

416) Harry "Butch" Reynoldsに関するIAAF, IAAF Rule 20.3 (ii) and the Athletics Congress of the US, IAAF Arbitration Panel, May 13, 1992.

417) Reynolds v. IAAF, 112 S. Ct. 2512, 120 L. Ed. 2d 861 (1992).

418) Reynolds v. IAAF, 前注414.

419) The Globe and Mail, Toronto, Nov.1, 1994. 合衆国最高裁判所の判決に従うPrimo Nebioloのコメントは、Reynoldsの事例を再審理させようとするものではない。

420) T. Bach, "Decisions of Sports Organizations in Ordinary Courts" in Association of the European National Olympic Committees, II Juridical Seminar: Sport Laws and Regulations in Europe (Rome, March 1993), p.95.

421) K. M'Baye, "The Court of Arbitration for Sport" (November 1983), 193 Olympic Review 761; Nelson, 前注414, at 920–23.

422) Court of Arbitration for Sport, CAS Compilation 1993; "Issues in International Sports Arbitration" (1995), 13 Boston U. Int'l. L. J. 527.

423) International Council of Arbitration for Sport, Code of Sports–Related Arbi–

tration (Lausanne, June 1994).

424) 例えば、Korneev and Gouliev v. Int. Olympic Committee (Court of Arbitration for Sport, Atlanta, Aug.4, 1996)(ブロマンタンが“類似薬物”としての興奮剤である証拠を不十分とした).

425) Canadian Sport Council, Report of the Alternative Dispute Resolution Committee (October 1994).

426) “Alternative Dispute Resolution” (Ottawa: Centre for Sport and Law). アスリートの経費は、500 カナダドルである；スポーツ団体は、当該事例の期間・困難性に応じて、1500 カナダドルから 3000 カナダドルまで支払うことになる。